

はじめに

- 1 既存の研究の問題点
 - 2 古代政治社会の批判
 - 「商業について」: 商業と軍事
 - 「古代諸国家の人口について」: 党派対立をめぐる問題
 - 3 ローマ共和政の政治制度の問題
 - 民主政体期のローマ共和政の問題
 - 混合政体の失敗
 - 4 「完全な共和国」論における政治機構論: 党派対立をめぐる『オシアナ』との対話
 - 二院制モデルの継承と修正: 立法論と連邦論の結合
 - 党派対立の制度化
 - 共和政と征服
- おわりに
- 別表(「古代諸国民の人口」論文 [1752]における古代著作への典拠)

はじめに

「彼 [=バーク自身] は、いかなる共和政も罵倒していない。彼は、自分のことを、抽象的な共和政や王政の、味方とも敵とも公言したことはない。各国の状況と慣習とが政府の形体を決めるべきであり、状況と慣習とを力で変えることは常に危険であり、大いなる害悪を生み出すものである、というのが彼の考えであった。彼の本性、気質、能力のなかには、彼を古代・近代の共和政の敵たらしめるようなものは何もない。まったく逆だ。彼は、若い頃に、共和政の形式と精神とを、極めて熱心に、感情や偏見に乱されぬ心で学んだ。そこで彼が全く確信したのは、この研究がなければ、政治に関する学問 the science of government は、ほとんど発展しないであろうとのことであった。しかし、この研究から彼の心に残った結論とは、イングランドにしてもフランスにしても、共和政体になるとすれば、実験においても実際においても無限の損害が伴うであろうということであり、そして、いずれかの国に安全に導入しうる共和政的なもの全ては、君主政、しかも名目的な君主政でなく実際の君主政を、その本質的な土台とすべきであるということ、貴族政的であろうと民主政的であろうとそのような [共和政的な] 制度は君主から由来すべきであるということである」(Burke [1791], 114)

フランス革命を批判したエドマンド・バークが、フランスの新しい政治制度と、英国の政治制度とを対比して、後者を、騎士道精神に満ちあふれたゴシック的な古来の国制であると表現したことは有名である。彼にとっては、英国こそが「近代」の政治社会であった。バークの認識において、「近代」とは、古代ローマ帝国が崩壊した後の、ゲルマン人の社会から始まり、自らが生きる時代に至るまでの時代であり、それは、ヨーロッパの政治社会が徐々に文明社会へと発展を遂げた時代であった。この意味においての「近代」の擁護者であるバークは、しかし、ギリシアやローマなどの古代世界に無知でも無関心でもなかった。古代の政治制度や歴史経験は、彼にとって、自らの政治論の重要な源泉の一つであった。一例を挙げよう。バークのみるところ、革命後のフランスでは国民が均質な集団として捉えられ、人為的、機械的に選挙

区分がつくられており、彼はこれを、タキトゥスを引用して古代ローマの軍事的な植民地政策になぞらえながら、批判している。これと対比されるのは、古代共和国の立法者の方法である。「古代の共和国を形成した立法者たちは、自分たちの仕事が困難な作業であり、大学生の形而上学や徴税官の数学・算術などの道具立てでは遂行できないことを知っていた。彼らは人間を扱わざる得ず、人間本性を学ばねばならなかった。・・・彼らは、市民をそれぞれの習慣にふさわしい階層に分け、国家のなかにおいてその習慣にふさわしい位置におくべきことを必要と考えた」(Burke [1790], 162)。ここで念頭に置かれているのは、アテナイにおけるソロンの国制の階層制度や、古代ローマのケントゥリア民会である。バークは古代世界におけるこうした政治社会の分節化の方法を肯定的に評価している¹。

バークは、経済発展に社会を文明化する作用を見だし、それを肯定的に評価したという意味では復古主義者ではなくモダニストであり、また、政治社会や政治権力を宗教的・哲学的な「熱狂」から擁護するための論考を行ったという意味では「保守的啓蒙」の一員であるが²、この点において、デイヴィッド・ヒュームと、バークとは異なるところはない。バークは、政治を論じるためには「共和政の形式と精神」を研究することが不可欠であると考え、古代世界から学んでいた。では、ヒュームについてはどうであっただろうか。彼は共和政を「罵倒」したのであろうか。「共和政の形式と精神」を熱心に研究したのであろうか。

これは、ヒュームが、ヨーロッパの政治学の歴史を、どのように理解していたかという問題と関連している³。ヨーロッパの政治学史のなかにヒュームを適切に位置づけるためにまず明らかにすべきは、ヒューム自身が、ヨーロッパの政治学の議論の蓄積をどのように理解したうえで議論していたかという点である。そして、少なくとも初期近代以降のヨーロッパ政治学が、ギリシア、ローマなどの古代世界の経験を議論の素材としてきたことを念頭に置くならば、この点は、ヒュームが、古代世界をどのように認識し、そこから何を学び取ったかという点と不可分の問題である。ヒュームが、商業活動を評価するなかで古代社会を批判したことは有名であるが、それは、彼が古代の政治経験や政治制度を単なる反面教師とのみみなしたことを意味しないし、さらに、それは、ヒュームと古代の著述家との関係、さらには古代から学んだ政治学者との関係をなんら説明するものではない。

ヒュームの古代論や、ヒュームにおける政治学の継承と修正という点を分析するなかにおいて浮かび上がってくるのは、今日のヒューム解釈の多くが採用する解釈枠組みの適切性にかかわる問題である。端的にそれは、「富と徳」⁴という解釈枠組みが、ヒュームを理解するうえで適切な枠組みでありうるのかという問題である。18世紀英国の思想世界においてみられた構図とは、商業活動を擁護したモダニストと、古代の政治社会を模範と考えて政治的徳を称揚した古代派との対立にほかならない、というのが、この分析枠組みが提唱する基本的視角である。この「富と徳」という二元的構図は、近代と古代、商業と政治、経済学と政治学という二元的

¹ cf. 「民衆的国家では、民衆はいくつかの階層に分けられる。偉大な立法者たちが注目を集めたのは、まさにこの区分の仕方においてであり、民主政の存続と繁栄が依存していたのはまさにこの点である」(Montesquieu [1748], 2.2)。

² Pocock (1982), (1987), (1989a), (1989b)。

³ 本稿において用いる政治学とは、英語においては politics と表象される、政治現象にかんする体系的な認識を意味する。政治学が、高等教育制度と結びつけられながら、狭義の意味における学問分野として制度化されたのは19世紀後半以降のことであるが、本稿が論ずるのは、こうした狭義の意味における政治学や政治学史ではない。われわれの観点において、politics を論じたヒュームは、政治学を論じた政治学者である。

⁴ Hont and Ignatieff (1983)。

対照へと敷衍される。商業を擁護する近代派か、共和政を称揚する古代派か、という単純な二元論を前提にして、ヒュームや18世紀思想史を捉える試みは、ともすれば、共和政論だけを古代からの政治学の伝統として捉える傾向に陥りやすい。ここにおいて伝統的政治学と位置付けられるものは、公民の徳を掲げた共和主義の政治学であり、この意味における伝統的政治学が、商業活動を正当化しながら経済学的認識を発展させていったモダニストに次第に圧倒されていく歴史こそが、この解釈枠組みが描き出す18世紀思想史である。しかし、ヒュームその人の認識において、ヨーロッパにおける政治学の伝統は、共和政の政治学として表現されるものであったのであろうか。

政治学史におけるヒュームの位置づけを明確にするために本稿が着目するのは、古代社会を自らの政治的思索の素材としたヒュームが、その成果を、ハリントンとの対話として結実させた論文「完全な共和国の案」である。ヒュームの「完全な共和国」論文とは、党派対立をめぐる政治学上の理論的問題に対して、ヒュームが機構論的な解決策を与えるべく執筆したものである。ヒュームは、古代世界の政治経験から、党派対立に関する問題について洞察を深めていた。その際、古代世界の政治経験から自らと同じように党派対立をめぐる政治学の問題を学び取った先達としてヒュームが理解した人物こそジェイムズ・ハリントンであり、ハリントンの思索の欠陥を修正したうえで発展させたものが「完全な共和国」の政治制度論であった。'ancient prudence'、すなわち、スパルタ、近代のヴェネツィアの政治制度や、古典古代の政治学に学び、共和政ローマの欠陥を回避しようとしたハリントンの『オシアナ』とは、ヒュームにとっては、解決すべき政治学の問題に、適切な方法――すなわち政治機構の整備――によって解答を与えようとした政治学上の古典であった。

1 既存の研究の問題点

ヒュームの古代政治社会論については、それ自体を正面から検討したものは少なく⁵、多くの研究は、彼の商業論や近代社会論を検討するなかで、ヒュームが批判した対象として共和政や共和主義思想と同列に古代社会を位置づけている。こうした解釈潮流において主流をなすのは、先述のように、古代と近代、徳と富、政治と経済、共和政と君主政という二元的な図式を想定し、ヒュームの立場を後者の側に属すると解釈するものである。この視点から、ヒュームの古代論や「完全な共和国」論を位置づけた研究の代表格は、ジェイムズ・ムーア氏による「ヒュームの政治科学と、古典的共和政論の伝統」(Hume's Political Science and the Classical Republican Tradition, 1977)である。ヒュームの政治学を明確に古典的共和主義政治学への批判と位置づけたこの論文は、今日に至るまで学界で広く受け入れられている⁶。それゆえ、まずここで、この論文の検討を通じて、ヒュームの古代論や「完全な共和国」論の解釈、さらにはヒュームの政治学全体の解釈をめぐる問題状況を明らかにしておきたい。

ムーア氏は、この論文で、ヒュームの政治学を「政治的思索の伝統への応答」、つまり「古典的共和政論の政治学への精巧な応答」と位置付ける(Moore (1977), 810)。ムーア氏によれば、伝統的な政治学である古典的共和政論とは市民の徳の必要性を主張する議論であり、ヒュームはこれに対して、観察や経験を通じて一般原理を抽出する経験論の政治学を対置し、政治学の科学化をおこなったことで商業社会に相応しい政治学を構築し得た思想家である。つまり、ムー

⁵ 唯一の例外は、「古代諸国家の人口」論文を中心にして、ヒュームを古代近代論争のなかに位置づけた先駆的なMossner (1949)である。

⁶ Moore (1977). cf. Robertson (1993), 372, n. 68.

ア氏によれば、ヒュームは新しい時代にふさわしい新しい政治学を構築した、始まりの思想家である。ヒュームが「政治学は学問でありうること」論文で、政治現象は統治者個人の資質に依存せずに政治制度の型から一般的に説明しようと述べたこと、あるいは「商業」や「古代人口」などの論文で、古代世界を、さらには、古代に模範を求め徳を称揚する政治論を批判し、経済発展の有用性を高らかに主張したことを想起すれば、たしかにムーア氏のこうした解釈には妥当性があるように思われる。

しかし、ムーア氏の解釈が前提とする二元的な図式は、それほど自明なものではない。まず、ムーア氏が、その二元的な解釈枠組みのうち、ヒュームの立場として規定したものを検討しよう。つまり、ヒュームの政治学を、経験主義的政治学と位置づける点に関してである。

ムーア氏が、ヒュームが批判した「古典的共和政論の政治学」の代表として措定するのは、マキアヴェッリ、ハリントン、ボリングブルックである。ヒュームの方法が「まったくはオリジナルでない」ことを認めるとともに、「実験的もしくは経験的なアプローチ」がマキアヴェッリ、ハリントン、ボリングブルックにもそれぞれ存在することを認めるムーア氏が論証しようとするのは、この三者がヒュームとは違って、経験的方法から逸脱しているということである。まず、ボリングブルックについては、その「自然観」が「ニュートンの」でないこと、さらに、『歴史の研究と効用』において政治学の目的を「優れた人間、優れた市民」を育成することと定式していることを根拠に、「実験的・経験的観点」から外れているとされる(814)。このうち第一の論拠は、ニュートンの学問方法、ヒュームの学問方法、「実験的もしくは経験論的なアプローチ」の三つを等しいものと理解することに基づいているが、この理解の妥当性は自明ではない。『人間本性論』で「実験的方法」を掲げたヒュームは、実際にはニュートンの方法を理解もしていなかったし採用もしていなかった⁷。ニュートン自身が神の秩序を明らかにするための手段としてその学問方法を構想していたことや、それゆえのヒュームの方法との相違についてはここでは不問にするとしても、ヒューム自身が、ニュートンの学問に神学の痕跡を見だしそれを指摘していることが忘れられてはならない(HE, 5.155)⁸。また、ヒュームその人が、ボリングブルックの『歴史の研究と効用』と同様の表題を持つ「歴史の研究」論文で、歴史の三つの効用のひとつとして、ボリングブルックと同様に「徳の涵養」を挙げていることはムーア氏の第二の論拠を疑わしいものとしている(Essays: History, 563-67

⁷ 経験に基づく一般原理の抽出という意味におけるニュートンの学問方法を、『人間本性論』のサブタイトルに 'experimental methods' を掲げたヒュームに見いだそうとする解釈は、Smith (1941) 以来、ヒューム解釈における根強い伝統となっている。Forbes (1975) は、こうした「経験的」方法は、自然法学の伝統においてすでにキケロが採用していたものであり、また、この点を初期近代の自然法学者も自覚していたことを示す。Jones (1982) は、「実験的方法」という当時の流行用語を若きヒュームが採用しただけで、実際には彼はニュートンを明確には理解していなかったことを示している。ヒュームが用いる 'science' 概念が、多くの場合、いわゆる自然科学的なモデルの科学でなく、一定のまとまりをもった知的認識としての学問を示すことは、彼の 'philisophy' 概念が今日の意味における狭義の哲学ではなく一般的な学問を示し、ほとんどの場合 'science' と互換的な概念であることと同様に、テキスト上から明らかであり、こうした概念に学問が細分化した後の含意を投影させてはならない。ヒュームによれば、ウルジーはヘンリ8世に 'science of government' を教えたが(HE, 3.99)、これを自然科学的方法に従った政治科学と解釈すべきなのであろうか？

⁸ この箇所はこれまでほとんど着目されてこなかった。ここでヒュームは、ジェームズ1世の著作が迷信に満ちていることを時代に規定されたものと位置づけ、同様の非難がニュートンにも適用できるとしている。『イングランド史』において、ニュートンを直接論じた箇所でヒュームは、ニュートンを「実験に基づく原理」のみを追求し「真の哲学に通じる唯一の道を進んだ」と評価するが、他方で、彼の営為は「機械的哲学」の不完全さを示すものであったとしている(HE, 6.541)。ニュートンその人の学問と神学との関連については、Robbins (1959), 67-72, ドップズ (1991), Kidd (1999), 43-44を参照のこと。

[1741-60]⁹。続いて、ハリントンについて、権力のバランスは財産のバランスに従うという政体変動論は、「不変なマテリアル(質料)」を想定した点で、アリストテレス的自然観における四原因論を継承していると解釈され、この自然観はそもそも「厳密な実験的もしくは経験的なアプローチ」に対立するものとされる(Moore (1977), 815-16)。ムーア氏は、ここで「古典的共和政論の政治学」とヒュームの政治学との二元的対比を、アリストテレスと近代科学の二元論として読み替え、ハリントンをこの二元的図式のなかに整理してしまう。このようにハリントンとヒュームとを単純に対比してしまうと、ヒュームがハリントンの政体変動論に大きく影響されていることをどう説明するか、手がかりを失ってしまうであろう。マキアヴェッリについてムーア氏が与える説明はさらに説得力がない。氏はマキアヴェッリ自身の政治学の方法を検討しない。政治学の一般原理を導き出すための経験素材がマキアヴェッリの時代には不足していたとのヒュームの批判に依拠して、マキアヴェッリとヒュームとの違いが示される(817)、こうした議論はマキアヴェッリがヒュームとは異なる方法で政治学にアプローチしたこと証明にはなっていない¹⁰。ムーア氏は触れないが、ヒュームが『リヴィウス論』に与えた評価が高かったことは、本稿の視点からは重要な点である¹¹。

しかし、ムーア氏の解釈においてより本質的な難点とは、彼が二元的に描き出そうとしたもう一方の側の位置づけである。ムーア氏は、「古典的共和政論の政治学」を、腐敗を批判し、市民が徳を涵養することの重要性を第一に強調した、徳の政治学として措定している。ムーア氏によれば、これに対してヒュームは、人間が自己利益にとらわれた存在であるとの認識に立って、人間精神の陶冶を目指す徳論でなく政治機構論を重視し、政体のあり方が社会にあたる「斉一的な結果」を「政治学の科学研究」の条件と考えその研究をおこなった政治学者である(826)。こうした理解の問題は、大きく分けて二つ存在する。第一の問題とは、道德論と機構論とを背反的に捉えるこの解釈が、ヒュームにおける機構論と道德論の関連を等閑視している点である。ヒュームが機構論的な政治学を目指したことは、彼が、道德論的、習俗論的な関心を欠いていたことを意味するわけではない。『人間本性論』第3巻とは他ならぬ道德論であり、徳と悪徳との区分を廃棄するバーナード・マンデヴィルのような「リバルタン」にヒュームは常に批判的であったことは指摘するまでもない。また、政治社会を支える精神としての「公共精神」の問題について、ヒュームは、もはや論じる必要がないと考えていたのではなく、後述のように、政治制度の設計を通じて、あるいは経済発展の結果として位置付けることによ

⁹ 1741年までにこの論文を執筆したヒュームが、ボリングブルックの『歴史の研究と効用』(出版1752年)を出版以前の草稿の段階から読んでいたことを示す証拠はなく、少なくとも、ヒュームの議論はボリングブルックからは独立したものであったと考えることができる。『イングランド史』においてヒュームは、歴史の効用として、教育性(教訓性)と娯楽性を挙げている(HE, 2.525, 5.545)。

¹⁰ Robbins (1961)は、両者の政治学の共通性を指摘している。

¹¹ ムーア氏は、観察や経験にもとづいて一般的な説明原理を導く方法を採用することが、近代世界においてようやく到達された学問の高次の発展形態であり、さらに、社会諸科学が自然科学の方法を採用することが学問の進歩であるという、それ自体論争的な想定に基づいて議論している。初期近代における自然法論者が経験や観察から一般的原理を抽出する方法の先駆者としてケケロなど古代人を想定していたことについてはすでに触れたとおりであるが、あるいはまた、ローマの版図拡大の原因を「観察」によって探ろうとしたポリビオスが、ローマの優れた政治制度にその原因を見だし、一般的な原理論として比較政体論を展開したことを、ムーア氏はどのように解釈するのであろうか。ムーア氏のような学問観的な前提にもとづく解釈のもう一つの問題は、自然科学的な学問的方法が社会諸科学においても精緻化した20世紀・21世紀の解釈者が、なぜ18世紀に、学問方法における決定的な断絶点をみいださうのかという点に関するものである。ヒュームが政治学の一般的原理を導き出すために依拠した「経験」とは、主として書物から得られる歴史経験、つまり二次史料が伝えるデータに他ならず、今日の基準に照らしてみれば、ヒュームの政治学のいわゆる近代科学性を論じることがどの程度有意義な問題設定なのか疑問である。

て「公共精神」の問題と格闘していた。

ムーア氏の「古典的共和政論の政治学」の理解における第二の問題とは、「古典的共和政論の政治学」を、仮に齊一的な特徴を持つ体系的なものとして措定できるとしたにせよ、それを徳の政治学として理解することがはたして可能であろうかという点である。

たしかに、政治の問題点を、精神的な「腐敗」に起因するものとしてとらえ、「徳」を称揚することで問題に対処しようとする立場、すなわち、政治に対する道徳論的、習俗論的なアプローチをヒュームが批判したことはテキスト上明らかである。ヒュームは、ローマ共和政の歴史経験に基づいて道徳的腐敗と「奢侈」とを非難する立場を、「厳格な道徳論者 (severe moralists)」と規定して批判するが (Essays: Refinement, 275、同趣旨Morals, 2.2 (181))、彼は、ここで、誰を批判しているのか明らかにしない¹²。ヒュームが批判した立場とは、「古典的共和政論の政治学」と同じものなのであろうか。

腐敗や徳を論じた18世紀の著述家を、すべて共和主義者と解釈することにはほとんど意味がない。モンテスキューが『法の精神』冒頭で注意を促したように、18世紀において、「徳」には多様な意味があった¹³。徳を主張する思想には、様々な思想潮流が混入しており、徳論をすべて共和主義者の道徳論として理解することには無理がある。

17-18世紀において、強調されるべきは、原罪論に基づいたキリスト教、特にプロテスタンティズムの立場からの徳論の影響である。よく知られているように、マンデヴィルが批判の対象とした一つとは、「習俗改善協会 (Societies for the Reformation of manners)」などが展開した、このキリスト教の立場からの徳論であった。英国において、17世紀の内乱期にピューリタニズムの徳論と共和政論の徳論とが融合したであろうことを予想するのは困難なことではないが¹⁴、18世紀においてもこの二つの徳論は、併存もしくは混交していた¹⁵。共和主義思想を、此岸における人間社会の永続性に関心を寄せた世俗的な思想潮流と位置付けるのであれば¹⁶、キリスト教的徳論との関連については細心の注意をもって解釈されるべきものである。ヒュームの同時代において、「徳」をキリスト教的に理解した上で、腐敗を批判する政治論を展開した代表として、われわれは、ヒュームがウォーバートン派と規定した (Letters, 1.249-50) 聖職者ジョン・ブラウンを挙げることができよう。スパルタを高く評価するブラウンは、自由を維持するためには「徳」が不可欠であり、党派の精神を排除するためには、よき宗教感情とよき教育とに支えられた「有徳な習俗」と「有徳な原理」が必要であると主張していた¹⁷。ウイ

¹² 大野 (1977), 47は、根拠を示すことなく、「厳格な道徳論者」をボリングブルックと解釈する。古代派に対するヒュームの批判が、同一の人物やグループに向けられていたとの根拠はない。ヒュームが「政治的自由」論文において古代派として批判するのは、技芸と学問は自由な政府のもとでしか発達しないというロンギノス・テーゼを継承したアディソンとシャフツベリ(3代)である (Essays: Civil Liberty, 90)。「古代人口」論文においては、奴隷制批判の文脈で「政治的自由の熱狂的信奉者」と「古代の熱情的な崇拜者」とが同一視されたうえで批判されるが、ここでも批判の対象は明らかにされない (Essays: Populousness, 383)。

¹³ モンテスキューはここで、道徳的徳、キリスト教的徳、政治的徳を区分している。もっとも、福田 (1998) が指摘するように、モンテスキューがこうした区分論とともに、「政治的徳」という「古い言葉に新しい意味を与え」、それを「祖国と平等への愛」として定式化して共和政体の「原理」であると位置付けたことが、共和政の定義に混乱をきたした大きな原因のひとつであると解釈することが可能である。

¹⁴ cf. Worden (1994), cp. Pocock (1975), chs. 10-11 (see also chs. 2-3).

¹⁵ Burt (1992), chs. 2-3, Goldsmith (1994), esp. 207-10.

¹⁶ Arendt (1958a), esp. ch. 3, (1958b), Pocock (1975), esp. ch. 3.

¹⁷ Brown [1757], [1758], [1765]. 自死を遂げたこのベストセラー作家については、機会を

リアム・ウォーバートン、リチャード・ハード、ブラウンら、ヒュームが「ウォーバートン派」と一括したグループこそは、キリスト教信仰を擁護するとの大義のもとで、徹底して、ヒュームや理神論者を攻撃しつづけた聖職者集団であった。政治論における習俗論、道徳論的なアプローチへのヒュームの批判の対象は、一つには、こうしたウォーバートン派に向けられていた蓋然性は高い¹⁸。さらに、ヒュームが批判すべき対象とみなしていたか否かはさておくとしても、キリスト教的立場から「公共的徳」の必要性を声高に論じた立場として、われわれは、ヒュームとは一線を画し続けた、スコットランド啓蒙の主流派である長老派の「穏健派知識人」を描くことが可能である¹⁹。

もちろん、徳は、いわゆる共和主義者の専有物ではなかったのと同じように、聖職者の専有物でもなかった。たしかに、17-18世紀の共和主義思想に決定的な影響を与えたマキアヴェッリは、市民が「腐敗」して「徳」を失った共和国の前途に悲観的であったように、徳の必要性改めて詳論したい。彼の政治論がヒュームと対照的であることを端的に示す一例は、その政治対立観である。ブラウンは、「自由な国家では対立が必要である」との考えを「ほとんど全ての政治著述家が採用した誤った格率」であると批判して、マキアヴェッリとモンテスキューの名に言及している（[1765], 55-56）。

¹⁸ もしもヒュームの「厳格な道徳論者」との批判がウォーバートン派に向けられたものであるとすれば、彼が論敵の名を明らかにしなかった理由を特定するのは容易である。ブラウンの『時代の習俗と原理』に自らへの批判があると聞いたヒュームは、「簡単にブラウン氏を論駁しえることは疑いないが、このような連中と少しの論争もしまいと決意しているので、彼に関心を払っているとは思われない」、「ウォーバートンやその取り巻きなどの低俗な連中と関わりになるのは恥ずべきことだ」（Letters, 1.248-50 [1757/05/20]）と書簡で態度表明している。Fieser (1995)によれば、ウォーバートンがヒュームを批判すべき対象として意識したのは、1749年からであるが、ヒュームの「自伝」はこれに対応して、このころ「ウォーバートン博士の罵倒」によって自分の著作が知られるようになってきたと回顧し、このころから彼らを相手に論争をしない決意をしたと記している(My Own Life, xxxvi)。ヒュームは自らの『宗教の自然史』を批判したハードについて、「ウォーバートン派を特徴づける不寛容な短気さ、傲慢さ、口汚さ」と特徴づけている(My Own Life, xxxvii)。ヒュームのウォーバートン派への同様の態度表明としては、以下の書簡をみよ(Letters, 1. 186, 265-66, 310, 313-14, 2.244)。現在のヒュームの宗教思想研究に関する第一人者をして、彼の宗教的立場を確定しようとする作業は不毛であると断言せしめているほど、ヒュームは自らの宗教的立場を意図的に不鮮明に記述しているが(Gaskin (1993), 321)、「厳格な道徳論者」とは誰をさすか明らかにしないヒュームの論述の仕方は、宗教論を論じる場合のこうした慎重さに対応した態度ではなかろうか。

¹⁹ シャー氏によれば、スコットランド啓蒙の中心的担い手とは、教会や大学など体制内部に位置を占めた、「穏健派知識人」「ウィッグ的・長老派的道徳論者」であり（中心人物として想定されるのは、Hugh Blair, Alexander Carlyle, Adam Ferguson, John Home, William Robertsonである）、フランシス・ハチソンの強い影響を受けた彼らは「キリスト教ストア主義」や「ウィッグ・長老派の保守主義」の教説を説き、「公共的徳」の必要性を強調していた（Sher (1985), esp. chs. 4-5, see also Robertson (1985), 74-91）。氏は、フォーブズ氏の「懐疑的ウィッグ主義」と「通俗的ウィッグ主義」との分析概念をこの解釈に組み込み、ヒュームやスミスと、こうした「穏健派知識人」との相違を強調する。「ウィッグ的・長老派的道徳論者として彼らは、道徳哲学へのヒューム的なアプローチによって自らが幾分脅かされていると感じたが、それは、ヒューム的なアプローチの傾向性ゆえであった。すなわち、そのイデオロギー的・宗教的な「公平さ」や、あるいは、道徳哲学を、遠大で教訓的で性格形成のためのディシプリンから、抽象的・記述的で狭義の形而上学的認識論的企てへと変貌させようとするヒューム的なアプローチの傾向性ゆえであった。ヒュームとは対照的に、彼らは、分析よりも道徳化に主要な関心があった」（167-68）。「彼らは奴隷制を非難し、・・・時には、古典的共和主義の言語を語ったが、政治的に進歩的な当時の提案や運動を、実質的にはすべて拒絶した」（189）。ハチソンの批判に対して、若きヒュームが自らを「徳」の「画家」ではなく「解剖学者」と規定したことは、こうした文脈に位置付けることが可能である（Letters, 1. 32-35 [1739/09/17]）。ただし、ヒュームがジョン・ヒューム（ケイムズ卿）やウィリアム・ロバートソンとの間に保っていた交友関係から考えれば、ヒュームの批判が彼らを主たる対象としたものであるとは考えにくい。1755-56年にヒュームは、彼のスコットランド教会からの破門をもとめる、スコットランド福音主義派・高教会派聖職者の攻撃にあっていたが、「穏健派知識人」はこうした攻撃からヒュームを護っていた(Mossner (1980), ch. 25)。ヒュームは、『スコットランド史』の感想を述べたロバートソンへの書簡において、ロバートソンを賞賛する一方でヒュームを批判することでジョン・ブラウンが二人の分断を図っていると警告を促している(New Letters, 44-47 [1759/2/9])。

を訴えている(Machiavelli [1517], 1.17, 1.55, 2.19)。また、英国において共和主義思想の系譜に位置付けられるアルジャーノン・シドニー、『カトーの手紙』、あるいは、ボリングブルックなどに、習俗の腐敗への批判、徳の称揚を見いだすのは困難なことではない。しかし、これは、彼らが、祖国のために自己犠牲をいとわない「有徳な」愛国者が存在すべきことを大前提にして政治論を構築したことを意味するものでは必ずしもない。注意すべきは、共和主義者の論じた徳を、自己利益の対照物、すなわち公共に対する自己犠牲の精神として解釈することが可能なのは、一般に18世紀後半、特にフランス革命以後であるという点である。

初期近代にいたるまでの共和主義者が論じた徳を、公共のための自己犠牲の精神と捉えることには、ほとんど根拠がない。マキアヴェッリを経由してイングランドにも伝来した古代以来の共和政論において、徳の概念は、栄光や評判という概念と不可分であり、名誉心や名声欲という人間の卓越欲求を媒介にして自己利益の概念との結びつきを保っていた。17世紀においてはアルジャーノン・シドニー、18世紀においては、『カトーの手紙』の著者トレンチャードとゴードン、ボリングブルック、さらには、アダム・ファーガソンにも、このような徳の理解がある²⁰。17-18世紀における共和主義者のこのような徳論の多くは、ヨーロッパ世界におけるゴシック的な制限君主政における貴族を政治的徳の担い手として措定して、貴族の卓越欲求を徳として読み替える視点を共有していた。これは、制限君主政を混合共和政として理解しようとするいわゆる「ネオ・ハリントン」に適合的な視点であった。モンテスキューによる独特な「政治的徳」の定式化以前において、政治論において、徳を自己犠牲の精神として捉える観点は、モンテスキューに影響を与えたボリングブルックにわずかに見いだしうるほかには²¹、内乱期のピューリタンの議論に見いだしうるが、これはキリスト教的徳論と位置付けるべきものであろう。

しかし、「古典的共和政論の政治学」を徳の政治学として位置づけ、その批判者であるヒュームのそれを機構論の政治学として提示しようとするムーア氏の解釈のなかでも最大の難点は、氏が「古典的共和政論」の中心人物として捉えるジェイムズ・ハリントンの位置づけである²²。人間を利己的な存在として捉え、政治制度の巧みな配置を通じて、個人の利己性に適切な方向付けを与えることによって安定した政治社会を目指した『オシアナ』を、道徳論、習俗論的な政治論を展開した徳の政治学として読むことは不可能である。ケーキをたくさん食べたいという二人の少女の利己性は、切る人と選ぶ人とを分けることによって、共通の利益へと方向付けられる²³。オシアナの大きな源泉はヴェネツィア共和国にあるが、ハリントンはその

²⁰ シドニーについては中神 (1994)、『カトーの手紙』やボリングブルックに関してはBurt (1992), chs. 4-5が分析している。ファーガソンに関しては、Ferguson [1767], 224-47を見よ。Burt (1992)は、商業社会化した18世紀において、古典的な徳概念が自己利益と結びつくことによって「転換」したことを示す研究であるが、徳概念の変転に関するこうした理解は、彼女が、オーガスタン期のキリスト教的な徳論を分析の出発点としていることに起因するものと思われる。むしろ、反対に、モンテスキューの極端な定式化に始まった徳の理解が、ルソーを経てフランス革命期に継承されたことを想起すれば、徳概念にかんして正反対の歴史的「転換」を描くことが可能である。この点、川出 (2000)を参照のこと。

²¹ 犬塚 (2002)。

²² ヒュームは『イングランド史』において、もちろん、ハリントンを内乱期・王位空位期における「共和派」としてとらえている。ここで指摘しておくべきは、17世紀の共和主義者の主流派に「宗教的熱狂」の形容を与えるヒュームが、そうした主流派とハリントンを区別している点である。ヒュームによれば、ハリントンは、共和派多数派の「千年王国論者、第五王国論者」ではなく、クロムウェルに嫌われた少数派の「理神論者」のグループに、シドニーやネヴィルらとともに分類できる(HE, 6.59, cf. 6.6)。

²³ 「民衆の政府の利益が正しい理性であるにしても、人間は理性そのものが正しいか誤ってい

機構・制度には学んだものの、その習俗や道徳にはまったく関心を寄せなかった²⁴。

ムーア氏は、オシアナ共和国とヒュームの「完全な共和国」との関連について、徳論と機構論という二元的比較をおこなうことは避けているが、あくまで対極に位置づけることに熱心であり、二つの共和国モデルに徳と商業という二元的図式を当てはめることで対照性を指摘する。ムーア氏によれば、オシアナ共和国が前提とする社会は「独立的所有者の社会」であり、それは「公共的徳」をもった土地所有者による小さな政治社会であったが、「広大な領域」を想定していたヒュームのモデルは「極めて明らかにマニュファクチャー、商人、金融業者の商業社会」である(834-35)。しかし、その政治制度のモデルを論じるなかで商業や経済には全く言及されることがない「完全な共和国」を、「商業社会」のための政治制度案と断言して、オシアナ共和国との決定的な違いを見いだしうるのかは全く疑問である。以下の本論で触れるように、ヒュームが行政部に「交易委員会」をおいたのは、オシアナ共和国を継承したものであった。

ハリントンに明らかのように、「古典的共和政論の政治学」において、機構論的アプローチはその重要な要素の一つであり、「古典的共和政論」を一義的に徳の政治学として定式化することは不可能である。機構論の政治学とは、古代以来の政治学における伝統的な発想法の一つであった。ローマの共和政を観察したポリビオスは、「すべての事柄において、成功か失敗かを決定する主要な要因は、国家の国制の形態である。ここを起源にして、全ての行動計画が生まれ、実現にいたるのである」(Polybius, 6.2)として、有名な混合政体論を含む比較制度論を展開している。ヒュームの「完全な共和国」案は、こうした政治学の系譜の延長線上に解釈されるべきである。こうした理解においてヒュームとは、あたらしい政治学の創設者ではなく、むしろ伝統的政治学の継承者である²⁵。

ポコック氏の研究が触発した「富と徳」という二元論は、その研究上の貢献を否定することはできないが、18世紀英国の思想状況をあまりに単純化して捉える多くの解釈を生み出してしまった。この図式の発端ともいえるポコック氏は、よく知られているように明快な二元化には懐疑的であり、殊に個々の思想家の解釈においてそうした態度は顕著である。彼は、ヒュームについても「両義的な思想家」として扱う²⁶。「両義的」とあるとは、単に、AとBとが対立するなかで、ある思想家がある争点ではA、ほかの争点ではBの立場をとっているということには限られない。ムーア氏の解釈の問題の根元とは、彼が、あらゆる争点を一次元的な座標軸に載せようと解釈して、二元的な図式のなかに、徳論と機構論、徳と富、古代と近代、共和政と君主政、小さな国家と大きな国家という二項対立全てを吸収させてしまったことにある。われらではなく、自分にとって利か不利かと考える。それゆえ、誰しにも、各人に特殊である意向を捨てさせ、共通善や共通の利益に配慮する意向を持つようにしむけることのできる、自然における神のそれと同じような、統治の制度 orders を示すことが必要である。・・・私的には各人から離れることのない権利や利益が近くにあるにもかかわらず、全ての場合において共通の権利や利益を尊重させよう、いや、そうさせるに違いないそのような制度が確立できるということ、そして確実に容易に確立できるということは、少女たちでさえ知っている」(Harrington [1656], 22)。

²⁴ Wootton (1994b), 345-47. ハリントンが「市民は罪深くとも、しかし共和国は完全でありうる」と述べ、ヴェネツィアをその例としてあげた箇所として、Harrington [1656], 218. ジャン-ジャック・ルソーによれば、「ヴェネツィア共和国がいまも形を維持しているのは、その法が悪しき人間に適したものであるからである」(Rousseau [1762], 4.4 (117))。

²⁵ Robertson (1993), 371-72, Wootton (1994b), 350-52によれば、ヒュームの機構論的、制度論的な発想法はハリントンから継承したものであるが、そうしたアプローチは、モンテスキューの社会学的な習俗論などと比して、当時において、すでに古風で反時代的な議論であったという。

²⁶ Pocock (1979). 18世紀思想史を「両義性」によって描こうとするのは、ポコック氏が批判することの多いクラムニック氏が得意とする手法であるが、両者の相違は、18世紀における両義性の一方の側にブルジョアジーや資本主義との規定を与えるか否かという点にある。Kramnick (1972), (1977).

われは、ヒュームが批判した種々のものを論理的に区分しながら議論しなければならない。ムーア氏が一括してしまったヒュームの議論は、例えば、政治学における道徳論・習俗論的アプローチへの批判、古代社会への批判、古代社会を理想化する古代派への批判、ハリントンへの批判、共和政論者への批判、と論理的に区分できる。「古代の知恵」を絶賛し、古代政治社会から学んだハリントンですら、アテナイやローマに見いだしたのは欠陥のある共和国にほかならず、例えば、「古典的共和政論」を古代派と同一視するのはあまりにナイーブである。

「完全な共和国」論について、共和主義思想との関連のなかで検討した論文として、ここでもうひとつ触れておくべきは、ジョン・ロバートソン氏の論文「政治学的伝統の限界点に位置するスコットランド啓蒙」(Scottish Enlightenment at the Limits of the Civic Tradition, 1983)である。彼は、ポコック氏が「政治的人文主義civic humanism」として描いた共和主義の伝統を「政治学的伝統civic tradition」として再定式化する。ロバートソン氏によれば、この伝統は「教義的・学問的な一貫性」を備えた単一の教条ではなく、境界線を確定するのが困難な思想的伝統として把握すべきものであり、このアモルフさが、その思考枠組みと用語とが広範な影響力をもちえた理由であった。「政治学的伝統」とは「起源において古典的、特にアリストテレス的な政治学的諸観念の集合」であるが、それは、キケロを媒介にして自然法学の方向へも発展した思想系譜であり、この伝統は「共和主義」に還元されるべきではないとされる。この伝統において、政治共同体は主として「制度論の用語」によって描かれ、この制度論を補うものとして道徳論・物質的条件論が展開された。この伝統とヒュームとの関連について、ロバートソン氏は、ヒュームをこの伝統の継承者にして修正者として解釈する(Robertson (1983a), 138-140)。

ロバートソン氏の視点は、ヨーロッパ政治学における伝統的な思考様式を、単純に、共和政論や共和主義思想と同一化することがない点で優れており、また、この伝統における政治制度論の重要性を指摘している点で重要である。ただし難点は、制度論の重要性を指摘するにもかかわらず、政治制度として氏が主として念頭に置いているものが君主政か共和政かという政体論のレベルにとどまっていること²⁷、さらには、政治制度と経済発展との関連を主題とした論文の立論上、議論がここでも結局は政治か経済かという二元的な図式に吸収されてしまっている点である。

こうした難点が典型的に現れるのは、「完全な共和国」論文の位置づけをめぐる議論であり、ここでロバートソン氏はムーア氏の議論に接近している。ロバートソン氏によれば、ヒュームの「完全な共和国」案は、共和政国家の服してきた歴史的制約を脱するためのプランであるとともに、「商業社会のために積極的に計画されていた」ものであり、氏はこうした点を主たる根拠として、ヒュームは、「政治学的伝統」の枠組みのなかで思索しながらも、経済発展との追求との調和のためにそれと対決して修正したため「政治学的伝統の限界点に位置する」と解釈する(169-77)²⁸。ヒュームの政治学一般についてこのような解釈は、確かに、テキスト上の根拠を示しつつ論証することが可能な解釈の一つのあり方であると思われるが、これは、「完全な共和国」論文の解釈としては問題がある。すでに述べたように「完全な共和国」論文において商業は全く論述されることのないテーマであって、ロバートソン氏が「完全な共和国」案を「商業社会のために積極的に設計されている」「近代の商業社会のための統治形態のモデル」と解釈するとき、彼がその論証の根拠とするのは、「完全な共和国」論文そのものではなく、ヒュームが他の論文で示した「経済発展する社会の自然的要求」をこの「完全な共和国」案が

²⁷ ロバートソン氏は、混合政体をめぐる政治機構論に触れない。

²⁸ ロバートソン氏のこのヒューム解釈は、同年のアダム・スミス解釈(Robertson (1983b))と対になっている。

満たしていることのみである。たしかにロバートソン氏は、ヒューム自身が「完全な共和国」論文を商業社会の政治モデルとの意図をもって執筆したわけではないことを認めているものの、「完全な共和国」案に政治と商業という二元的解釈図式に当てはめることによって、この共和国案が直接的に目指していた議論の目的が見失われてしまった。

本稿は、「完全な共和国」の構想を、党派対立をめぐる政治学的問題に対してヒュームが制度論的アプローチによって与えた解答であるとして解釈する。ヒュームは、ハリントンと同じように、古代の政治社会から党派対立にかかわる問題点を観察しており、「完全な共和国」とは、マキアヴェッリに始めるこの問題に対する理論的解答であった。ヒュームは、ハリントンの問題設定と基本的なアプローチの方法とを評価するものの、具体的な制度設計のレベルでハリントンの提案に賛成し得なかった。「完全な共和国」は、伝統的な思考様式を継承しながら、党派対立をめぐる問題に関して古代政治社会とハリントン案とに見いだした欠陥を修正するための制度的構想であり、ここでヒュームにとって一義的な関心は、古代か近代か、徳か富かという二者択一的な問題設定に回答を与えるのではなく、党派対立についてどのように対処すべきかという理論的な問題に解答をあたえることであった。

時代や地域を越えた、人間の行動の基本的斉一性や、人間本性の基本的共通性を措定し、歴史を政治学や道徳哲学の研究の素材とみなすヒュームにとって、古代社会の経験は、単に批判の対象ではなく、自らの政治論を構築する素材であった²⁹。近代ヨーロッパ世界を理解し省察しようとするヒュームにとって、古典古代世界は、格好の比較の素材であった。ヒュームは、近代世界にとどまらず、古代世界の政治制度と政治経験を政治学研究の素材にして観察したがゆえに、さらには、政治学における議論の蓄積を咀嚼したがゆえに、自らの政治学の集大成の一つである「完全な共和国」案を「理論的反論の余地のない」と豪語しうるほどの自負を持ち得たのであった。したがって、われわれは、その「理論的反論の余地のない」共和国モデルを検討する前に、ヒュームが、古代社会、特にローマ共和政をどのように捉えていたかを明らかにする必要がある。

2 古代政治社会の批判

ヒュームは、1758年以降、『道徳、政治、文芸に関する論集』(Essays, Moral, Political, and Literary) (以下『論集』)を、自らの著作集 *Essays and Treatises on Several Subjects* の一部との形式で出版した。この『論集』において古代社会と近代社会との比較論は、英国国制論、党派論、商業論とならんでその中心主題の一つをなしている。古代と近代との比較は、

²⁹ 「人類はすべての時代と場所において極めて同じであるので、この点に関して歴史は、新しいことや新奇なことを教えてはくれない。歴史の中心的な効用とは、ただ、人間本性の恒常的で普遍的な原理を明らかにすることである。歴史はこれを、様々な環境・状況におかれた人間を提示し、人間の活動と行動の規則的な源泉についてわれわれが観察によって知るための素材を与えることを通じて行うのである。歴史が示す戦争、陰謀、党派対立、革命の記録は、経験(experiments)の極めて多くの集積であり、それによって政治学者(the politician)や道徳哲学者はその学問の原理を確定するのである。これは、物理学者や自然哲学者が実験(experiments)を通じて地球、鉱物、そのほかの外界物質の本性を知ると同じ方法である。アリストテレスやヒポクラテスが検証した地球、水、他の要素が今日われわれが観察するものと同じであるように、ポリビオスやタキトゥスが描いた人間は今日世界を統治する人間と同じである」(Understanding, 8.1(83-84))。この引用文から明らかのように、ヒュームは、ハリントンと同じように、'politician'を政治家ではなく政治学者の意味で用いる場合がある。ほとんどの著作を収録したHume (1995)によれば、ヒュームが 'politician(s)' を用いたのは68回である。このうち、「政治学者」との意味で用いたものとして、*Essays: Politics a Science*, 21, *Parliament*, 43, *Monarchy or Republic*, 47, *History*, 567, HE, 3.88、「政治家」との意味で用いたものとしては、HE, 2.508, 4.318, 6.29, 6.39, 6.220, 6.358などがある。ハリントンの 'politician' の用法については、福田 (1995), 119, n. 42を参照。

単に議論の対象というのとどまらず、古代と近代との比較を通じて議論を組み立てることはヒュームが得意とする方法であった。

マールブランシュやデュ・ボスなど、フランスの著述家から多くを吸収したヒュームは、17世紀フランスに起源をもつ古代近代論争を自らの思索の枠組みの一つとしている³⁰。古代近代論争が、ギリシア・ローマの古典世界と、ヨーロッパ世界との優劣をめぐる論争だったように、ヒュームにおいても、基本的には、'ancient'あるいは'antiquity'の語で表現される「古代」とは古典古代ギリシア・ローマを、'modern'が示す「近代」とはそれと対比されるゲルマン侵入以来のヨーロッパ世界を、それぞれ示している³¹。ヒュームにとっては、トゥルバドゥールもマキアヴェッリも「近代」の時代に属する(HE, 1.406, *Essays: Standard of Taste*, 244-45)。ヒュームは、ポリングブルックと同じように³²、15世紀後半以降を有用な近代史として位置づけるが、ここでも、ヘンリ7世統治以降を「近代」と指定したのではなく、「近代の年代記のうちの、より有用であり、より快い部分」と表現していた(3.81-82)。時代区分とは歴史をある観点にもとづいて区分したものにほかならず、解釈されるべき思想家自身の時代区分論は、その思想内容と関連するものであるがゆえに重要である。ヒュームのこうした歴史区分観において、「近代」とは、今日の歴史学における初期近代との時代区分(ルネサンス以降フランス革命期まで)よりもはるかに広義である³³。ヒュームにとって「近代」とは、すなわち商業発展を遂げた新しい時代のことを一意的に示す概念ではなく、ヒュームを近代社会の擁護者として提示する場合には留保が必要である。時代区分論から判断する限りにおいて、18世紀のいわゆる啓蒙期の思想家が、自らの時代を、全くの新しい時代として意識していたかどうかは自明ではない。

この古代と近代の二元的な時代区分は、たとえばがそうであるように、古代近代論争に限らず、極めて伝統的な時代区分論であった。この枠組みのなかでは、基本的には、20世紀・21世紀のわれわれが中世と呼ぶ時代は存在せず、それは「近代」の時代区分に包摂される。中世とは少なくとも、「古代」「近代」と並ぶ時代区分ではない。ヒュームやアダム・スミスがそれぞれの観点から行った封建制度への批判を、彼らの時代区分にまで拡張して解釈し、「近代」概念を中世と対比された概念と解釈するのは誤りである。中世を「古代」「近代」とならぶ時代区分のひとつとして考えるのは、少なくとも政治学史においては、ヘーゲル以後に一般化した認識方法である³⁴。

³⁰ Jones (1982)。ヒュームは「議会の独立」論文で、フランスの古代近代論争に触れ、古代派のほうが支持を受けていたとの解釈を示している(*Essays: Parliament*, 607-08 [1741-60])。

³¹ 佐々木(武) (1972-3), 2.2は的確にこの点を指摘している。Pocock (1999), 191-92は、ヒュームの「近代」概念はpost-ancientを示す「古い用法」であったとする。ただし、たしかに、'ancient'や'modern'の概念は、相対的な時間概念であり、古典古代、近代ヨーロッパ世界の二元的対比以外の文脈でもちいられる場合がある。特に『イングランド史』で顕著なように、ヒュームは、'ancient constitution'という概念でイングランドの過去の国制を表現する。この場合、この'ancient'と対照されるのは1688年革命以後の国制であるが、注目すべきことに、ヒュームはこれを、ほとんどの場合「今日の自由のプラン」と表現し、'modern constitution'と表現することはない。われわれのここでの主張は、ヒュームが、'ancient'と'modern'とを対照して用いる場合、それは、明確に古典古代とヨーロッパ世界との対比を想定しているとの点である。

³² 犬塚 (2002) 参照。15世紀に時代の転換期をもとめるのは、フランシス・ベーコン以来の通説的理解であった。Pocock (1999), 171は、これを'Bacon-Harrington-Fletcher thesis'と呼ぶ。

³³ 古代と近代を比較した論文の一つである「古代諸国家の人口」論文において、「近代」は、「キリスト教世界christendom」、「ヨーロッパ」と互換的に用いられている (*Essays: Populousness*, 383, 402, 416, 446)。

³⁴ ケニヨン (1983), 18によれば、英国史叙述において中世という言葉が始めに用いられたの

この古代と近代の対比は、実は、時代区分論として以上に、二つの文明の比較を意味するがゆえに重要な図式であった³⁵。ヒュームの視点からすれば、「近代ヨーロッパ」文明との比較論を綿密に展開する意味があるのは、文明社会であった古典古代世界であり、封建国制やアジア世界ではありえなかった。

『論集』に収められた論文の多くは、『道徳、政治に関する論集 (Essays, Moral and Political)』(1741-42)と『政治論集 (Political Discourses)』(1752)とにおいて発表されたものであり、この先行する二つの著作それぞれが、二部構成からなる『論集』の第一部と第二部の原型をなしている。このうち、ヒュームが明確に古代社会の批判を始めるのは、彼自身が、のちに「初版で唯一成功をかちえた私の作品」(My Own Life, xxxvi)と回顧した『政治論集』の諸論文からである³⁶。共和政のみならず、近代ヨーロッパの「文明化された君主政」においても「技芸と学問」とが発展しうるとの議論を展開した「技芸と学問の形成と発展」論文(1742)において、確かにヒュームは、古代共和政における洗練さの欠如を指摘するが(Essays: Rise and Progress, 127-30)、この論文において、古代共和政は特権的な位置を占めていた。共和政ローマにおける十二表法を例にしてヒュームが示すのは、法の支配を自ら生み出しうるとは共和政のみであるという点であり、「文明化された君主政」は共和政から法を移植することによってはじめて技芸と学問との発展が可能になる政治体制として位置づけられている³⁷。

これに対して、1752年の『政治論集』におさめられた「商業」、「奢侈」(1760年版からは「技芸の洗練」と題名変更)、「古代諸国家の人口」の三論文は、明確に古代政治社会への批判をメインテーマにすえた論文である。商業社会の利点を指摘したこの三論文には、ヒュームのモダニストとしての認識が端的に表現されており、それゆえに『論集』のなかでもよく知られている論文である。ここでこの三論文を再検討するのは、ヒュームの古代社会批判において、その批判がどのような視点と方法に基づくものであるか、そして、商業の欠如のほかには何が批判の根拠とされていたかを確認するためである。時代や地域の違いにもとづく習俗の多様性を認識しているヒュームは、少なくとも論理的には、近代ヨーロッパの習俗との違いを基準にして古代社会をナイーブに批判する立場を排除している³⁸。同性愛や近親婚が習俗の違いに過

は、William Camdenの Britannia [1585] においてである。ヒュームは、中世(middle ages)という用語をただ一度だけ『イングランド史』の後注において用いているが(HE, 2.537)、これは 'ancient monkish writers' が 'ancient books' を読んでいたことを指摘する文脈におけるものであり、「古代」世界と、近代世界の「古代」とを混同しないようにするための言い換えであった。エドモンド・パークが、ヒューム同様に、古代・近代の歴史区分論を前提にして、修道院や騎士道を「近代」の一部として論じていたことについては、犬塚 (1997)でかつて論じた。

³⁵ Mossner (1949)は、ヒュームの古代近代比較論が、二つの文明の比較論であると指摘している。Pocock (1999), 196も同様の観点に立っている。

³⁶ 『道徳、政治に関する論集』と『政治論集』との間に決定的な違いを見いだすのは、坂本 (1995)である。氏は、「文明化された君主政」論における理論的な欠陥(自生的な経済発展論の欠如)が、「習俗」(氏は「生活様式」の訳語を採る)論によって解消されたと解釈する。

³⁷ 『イングランド史』には、「自由な民衆」が刑事法を形成し発展させるとの記述 (HE, 1.178-79)、「初期ギリシア人・ローマ人」と同じように「洗練さの進展をわずかながらも行った」「北方征服者」が封建法を生み出したとの記述 (HE, 1.459-60)がある。

³⁸ 『道徳原理論』の末尾に付録として収録した「対話」において、ヒュームは、古代と近代とのそれぞれの道徳感情や習俗について、いずれも、自らが定式化した道徳判断の基準から説明しうると捉え、優劣の判断を極力回避している。ここで、古代の道徳・習俗として列挙されるのは、(男性)同性愛 (see also Letter 1.152 [1751/2/18])、近親婚、子捨て、暴君暗殺、自殺であり、他方、近代の道徳・習俗とされるのは、姦通、政治的従属・暴政、決闘、生への執着、修道院、騎士道精神である。ヒュームによれば、これらはいずれも、本人か他人に有用か快適かという彼自身の道徳判断基準説に適合するものであり、習俗の違いは、有用さに関する判断の相違、習慣の相違、政体の違いの三点によるものである (Morals, A Dialogue, 324-43, see also HE, 3.191)。

ぎないのであれば、では、何が古代政治社会の問題と捉えられたのであろうか。

「商業について」：商業と軍事

「商業」論文は、そのタイトルが示すように商業活動を論じたものであるが、商業と政治社会の軍事力・国防力との関係こそがこの論文のテーマである。ここで、ヒュームは、余剰労働力がどのように利用されているかという観点から、古代社会と近代社会とを対比する。後者において余剰労働力は「通常は奢侈の技芸と呼ばれている、高度な技芸」に従事しているが、古代社会では、「商業と奢侈の欠如」ゆえに、余剰労働力は軍事に従事しており、それゆえに古代国家は近代国家に比べて軍事力が強大であった。ヒュームがここでその例として示すのは、スパルタ、アテナイ、ローマである(Essays: Commerce, 256-58)。ここには、商業か軍事力かという二者択一が存在するかのようであるが、ヒュームが論証しようとするのは、両者がゼロサム関係にはなく、商業化は軍事力をも強力にするという点である。ヒュームは「労働のストック」という概念を利用して、この課題に答える。「交易と産業とは労働のストックにはかならず、平時には個人の安逸と満足のために、国家の非常時にはその一部を公共の便益のために転用できる」(262)。

ヒュームはここで、古代政治社会を、特別な条件ゆえに可能になった軍事国家として位置付けたうえで、このような「古代の政策の格率」は、「暴力的であり、自然で通常な事物の進展に反する」がゆえ今日採用することは「ほとんど不可能である」とする。ここで「自然で通常な事物の進展に反している」と規定するヒュームが批判の根拠とするのは、「人間本性」という普遍性を標榜する概念である。つまり、古代政治社会は、人間本性に反した、例外的なモデルにほかならない。スパルタは、すくなくともポリビオス以来の政治学の歴史において、そのすぐれた政治制度ゆえに賞賛されつづけてきた政治社会であるが、ここでヒュームは、スパルタが古代世界のなかでも特殊性であったことを認めたとうえで、それに対する評価を人間本性を軸にして逆転させる。「いかに特異な法制度によってスパルタが統治されてきたかは、よく知られており、他の国家や時代にあるがままに現れた人間本性を考察した人は、この共和国がいかに驚異的なものであるかを正しく評価してきた」。18世紀に至るまでのヨーロッパ思想史において、スパルタは、貴族政的なすばらしき共和政として、君主権の制限された政治社会として、あるいは平等な政治社会として、長きにわたっての肯定的な意味での政治社会のモデルとしての地位を保っており、ヒュームの解釈はこうした伝統に対する批判としての意味をもっていた³⁹。スパルタと比べたとき、「ローマや他の古代共和国」の原理は、まだ自然的ではあったが、「例外的に条件が重なった」ことが市民の従軍を可能にした。すなわち、自由な国家であったこと、領域が小さかったこと、時代環境で好戦的であったこと、そして、これらから自然に生じる「公共精神、つまり国家への愛(amor patrioe)」や、「交易や工業なし」にもかかわらず生計を維持可能にした財産の平等が、これらの古代国家が軍事国家でありえた条件であった。「給与でなく、名誉と復讐のために戦い、利得や産業そして快樂を知らない」民衆であるがゆえに、重い負担と感ずることもなく自らの費用で従軍することができた(258-59)。

この議論で重要であると同時に、注意して解釈すべき点は、人間本性という基準を持ち出したヒュームが、古代モデルを「利己心から外れている(disinterested)」と定式化したことにある。古代モデルは「あまりに利己心から外れdisinterested、あまりに維持するのが困難であって、人間を他の情念で支配し、悪徳と勤勉、技術と奢侈という精神で活気づけることが必要で

³⁹ 20世紀・21世紀における古代スパルタ・イメージは、ナチス・ドイツがそれを利用したことに決定的に規定されているが、ヨーロッパ思想史におけるスパルタ像の諸相については、Rawson (1969) が有益である。特に18世紀におけるスパルタ批判について、pp. 255-67, 344-54。

ある」(263)。人間の行動の源泉、すなわち行動への動機付けを与えるものを、情念ととらえるヒュームの人間論からすれば当然であるが、ヒュームは、古代人に軍事活動への従事への動機付けをあたえたものが、「愛」や、「名誉や復讐」の追求という情念にあることを認識したうえで、こうした古代人の情念のありかたは、人間本性に反し「利己心から外れている」がゆえに、「他の情念」が望ましいとしたのである。経済的な自己利益の追求を人間本性の不可欠な構成要素として捉えて商業活動を正当化するこうした議論には、モダニストとしてのヒュームの認識が典型的に現れている。しかし、留意しておかねばならないのは、ヒュームが、経済的な獲得欲求と何を対比したかである。戦争に従事することを厭わなかった古代人の情念は、戦争という公共的な活動に方向付けられたものであるがゆえに「公共精神」とは表現されるが、ヒュームはこれを無私で高邁な精神とは想定していない。古代人を戦争に駆り立てたものは、「祖国への愛」であるとともに「名誉や復讐」である。つまり、ヒュームがここで用いている利己的か否かという軸は、情念と徳、あるいは情念と理性という軸とは重なっていない。この箇所は一見すると、ムーア氏のようなヒューム解釈の正しさを裏付け、ヒュームの政治学が、徳の政治学としての「古典的共和政論」を批判したかのように見えるが、ヒュームの批判は「古典的共和政論」ではなく古代政治社会に向けられていること、さらに、古代を無私的な自己犠牲あるいは理性的な徳によって描き出していないことには注意が払われねばならない。「利己心から外れる」と表現するヒュームは、スパルタ人を始めとする古代人が、強制されて軍役についたとは想定しておらず、自らの情念にしたがう自由な存在として捉えている。

この「商業」論文でヒュームが遂行したのは、政治社会を構成する人々の情念のありかたの観点からの、古代と近代の比較である。別の表現をすれば、政治社会を構成する人々の精神のありかた、欲望のありかた、そして行動としての表出のありかたに着目して古代と近代とが比較されている。この論文における経済活動の正当化には、人間の情念を行動への動機付けと捉え、行動が生み出すアウトプットを基準にして諸情念の優劣を論じるヒュームの思考様式が典型的に現れている⁴⁰。「この世の全ての事物は労働によって獲得され、我々の情念が労働の唯一の原因である」(261)ととらえるヒュームにとって、したがって問題は、労働へと人間を導く情念とは何かということになる。戦争や対外征服に人間のエネルギーが向けられることが可能でも望ましくもないとすれば、なされるべきは、人間が怠惰に墮することなく勤勉に労働するように社会環境を整えることである。工業と機械的諸技芸が存在し、余剰生産物を交換する経路が存在することで、自己利益欲求を媒介にして労働へのインセンティブが高められ、勤勉さが獲得されるのであり、それがなければ人は怠惰になる(261-62)。つまり、ヒュームは、商業を社会的な制度として捉え、人間の情念のありかたとの関連においてそれを正当化したのである。

「古代諸国家の人口について」：党派対立をめぐる問題

商業という社会的な装置が存在することで、近代政治社会の人間の情念は、勤勉な労働へと方向付けることが可能であったのに対して、古代政治社会における政治的、社会的な条件は、人間の情念を敵との戦闘活動において発露させようとするものであった。「商業」論文に現れたこのような古代イメージは、ヒュームの古代論に通底するものである。国外さらには国内における政治対立のありかたに焦点をあてて古代政治社会を論じた「古代諸国家の人口」(以下「古代人口」)論文は、こうした意味で「商業」論文とつながっている。たしかに「古代人口」論文においても、古代における商業活動(「交易、工業、産業」)の低調さ是一个の論点であり、ここで、ヒュームは金利や交易利潤の高さを根拠に「産業と商業が幼年期にあった」ことを論証

⁴⁰ cf. ハーシュマン(1977)

するとともに⁴¹、勤勉な労働活動への動機付けという点から立論し、農業を振興させるためには、ほかの産業が必要であるとする「商業」論文の論理構成をここでも維持しているが (Essays: Populousness, 416-20)⁴²、この論文が中心的に描き出すのは、経済活動がほとんど存在しないなかで政治抗争にエネルギーを費やす古代人の姿である。

ヒュームによれば、人口が減ったという嘆きは「どこにでも、いつでも見られる通俗的な不満」(HE, 4.379)であって、この「古代人口」論文は、こうした「通俗的な」見解を批判し、端的に、古代政治社会の人口は近代よりも少なかったことを論証しようとするものである。ここで明示的に批判の対象とされるのは、イザク・フォジウスとモンテスキューである⁴³。この「古代人口」論は、人口論という形式をとった二つの文明の総合的な批判的評価である⁴⁴。ヒュームは、人口の多寡は、疫病などの「物理的原因」に由来するものでなければ、「社会的原因moral causes」に基づくものであると捉え⁴⁵、人口の多寡は、「全体の政策、習俗、統治の国制」の優劣に基づくものであるとの立場をとる。ここでヒュームは政治社会の制度のありかたが人々の生活に直接的に影響を及ぼすという前提にたっている。ヒュームによれば、「賢明な立法」のなすべきは「生殖の欲求と能力」を妨げている困難を取り除くことであり、「賢明で、正義にかなった、穏和な統治は、臣民の状態を安楽で安全にすることで、常に、商品や富とならんで、人口も富ますであろう」。「他の条件が同じならば、多くの幸福や徳、そして賢明な制度があるところでは、人口が多いと想定するのは自然であろう」(Essays:

⁴¹ 貨幣数量説的立場を採るヒュームは、貨幣価格（金利）の高低に関しても貨幣量ではなく、商業・産業などインフラの発展規模に原因を求める。この説明においても、人間の意識のあり方、ヒューム自身の言葉でいえば「習慣や生活方法」あるいは「習俗」のあり方が強調されており、低金利を生み出すものは商業発展に伴う「儉約」の精神とされている (Essays: Interest, esp. 300-02)。こうした理論的前提に基づいて、ヒュームは古代史料にみられる金利利率の記述に強い関心を見せている。特にローマについて、一般的な高金利について Essays: Monarchy or Republic, 609 [1748-1770], 'Memoranda', 3.47 (506), 3.145 (511)、共和政期末期の「党派的な時代」に買収行為によって金利が著しく上昇したこと、および帝政初期に一時的に金利が低下したことについて Essays: Populousness, 417-18, 'Memoranda', 3.104 (508) (cf. Essays: Interest, 305-06, 632 [1752-60])。

⁴² 「農業を奨励するもっとも自然な方法は、まずほかの種類産業を奨励し、労働者に商品の容易な交換が可能な市場を与え、彼の快楽や楽しみに貢献するような商品を対価として用意することである」(419-20、同趣旨HE, 3.79)。こうしたヒュームの議論の背景には、農業が「多くの省察と経験を必要とする」職業であり、歴史的に他の産業より遅れて発達したとの認識がある(HE, 3.369)。田中 (敏) (1971), 141-42, 149-51によれば、農業と他の産業との関連をめぐるこの議論は、ロバート・ウォーレスへの批判である。Robertson (2000), 51によれば、『政治論集』の経済論は、農業を重視するJean-Francois Melonへの体系的批判である (see also Robertson (1997), 682)。

⁴³ この「古代人口」論文は、ロバート・ウォーレスとの論争としての側面をもっているが（この論争についてMossner (1943), ch. 5, 田中 (敏) (1971), chs. 6-7)、ヒュームは、この論文の準備段階から、「古代の人口を無限に誇張した」人物としてフォジウスとモンテスキューの名を挙げており (Letters, 1.140 [1750/08/18])、この「古代人口」論において中心的な批判はモンテスキューに向けられている。論文冒頭部では、古代人口の多さを主張する立場の代表として、フォジウスと並んで、「遥かに偉大な才能と判断力を持った著者」モンテスキューの『ペルシア人の手紙』23.17-19が明示的に言及され(380)、論文末尾では、プルタルコスを批判するという形式によってモンテスキューが批判される。「現在を非難し過去を賞賛する性向は、人間本性に強く刻印されており、深淵な判断力や幅広い学識をもった人物たちにも影響をおよぼす」(464)。

⁴⁴ Mossner (1949)。

⁴⁵ 「物理的原因」と「社会的原因」の定義については、国民性を風土などの「物理的原因」ではなく「社会的原因」からの因果関係によって説明しようとした「国民性」論文 (Essays: National Characters) [1748] を参照のこと。この論文と、『法の精神』[1748]との関連については、Chamley (1975), esp. part 2, 坂本 (1995), 160-72が論じている。

Populousness, 381-83)⁴⁶。ヒュームは、こののち、順に、古代政治社会の家政的なdomestic領域と政治political領域における制度を検討する。

議論の内容を具体的に検討する前に、明らかにすべきは、古代政治社会を検討するためにヒュームが用いた方法である。論文を一瞥すれば明らかなように、驚くべきは、他の諸論文と比べ、学術的なまでに引用文献が多いことである。ヒュームが主として引用するのは、古代人の著作物であり、ヒュームは古代人の著作に現れる記述を、古代社会の諸制度を明らかにするための論拠とする方法を採用している。「商業」論文においても、ツキディデス(Essays: Commerce, 257)、ディオドロス・シクルス(258)、キケロおよびポリビオス(259-60)への言及が見られるが、この「古代人口」論文でヒュームが引用している古代人の著作は、著作数の数え方によって変動はありうるものの、少なくとも、67人105作品におよんでいる(本稿末の別表を参照)。「その計画[「古代人口」論文の執筆計画]をたててから、ほとんど全てのギリシア・ラテンの古典を読み終えて、目的に役立ちそうなものを抜き書きした」(Letters, 1.152-53 [1751/2/18])。ヒュームがこの論文で頻繁に引用するのは、ディオドロス・シクルスの34回を筆頭に、ストラボン(20)、プルタルコス(17)であり、さらにデモステネス(15)、ツキディデス、クセノフォン(ともに14)、ポリビオス(13)と続く⁴⁷。

ヒュームは、過ぎ去った時代を無反省的に崇拝する立場にたいして、現在を批判し過去を賞賛することは「人間本性」に備わる傾向性にすぎないとの動機暴露的な批判を一貫して加えるが(例えば、Essays: Populousness, 423, 464, Refinement, 278, HE, 3.329, 5.142)⁴⁸、これは、古代世界への評価とは別の次元の議論である。さらに、当然ではあるが、古代の政治社会に対する評価と、古代の著作物や思想への評価とは、論理的には全く別の問題であり、解釈する者は混同すべきではない。これまでヒューム研究者の関心をほとんど集めてこなかったが、ヒュームは、『政治論集』を出版した後、1750年代半ばには、その30年後にはフィクションであるとの批判を浴びることになるプルタルコスのいわゆる『英雄伝』について、これを翻訳しようという計画を立て、実際にその作業を試みていた⁴⁹。『自伝』によれば、ヒュームは青年期に、周囲が期待した法学書ではなくキケロやウエルギリウスばかり読んでおり、また、三十才頃には「若いときにあまりに怠けたギリシア語の知識を回復した」(My Own Life, xxxiii,

⁴⁶ 18世紀における人口論の重要性について、フランスを中心に分析した阪上(1999), ch.1を参照。

⁴⁷ ヒュームは、この「古代人口」論の末尾においてプルタルコスの「奇妙な」神託論を検討するなかで、古代著述家に対する彼の評価を示している。神託論はプルタルコスの著作のなかでも例外的であり、一般的には彼は「平明な感覚」をもっており「プラトンの妄想的な体系あるいはうわごと」とは異なり、迷信や盲信から免れている点でキケロとルキアノスと同列に並べられる。「プルタルコスがヘロドトスやリヴィウスのように迷信的な歴史家であるにせよ、古代の全ての時代において、キケロとルキアノスを除けば、これほど迷信的でない哲学者はいない」(463)。ヒュームは、彼がもっとも引用するディオドロス・シクルスについて「よい著述家」とするが、クセノフォンやデモステネスの記述との矛盾を指摘する(422)。狭義のローマ史家について、ポリビオスには評価が与えられるが(461)、ヒュームにとってリヴィウスは「ただしくも表層的と非難されうる」「迷信的な歴史家」である(463, 634)。

⁴⁸ cf. Machiavelli [1517], 2. introduzione.

⁴⁹ 翻訳を試み始めたヒュームは、1755年に書店主 Andrew Miller に、どのくらいの時間と労力が必要で、どのくらいの対価がふさわしいか判断できないと告白している(Letters, 1.218-19 [1755/04/12])。ヒュームが翻訳を試みたのは、既存の翻訳のできの悪さが原因であったが、結局この計画は完成されることなく、1759年の段階ですでにこの計画はヒュームにとって過去のものになっていた(New Letters, 48-49 [1759/04/07])。Green and Grose版の'History of Editions', 59は、この計画に触れている。プルタルコスの『英雄伝』に与えられた創作との批判については、Rawson(1969), 260。

xxxiv)⁵⁰。

ヒュームはもちろん、古代人の記述のすべてを鵜呑みにするわけではない。ヒュームが古代の人口数を検討するために用いたのは、古代史料における人口数に関する記述に直接的に依拠するという方法ではなく、史料の記述から古代の諸制度を明らかにし、そうした制度のあり方から人口数を推察するという方法である⁵¹。ヒュームが特に綿密に史料批判を行うのは、論文後半部において、各古代国家それぞれの人口数そのものを推定する作業においてである。

ヒュームによれば、古代史料の最大の問題は、まさに人口数をめぐる記述であった。「古代の著述家の伝える事実は、不確実であるか、不完全であり、この問題になんら積極的なものをもたらさない」(421)。人口数に関する記述に信をおけない主たる理由は、数字に関しては史料の書き換えや捏造が容易であること⁵²、政治参加のための市民登録制度において女性や子供さらには奴隷が参入されておらず、奴隷と市民の比率が不明確な点にあった(421-23, 42)。しかし、問題は数字に関する信憑性に止まらない。ヒュームによれば、歴史記述は、ツキディデスに始まる。「わたしの意見ではツキディデスの最初の頁が真実の歴史の始まりである。それ以前の語りには、創作話が混入しており、哲学者はその多くを詩人や弁論家の装飾のためのものとして廃棄すべきである」(422)⁵³。ツキディデスに歴史書の始まりをみいだすこととは、旧約聖書を歴史書に含めることを拒否することである。ヒュームはボリングブルックと同じように、そして17世紀のホップズやハリントン、あるいはジョン・ロックとは対照的に、旧約聖書を歴史書として扱っていない。さらに、ヒュームは、古代著述家の党派性を主張している。古代において、党派的な記述が見られたのは、著作が広く流通せず、誤った記述に対する抑制力が作用し得なかったからであり、それは印刷術が存在しないがためであった(422-26)⁵⁴。

このように信憑性の定かではない古代史料を扱う場合のヒュームの方針とは、著作相互を比較対照した妥当性の吟味であるとともに、「自然と経験」という準拠棒にしたがうことである。「あらゆる主題、特に人口に関する著述家たちのいい加減さは著しいので、すくなくとも自然と経験という共通の枠組みから事実が離れているときには、われわれは疑問や留保の姿勢を保たねばならない」(641 [1752-58])。これは、「奇跡」論文における証言の信憑性をめぐる議論と共通した史料の検証方法である⁵⁵。フランシス・ベーコンは古代人の観察の不確かさを嫌

⁵⁰ ヒュームがキケロの多大な影響をうけていたことは、Jones (1982)が明らかにしている。若きヒュームは、自らのノイローゼの一因を、実生活と隔絶して「キケロ、セネカ、プルタルコスなど道徳の多くの書物」を読んだことに求めている(Letters, 1.14)。

⁵¹ HE, 2.178には、同様の方法からの人口論がある。

⁵² ヒュームは、『ガリア戦記』について、当時のギリシア語訳が現存し、ラテン語原版と対照できるがゆえに、数字にかかわる記述の信憑性が高いとしている(455)。

⁵³ 「古代」の歴史書に見られる fable を排除する必要については『イングランド史』でも述べられている(HE, 1.3-4)。

⁵⁴ これに反して、ローマ史に関しては、国内の政治対立が継続的であったことが逆に記述への抑制力となり、信頼できる歴史叙述が行われたと主張される。1752年に「古代人口」論文と同時に発表された「権力の均衡」論文で、ヒュームは、明らかにポリビオスを念頭におきつつ「ギリシア人がローマの事件に関心を寄せ記述をするようになるまで」の期間、すなわち「初期のローマ史」に関して「近年批評家の間で生じた、理由がないわけではない強い疑問」について言及している。ここでヒュームは、国内史と対外史とを区別し、「正当にも表層的と非難されうる」リヴィウスを例にして対外史における誇張を認めつつ、国内史に見られる因果説明には他の時代の経験と比べても妥当性があるとする。ヒュームによれば、「国内の党派対立の説明」について、のちの世代にまで継承されていた党派対立が「作り話への抑制として作用した」ため、歴史家は比較によって真実を収集することが可能であった(Essays: Balance of Power, 633-34 [1752-58])。

⁵⁵ 様々な論拠の比較によって歴史史料を吟味するヒュームの姿勢については、彼が『イコン・

い、それを論拠から排除したが、ヒュームは、古代人ののこした史料に史料批判を加えながらも積極的に利用する方法を採用している⁵⁶。「古代人口」論文を古代近代論争のなかに位置づけたモスナー氏は、こうしたヒュームの史料批判を「創造的懐疑主義の方法」と呼び、ヒュームの方法の新しさを強調するが⁵⁷、古代近代論争をめぐる近年の研究が明らかにしているのは、ヒュームの方法が必ずしも新しいものではなく、論争のなかで学問的に発展した人文主義的方法の継承者としてヒュームを解釈しようという点である⁵⁸。

さて、ヒュームは、古代社会の制度を家政領域と政治領域とに区分したうえで検討を加える。前者について古代社会の特質とみなされたものは、家内奴隷制度と幼児遺棄の習慣であった⁵⁹。ヒュームは古代社会を描くにあたって、奴隷制度を強調する。ヒュームによれば、近代ヨーロッパのもっとも恣意的な政府における「政治的服従civil subjectionよりも、家内奴隷のほうが残酷で抑圧的である」。政治的服従の苛酷なあり方としての近代の「暴政」と、私的服従としての古代の家内奴隷制を対比するヒュームは、ここで、「熱狂的な」暴政批判者と古代派とを一括りにして批判する。「古代の情熱的な崇拜者と、そして政治的自由の熱狂的な党派とは（というのも、それぞれが大筋において極めて正当であるこうした感情は、ほとんど不可分だとバシリケ』の著者が誰であるか検討する議論にどうかかえる(HE, 5.547-48)。

⁵⁶ Walton (1990), 33.

⁵⁷ Mossner (1949).

⁵⁸ Levine (1981), (1991) によれば、17世紀のフランスで開始され、英国においては名誉革命後に本格的に議論が行われた古代近代論争において、古代派とは、新しきものに対する単純な伝統擁護派でも、過去を区別なく擁護する立場でもなく、古典古代の視点からする、時代への批判者であり革新者であった。また、古代近代論争それ自体は、古代か近代かという単純な二者択一の論争ではなく、そもそもの起源は、古代学芸の復興運動である人文主義の内部における対立であった。すなわちそれは、古典を理想化して模倣の対象とみなすか、異なる時代を総体的に理解するための学術研究の対象としてとらえ史料を厳格に吟味する方法を採用するか、別言すれば、古典の取り扱いについて文芸性を強調するか学術性を強調するかという人文主義内部における強調点の相違に端を発するものである（人文主義を強調してルネサンスを捉えるクリステラー (1976), ch. 1.は、古典的学芸のもつ価値への確信という点に人文主義のメルクマールを求めるのに対して、同じように人文主義を強調してルネサンスを描くガレン (1960), 1-18は、ルネサンス人文主義の文献学的側面を強調している)。古典研究の発展に伴う文献学的方法の精緻化にともなって生じたのは、その発展が逆に、雄弁や洗練さの妨げになるとともに、古典への信頼を喪失させうるにまでいたった状況であり、その意味で、古代派陣営内部の論争の継承として古代近代論争が展開されたのであった。したがって、古代近代論争において中心的テーマとなったのは、歴史の方法をめぐる論争であり、文献学の位置づけをめぐる論争であった。さらに、多方面に展開されたこの論争において、自然科学や技術に関しては近代派が優勢であったが、「雄弁術の領域、つまりレトリックと詩、歴史、弁論、道徳哲学、さらには芸術と建築でさえ（すなわち、実質的には、キケロやルネサンス人文主義者の *studia humanitatis* 全て）は、どちらの陣営にとっても、古代派の掌中のものであった」(Levine (1981), 85. 氏は、引用文につづいて、「雄弁術」論文を念頭に、「典型的な近代派」であるヒュームすらもキケロの雄弁を評価していた点を指摘している)。つまり、古代近代論争とは、第一義的には、古典の価値を認めるか否か、古代世界がいいか近代世界がいいかという論争ではなく、論争の双方が、古典に学ぶという広義の意味における人文主義という思考枠組みを共有したうえで、歴史叙述の位置付けをめぐる争われたものであり、こうした認識枠組みはエドワード・ギボンにまで継承されていた。こうした古代近代論争を「古代人口」論の文脈のひとつとして位置づけるとするならば、ヒュームの古代社会の批判の方法を、近代派的な意味における人文主義的方法に基づいたものとして解釈することができる。

⁵⁹ 古代の幼児遺棄は、人減らしという観点から、「近代の修道院」（「迷信の温床であり、公共にとっては負担であり、あわれな囚人にとっては抑圧的なカトリックの制度」と比較される。ヒュームは、幼児遺棄を合法にしたのは「ギリシアの賢人のなかでも最も優れたソロン」であると指摘することで偶像破壊をおこなう反面で、人口増加という観点からみれば、遺棄が実際には困難であったことなど「諸原因の奇妙な結合」ゆえに古代の「野蛮な実践」のほうが勝っていたと判断する(398-400)。see also 'Memoranda', 3.1 (503), 3.61 (506).

知られているからである)⁶⁰、この制度がなくなったことを嘆かざるを得ないであろう」と、今日に至るまで古代を称揚する者に投げかけられる批判が与えられる。ヒュームによれば、奴隷制度のなかで人格形成した人間は人間性が希薄であり、この家内奴隷制度こそが、古代の「苛酷で、野蛮な習俗」の第一の原因であった(383-84)。この議論には、私的あるいは社会的な服従関係よりも政治的な服従関係のほうがのぞましいと捉え、前者の不法性や恣意性を抑制するものとして後者を位置づけるヒューム政治学の前提的認識が潜んでおり、これは、『イングランド史』で顕著にみられるものである。私的領域における従属関係を'despot-slave'の概念で表現し、これを、政治的な服従関係と対照させるのは、古代ギリシア以来、ヨーロッパ政治学の中心的認識の一つであるが、ヒュームは、古代以来のこの枠組みを用いて、古代世界を批判している。さらに、ヒュームは古典を駆使して、奴隷の結婚が稀であったことを示し、奴隷制度によって総人口が増加したとの見解を否定する(386-96, see also 'memoranda', 3.219 (514))。「奴隷制度は、総じて、人類の幸福や人口増加に不都合であり、その役割は、雇用使用人の慣行のほうがうまく果たせる」(396)。古代ローマとのアナロジーによって英国論を展開してきたオーガスタン期の論者や、あるいはさらにはマキアヴェッリやハリントンなどが触れることがなかった奴隷制度が、古代世界の第一の特徴とされたことの意味的意義は小さくない⁶¹。たしかに自然法学の伝統においては、自然権あるいは征服権との関連で奴隷制度に関する議論の蓄積があり⁶²、ヒュームの奴隷制論の源泉のひとつにこうした思想潮流を想定することが可能であるが、古代社会を奴隷制度の観点から規定する視点は必ずしも共有されたものではなかった。

ヒュームが次に観察するのは、古代の「政治慣習、政治制度」である。

ヒュームがまず指摘するのは、古代諸国家の領域の規模の小ささである。ヒュームは、ローマ帝国以前の古代国家の小ささと、それに伴う財産の平等とを「人間の増殖にこの上なく好都合な制度」と評価する。「全ての小国は、著しく増加する機会がないゆえに、財産の平等を生み出す。しかし、小さな共和国は、その本質である権力の分割によって、いっそうそうなのである」(401)⁶³。これは、いわゆる共和主義者が抱いていた社会構成モデルと近似的な古代政治社会のとらえかたである。ヒュームはこの議論に連続して、古代史料に依拠しながら、政治・軍事官職にあたえられていた給与の平等性(とその崩壊)を指摘するが(401-02)、これは、ローマ衰退論で議論されることが多かった論点に他ならない。

ヒュームは、議論を、単にひとつひとつの政治社会のサイズに関する観察にとどめない。彼はこうした小国モデルを、分権的な政治社会モデルと連続させて議論している。この論文の中括弧部分において古代世界のこの特徴は「諸国家の小さな分割the small divisions of their states」との概念で再提示されるが(421)、これはヒュームが、単にサイズの小さい政治社会を評価していたのではなく、小国モデルが、隣接する小さな国家がゆるやかな政治的一体性を構成している政治社会モデルとして読み替えられていたことを示唆している。実際、ヒュームは

⁶⁰ Robertson (1983a), 165, n. 68によれば、ここで想定されていたのはアンドリュ・フレッチャーである。

⁶¹ 但し、ヒュームは1753年の加筆において、ローマについては、「初期の時代において」つまり第一次と第二次ポエニ戦争の間において、ローマ市や大都市を除いては奴隷はわずかであったとしている(424)。

⁶² cf. Tuck (1979).

⁶³ ヒュームは、後述のように農地法の実現可能性には批判的であったが、富は偏在するよりも平等に所有されていたほうが「人間本性」に合致していると捉えており、イングランドはこの点でいかなる他国にも勝っていると考えていた(Essays: Commerce, 265)。

古代政治社会を連邦モデルで捉えており⁶⁴、その分権的構造には賞賛の念を隠さない。「各人が小さな家と自らの農場をもち、各州countyが自由で独立した中心都市をもつところは、何と人類の幸福な環境であり、如何に産業と農業、結婚と繁殖に望ましいことか」(401)。ヒュームがこの連邦モデルと対比するのは、巨大な版図をもつ帝国モデルの政治社会である。ヒュームは集権的な巨大な国家に貧困の原因を見ている。「巨大都市は社会に破壊的であり、あらゆる種類の悪徳と無秩序の温床であるばかりか、遠隔の地方を困窮化させ、また食料価格を高騰させることによって自らも困窮化する」(401)。彼は、この議論において、近代ヨーロッパの君主政国家をこの帝国モデルの延長線上で論じる。スイスとオランダを除いてヨーロッパの多くは、「巨大な君主政国家」であり、国家の各領邦を支配する「絶対的な」支配者は、君主を模倣しようとして民衆を搾取している(402)。ここでの近代君主政像は、封建制、等族国家としての側面を払拭できない君主政国家であるが、封建的分権制度をヒュームは古代型の連邦モデルと明確に区分されていることは留意されるべきである。ここには、社会的権力と政治的権力とを峻別するヒュームの認識が反映している。

しかし、小国のサイズの観点における優位は、それだけではほとんど無価値である。ヒュームは、カエサル、タキトゥス、ストラボンが描き出した野蛮なゲルマン社会が、古代世界と同様に小さな共和政国家であったことを指摘する。このゲルマン諸国家こそは、「小さな共和政国家に分割されることのみが国民の人口を増加させるのではなく、そのためには平和、秩序、勤勉の精神が伴わねばならないことの証拠」であった(453)。

この世の人間世界には絶対善も絶対悪も存在しないと考えるヒュームは、善きものの悪しき側面、悪しきものの善き側面を指摘する複眼的な著述家である(ex. HE, 3.368-69, 5.154, 6.427)⁶⁵。ヒュームは、「政治社会において、よき帰結を伴わぬほど著しい悪弊はない」として、修道院の利点すら論じる(HE, 3.368-69)。古代の小さな共和政国家にもまた、その長所を相殺するに十分な三つの欠陥があった。「すべての人間の状態には、通常、相殺要素 compensationsが存在し、それは、支配的な原理と常に完全に対等とは言えないが、少なくとも支配的な原理を抑制する」(Essays: Populousness, 404)。彼が古代の小さな共和国の負の側面として列挙するのは、戦争、党派対立、商業活動の少なさの三つである。ヒュームにとってこの三点が、古代人口数を評価する場合の決定的な論点であり、これこそが人口数に関して近代が勝ることを示す際の中心的な論拠であった(420-21)。このうち、商業活動に関してはすでに検討した。ここで明らかにすべきは、ヒュームが商業以外の論点としてあげた戦争と党派対立の描き方である。ヒュームにとって、これらは商業と同じように、近代ヨーロッパ社会では解決済みの問題だったのであろうか。あるいは、文明化によって消滅した問題であったのであろうか。

⁶⁴ 「技芸と学問の形成と発展」論文でヒュームは、古代ギリシアを小国家から構成されていた連邦制国家として解釈している。この論文で、技芸と学問の発展に関する第2テーゼとしてヒュームが提示したのは、「洗練と学問の形成にとって、商業と政策とによって関係をもった近接する独立的な諸国家ほどのぞましいものはない」という点であり、こうした連邦モデルの政治社会は「拡大した政府 extended governments」と対比される。ここでヒュームは古代ギリシアを例にして、領域の小ささゆえの権力と権威とへの歯止め、近接国家同士の競争のそなえている利点を賞賛する(Essays: Rise and Progress, 119-122)。この「形成と発展」論文では、このギリシア型の連邦モデルを、宗教改革後のヨーロッパ世界に当てはめ、これをそれ以前のカトリック教会のヨーロッパ支配と対比させている(121)。ヒュームは、15世紀末にヨーロッパ諸国家の間に新しい関係性が形成されたとの認識を抱いているが('extensive system of policy'(HE, 3.24), see also HE, 1.296-97)、これは、厳密な意味における政治的な連邦制とは考えられない。後述のように、ヨーロッパの国家間の政治的関係についてヒュームがどこまで連邦モデルを適用して考察していたかについては解釈がわかれている。

⁶⁵ cf. Machiavelli [1517], 1.6, 3.37.

第一の欠陥は、国家間で生じる政治対立をめぐる問題である。「好戦的精神、自由への愛、相互の競争、近隣ゆへの憎悪の自然な結果」として、古代共和政国家は、ほとんど常に戦争状態にあった(404)。ここでは、「技芸と学問の形成と発展」論文とは、連邦モデルに関する評価が逆転している。同論文において描かれたギリシア連邦モデルが、「技芸と学問」の発展母体と見なされ、連邦モデルへの正の評価を反映したものであるとすれば、相互競争によって不断の戦争状態にあると解釈されるここでのギリシア連邦モデルは「権力の均衡」論文 [1752-] に反映されているギリシア像である(Essays: Balance of Power, 331-35, 339)。しかも、古代の戦争には徹底的な殺戮や略奪が伴った。古代の戦争は、小国ゆえ、兵士の略奪ゆえの、戦争の破壊性の大きさ、あるいは、全面的な肉弾戦ゆえの残虐さ・苛酷さ・流血の多さ、「決然とした精神と残酷さ」で特徴づけられていた(Essays: Populousness, 404-06)。ヒュームはこの野蛮な古代社会を、伝統的なアジア表象に依拠して「今日のタタールと同じくらいの秩序、平穏さ、安定した治安しかなかった」とする(406)⁶⁶。

問題は戦時のみにとどまらなかった。ヒュームが古代社会の第二の問題点とするのは、平時における「古代の習俗」の欠陥である。「少なからず重要である、政治的自由と平等への愛」を除けば、古代の習俗は近代のそれに劣る(406-07)。これが意味するのは、古代における激しい党派対立である。「古代の政治の格率には、一般に、人間性や穏和さはわずかである」(414)。明らかなように、ヒュームは習俗論の観点からこの問題を論じ始めていることに注意しなければならない。

ギリシアやローマの古代政治社会を党派対立の観点から批判することは伝統的な議論の組み立て方の一つであったが⁶⁷、ここでのヒュームの、2000語を越える党派対立をめぐる記述は、政治対立や党派対立そのものを批判したものでなく、敵対者の殺戮や内乱と不可分であった政治対立のあり方を批判の対象とするものである。「自由な政府から党派を排除することは、完全に不可能というわけではないにせよ困難であるが、しかし、党派間のあのように執念深い激情と、あのように血なまぐさい格率とは、近代においては宗教的党派のみにしか見いだせない」(407)⁶⁸。政治対立は、ヒュームの描く古代世界においては、生命を賭けた対立であった。ヒュームは、ギリシア各国家の政治経験を中心的な素材にして、古代世界における、「無秩序、不信、警戒心、敵対心」とに満ちた「暴力的な統治」を描き出す(407)。貴族か民衆かを問わず、勝利した党派は、法的手続きもなく敵対する党派を殺害したが、これは古代人が「自由を非常に好んでいたが、それをよくは理解していなかった」がゆえである(408)。ヒュームは、政治対立のあり方と自由のあいだにある関連を指摘している。古代人にとって、自由とは政治的対立者を殺害する自由であった。ヒュームはこの議論のなかで、富者から財産を没収した「アテナイの民衆の暴政」を論じる(411-12)。伝統的に民主政体の問題として扱われてきたものは、民主政体の問題としてではなく、古代政治社会の問題の代表として位置付けられている。すなわち、ヒュームが、党派対立をめぐる問題を「古代の習俗」の問題として議論を組み立て、政体論でなく習俗論として議論を開始したのは、彼が、激烈な党派対立を、政体の問題ではなく

⁶⁶ 「商業」論文には、ポリビオス『歴史』第3巻を論拠に、ローマ人は海賊行為を行っており「多くの国と戦争していた」との記述がある。ヒュームはここでケケロ『義務論』1.12のhostis論を批判している(Essays: Commerce, 259-60)。国内の治安の問題に関して、ヒュームは「政治的自由」論文において、「騒動的な護民官」クロディウスの殺害をめぐるケケロの『ミロ弁護論』を題材にして、ローマにおける治安の悪さを示しているが(Essays: Civil Liberty, 94)、クロディウス殺害をめぐるケケロのこの弁論にヒュームは強い関心を示しており、いわゆる初期草稿 ('Memoranda', 3.133 (510)) や書簡(Letters, 1.40-42 [1742/06/13]) でこれに触れている。

⁶⁷ 犬塚(2002)。

⁶⁸ ヒュームはこの論文では、'faction' と 'party' の用語を区別せずに用いている。

古代世界一般の問題として描くためであった。ヒュームは、党派対立の激烈さにかんして、古代世界における「自由な政府」、「僭主政」、「混合君主政」の違いを見いだしていない(409-13)⁶⁹。

ギリシアを素材にして描き出されたこのような古代世界像は、議論をローマに移した場合、たしかに前一世紀の内乱期には適合的であるが、それ以前の共和政ローマの扱いが難しくなる。ヒュームはこの点を十分に承知していた。グラックス期以前のローマ共和政において、政治対立は穏和であり流血はまれであったことは、マキアヴェッリのみならず、オーガスタン期の英国でも広く知られていたが⁷⁰、ヒュームはこの点を承認し、ローマ人に「特異な人間性」を見いだしている。ここでヒュームは、ローマ人のこの「特異な人間性」を逆に自らの論証の素材として活用しようとする。彼は、前二世紀までのローマにおける流血の少なさについて、「一旦血なまぐさいシーンに突入したのちは、十分な補填を行った」として前一世紀の内乱の残虐さを引き立てるコントラストの役割を与えるとともに、反面で、古代世界の他の地域の残虐さを示す証拠として利用している。ハリカルナッソスのディオニュシオスがローマ人を「洗練された」ギリシア人の末裔と位置付け、そこからローマ国制の卓越性や流血の少なさを説明したことをヒュームは知っていたが、激しい党派対立を繰り返したギリシア人を「洗練された」存在として描くディオニュシオスのこの説明は、「イタリア、アフリカ、スペイン、ガリア」などの古代世界の他の「野蛮な共和国」のより一層の残虐さを証拠立てるだけの題材でしかなかった(413-14)。

ヒュームは、習俗の問題として議論を開始し、政体区分を棚上げにしたうえで古代政治社会の党派対立の残虐性を描き出したが、しかし彼は、こうした党派対立の激烈さの原因を、単純に習俗の問題とみなしたわけではなかった。ヒュームは、古代の習俗、価値観、思考様式の結果として、その政治制度の欠陥が生じたにとらえ、これを古代の混乱の原因とみなしている。ここで、問題は制度の問題として再定式される。古代の混乱の原因は、端的に、政治制度における貴族政的な要素の不在であった。「すべての古代政府に頻繁に生じた無秩序の一般的な原因は、その時代に貴族政を確立することが極めて困難であったこと、そして、もっとも卑近で貧しい人間が立法や公職から排除されたときでさえつねに、民衆が永続的に不満を感じて騒乱を起こしたことにあったと思われる」。古代の政治制度の欠陥は、あらゆる政治権力が「自由人」という資格をもつ誰にでも開放され、財産に応じた政治権力の分配がなされなかった点にあった(415)。この文脈でヒュームは、プルタルコスに依拠してソロンの国制を、リヴィウスに依拠してケントゥリア民会を肯定的に評価する(415-16)。土地財産所有者に政治権力を担うに足る資質を見いだす発想方法は、いわゆる共和主義者をはじめにほとんど全ての18世紀英国、あるいはほとんどすべての初期近代における政治論に見られるものであり、ヒュームのここでの議論を、民主政批判、貴族政擁護と理解するのは、誤った解釈である。ヒュームは古代政治社会にあるべきであった貴族政的制度を、政体としての貴族政と民主政との欠陥を補うものとして位置付けている。「この時代において、不満をもつ臣民に君臨した、苛酷で警戒心のつよい貴族政と、騒々しく党派的で暴政的な民主政との中間は存在しなかった」(416)。ここでの議論でヒュームは、君主政、貴族政、民主政の三元的な政体論を念頭に置いて政体としての貴族政を称揚したのではない。ここには、モンテスキューと同様に貴族政と民主政とを共和政の下位カテゴリと考える政体論の構図とならんで、のぞましい共和政を混合政体として捉える視点がある。先の引用文に続いてヒュームは、近代ヨーロッパ世界の共和政について「そのうち

⁶⁹ ただし、君主政に関してはさらに、男児兄弟への均分相続が、王位継承ならびに国家の不安定さの一因とされる(413)。

⁷⁰ 犬塚(2002)。

もっとも貴族政的なものから、もっとも民主政的なものにいたるまで」「すべてが、巧みに穏和化された貴族政well-tempered Aristocracies」であり、正義・寛大さ・安定性を備えている、との記述を最終版で挿入したが、ここには、共和政体とは貴族政的要素と民主制的要素との組み合わせによって構成されるとの認識があった(416)。あるべきはずの貴族政的要素が、古代の共和国には確立されていなかったことが問題であった。ここで言及しておくべきことは、ヒュームのこの古代政治社会への批判は、伝統的な共和政論から決して遠く離れたものではなかったという点である。マキアヴェッリやハリントンが元老院の役割を重視したことに典型的にみられるように、古代スパルタやローマに範例を求める立場にせよ、あるいは、近代ヴェネツィアに依拠する立場にせよ、共和政論の伝統において、共和政の政治制度の中核には貴族政的要素が位置付けられていた。この伝統においても、アテナイの民主政体は一貫して批判の対象であった⁷¹。

こうした共和政論の政治学と対比した場合における、「古代人口」論文におけるヒュームの議論の特徴は、アテナイを古代政治社会の中心モデルとして位置付け、そこから一括して古代政治社会像を描き、国内・国外において激しい政治対立の絶えることのなかった政治社会の姿を表現した点にある。例えばハリントンにとっては、スパルタとアテナイとローマとの政治制度において、何が異なっていたかという点が重要であった⁷²。「古代人口」論で、決定的に重要なのは、古代政治社会の特質を描くための中心素材が、ギリシア、とくに民主政アテナイとして措定されている点である。古代社会をアテナイモデルに引きつけて描き出す「古代人口」論は、アテナイとスパルタ、あるいはローマとの差異について語るところは少ない。激しい戦争や党派対立、あるいは貴族政的制度の欠如は、ヒューム以前にも論じられてきた論点であり⁷³、ヒュームの古代社会への批判は、個々の論点において必ずしも新しい視点を提示しているわけではなく、むしろそれまでの政治学における議論の蓄積を活用したものとして位置付けることが可能である。こうした個々の論点を古代近代比較論という枠組みのなかに再定位して、特定の国の政体をめぐる問題ではなく、古代そのものの政治社会の特質として議論を提示したところにヒュームの議論の新しさがあった。

3 ローマ共和政の政治制度の問題

ローマ共和政は、18世紀前半の英国人が自らの政治社会を論じる場合のモデルであった⁷⁴。

⁷¹ 前5世紀から18世紀にいたるまでのヨーロッパ思想史において、古代アテナイの民主政はほとんど例外なく批判され続け、それに対する肯定的な評価が一般的になるのはフランス革命以後であった(Rawson (1969))。

⁷² ハリントンは、比較政治制度論を展開しながら、オシアナ共和国の政治制度を論じていく。中心的に検討されるのは、古代イスラエル、アテナイ、スパルタ(ラケダイモン)、ローマ、近代ヴェネツィア、オランダ、スイスである (cf. Harrington [1656], 69)。特に、25-29(二院制のあり方)、33-38、155-63(共和国が平等であったか否か)、137-47(貴族政的部分のあり方)、163-66(民主制的部分のあり方)を見よ。このなかで、アテナイとローマは、スパルタやヴェネツィアとは対照的に、二院制や平等性のあり方において欠陥のある共和国とされているが、アテナイとローマは、崩壊の説明から明らかに(12,29)、スウィフトのように同じような政治制度として論じられていたわけではない。ハリントンは、軍事組織や共和国の拡大のあり方については、ローマにモデルの地位を与えている(206-13, 223-28)。

⁷³ ハリントンは、「良き貴族政[的制度]」や「自然の貴族政」の欠如を、アテナイの崩壊原因としていた(136, 142)が、これは、ローマの崩壊原因ではない(cf. 12, 29, 37-38, 43-44, 160-63)。また、ハリントンは、ギリシアが「競争」ゆえ「永続的戦争」にあったことを理解していたが、これは批判点ではない(221-22)。

⁷⁴ 犬塚(2002)。

ヒュームはこのことに意識的であった。彼は、ギリシア史よりもローマ史のほうが「一般にわれわれになじみが深い」(Essays: Balance of Power, 335)ことばかりか、イングランド人が自らを古代ローマ人になぞらえたがることを認識していた(Morals, A Dialogue, 333)⁷⁵。ローマを中心に古代世界を捉える同時代の議論に対して、ヒュームが「古代人口」論文で採用した戦略は、共和政ローマを、ギリシアの諸都市やカルタゴなどと一括りにして野蛮で無秩序な戦争国家として描くことであったが、しかし、古代ローマは、その特権的地位ゆえに、ヒュームにとっても、それとは別に個別的に論じるべきテーマであった。

これは、「技芸の洗練」論文 [1752] に明瞭である。1758年版までは「奢侈」との題名を与えられていたこの論文でヒュームが行ったのは、一方で、徳と悪徳との道徳的区分を廃棄して無差別的にあらゆる奢侈を称揚する「リベルタン」マンデヴィルの立場を批判しつつも⁷⁶、他方で、「奢侈」すなわち「技芸の洗練」が、「個人的生活」にも「公共的生活」にも好影響を与えることを示すことであった。この議論において、奢侈が「幸福」とともに「有徳さ」をもたらすことを示そうとするヒュームは、習俗論・道徳論の観点から奢侈を批判する伝統的な議論と同じ土俵のうえで勝負し、奢侈を習俗論・道徳論の観点から論じ、習俗や道徳に好影響を与えることを示すことで、奢侈の評価を180度転換させようとした。奢侈を正当化する議論の中心は、有名な、産業(勤勉)・知識・人間性の並行的発展論である。「産業、知識、人間性は不可分の鎖で結びつけられており、経験と理性から明らかなように、より洗練された、通常の言い方によればより奢侈の多い時代the more luxurious agesに特有なものである」(Essays, Refinement, 271)。すなわち、「時代精神は全ての技芸に影響する」ため、奢侈が生み出す「機械的技芸」の発展は、「学問的技芸liberal arts」の発展を伴い、この両技芸の洗練は人間の社交性を発展させるというのである(271-72)⁷⁷。ヒュームはこうした並行的発展が政治領域(「公共的生活」)においても好ましい帰結をもたらすことを、「商業」論文と同じように非常時における軍事への転用可能性を指摘するとともに、政治制度の発展、政治学の発展を示すことによって論証しようとするが(272-74)⁷⁸、ヒュームが最も強調するのは、奢侈の時代がもたらす公共精神の新しいあり方である。「獐猛さを失うからといって、軍事的精神や、国土や自由を防衛するための不屈さや勇敢さを失うのではないかと心配することはない」。技芸の発展にともなう勤勉さこそは心身に新しい力をあたえる。「強力で、持続的であり、支配的な原理である、名誉の感覚は、知識とよき教育がもたらす精神の向上によって新たな活力を得る」。勇気という情念を持続的で有用なものにする「規律と軍事技術」とは「野蛮な人々の間ではほとんど見

⁷⁵ 「イングランド人が自らはローマ人に似ているとうぬぼれている反面で、大陸の隣人は自らと洗練されたギリシア人との類似性を導き出している」。

⁷⁶ ヒュームによれば、奢侈が悪徳的になるのは、友人や家族に対する、身分や財産にふさわしい義務が果たせなくなる時である(269, 279)。アダム・スミスの議論をストア主義的道徳論の修正として解釈しようとする Fitzgibbons (1995) は、ヒュームはスミスとは対照的にリベルタンであったと理解するが、正しくない。

⁷⁷ 奢侈を擁護する議論であるがゆえに、論述は、機械的技芸・学問的技芸・社交性という順序で行われるが、この議論は、様々な知識や技術の並行的発展を描いたものであって、産業もしくは経済発展を文明化の基底的要因として位置付けたものとしては解釈しない。これはヒュームの歴史変動論や近代論全体のなかで議論されるべき問題であるが、さしあたり、「産業は、技術と洗練の時代と切り離せない知識によってよく促進される」(273)という記述を参照のこと。

⁷⁸ 「法、秩序、治安、規律、これらは、人間の理性が、訓練や、より卑近な技芸、すくなくとも商業や工業の技芸への適用によって自らを洗練しないかぎり完成の域に到達されえない。紡ぎ車の作り方や織り機の使い方をしらない人々が、政府を巧みに構築できると期待できるであろうか」。「統治の技芸における知識は、臣民を反乱に追い込む苛酷・峻厳さよりも人間的な格率の利点を教え、自然に穏かさ、穏健さを生み出す」(273)。

られず」奢侈の時代がもたらすものであり、実際に、フランス人やイングランド人は、技芸への愛、商業への勤勉さと並んで勇敢さに秀でている(274-75)⁷⁹。これは、古代派が依拠した古代世界の勇気を脱神話化するものである⁸⁰。ヒュームがここで論じているのは、奢侈の時代に、人間に動機付けを与える情念そのものが変質することではなく、情念を適切な行動へと導くための条件が改善されることである。奢侈の時代とは、規則的で恒常的な公共精神の形成を期待しうる時代である。これは、奢侈を習俗論・道徳論の観点から正当化したものにほかならない⁸¹。道徳論・習俗論の観点にもとづく奢侈批判を退けるヒュームは、しかし、道徳や習俗の役割を軽視するわけではなく、奢侈が生み出す習俗や道徳を政治社会にとってニュートラルなものとしたわけではなかった。さらに、ヒュームは、奢侈の時代における社会的条件を、自由な政治社会を維持するのに適合的なものと位置付ける。「技芸の進展は、むしろ自由に好ましく、自由な政府を生み出さないにせよ、それを維持する自然な傾向がある」(277)。ここでヒュームが示すのは、ハリントンの政体変動論を歴史変動論として援用して、英国において商業化に伴って平民に「財産のバランス」が移行したことである(277-78)⁸²。

ヒュームが、奢侈を正当化するためにわざわざ公共精神の問題にまで踏み込まねばならなかったのは、伝統的な古代ローマ史像のもつ訴求力をヒュームが十分に意識していたがゆえであった。奢侈批判論は、ローマ史に依拠して、ローマ共和政の崩壊の原因を奢侈の流入による腐敗に求めることでその議論を補強していた⁸³。

⁷⁹ ただし、唯一、古代ローマ人は「軍事的規律」をもっていた(274-75)。ローマの軍事的規律については、『リヴィウス論』3.22の議論が重要である。福田(2002)を参照のこと。

⁸⁰ タキトゥス『ゲルマニア』に依拠して、勇気や軍事的精神を王や貴族など指導者層に不可欠な徳として解釈する議論は、例えば、フランソワ・オトマンの『フランコガリア』や、イングランドではオトマンの影響を受けたアルジャン・シドニーなどにみられる。ヒュームが行っているのは、徳に関するこうした主張に対する、文明論を援用しながらの批判であるが、勇気を徳論のカタログに並べるヒュームが批判した点とは、勇気という徳そのものではなく、それ自体が行動の方向性を規定するわけではない勇気という情念が中心的な徳と位置付けられることであったことに対してであった。『イングランド史』には、非文明国民の勇気は、名誉の原理に支えられていない勇気であるがゆえに危険であるとの議論がある(HE, 4.315)。『道徳原理論』では、タキトゥスについて「この歴史家の感情は、他の国家、他の時代では幾分奇妙に感じられる」とするとともに、ギリシア、ローマ、ゲルマン諸部族を念頭において「いまだ思いやり、正義、社会的諸徳にともなう利点を十分に経験していない非文明的国民の間では、勇気が中心的な卓越性である」とする。こうした「軍事的勇敢さ」は「はるかに有用で活動的な徳である人間性の感情を破壊した」(Morals, sec. 7 (254-55))。

⁸¹ Robertson (1983a) は「奢侈」論文のこの議論に、自然法学からの離脱と、共和主義思想(彼のいう「政治学的伝統」)の修正を読みとる。政治と経済発展との関連に着目する氏によれば、経済発展が「政治生活にとって好ましい社会的・道徳的環境を徐々に形成」するとヒュームのこの議論は、『人間本性論』第3巻の統治起源論に典型的に見られるような、所有の保障のための統治という自然法学的な立論を越えるものであるとともに、「政治学的伝統」に対しては、第一に政治階層と経済階層の区分を廃棄し、第二に個人の自律性について土地や武器ではなく商業によって獲得されると再定義することによって修正を行ったものである(157-60)。この「奢侈」論文を含む『政治論集』の前半(すなわち『論集』第二部)の諸論考は、経済学的論考として分類されることが多いが、ここから少なくとも明らかなのは、ヒュームの議論が、経済の自律性や経済学の分化を目指す議論ではないという点である (cf. Pocock (1999), 196-97)。

⁸² 「庶民院は、われわれの民衆の政府の支えである。世間の誰もが認めるように、その影響力と重要性は商業の拡大にもとづくものであり、商業の拡大がそのような財産のバランスを平民の掌中に与えたのである。技芸の洗練を激しく批判することと、それを自由と公共精神の破滅者として表現することが、いかに矛盾していることか」(278)。勤勉な商人を 'both a better man and a better citizen' と表現する箇所もある(HE, 3.76-77)。

⁸³ 犬塚 (2002)。このような道徳論的なローマ史解釈は、ファーガソンの『ローマ共和政の発展と滅亡の歴史』[1783]にまで継続している(Sher (1985), 199-202)。

「厳格なモラリストが技芸の洗練を非難した主な原因は、古代ローマの実例である。古代ローマは、貧しさと田舎っぽさに、徳と公共精神とを加えながら、驚くべき栄光と自由に到達したが、征服地からアジア的な奢侈[1753年版までは「ギリシア的・アジア的な奢侈」]を学んだことで、あらゆる種類の腐敗に陥り、そこから騒乱と内戦とが生じ、ついには自由を完全に失ってしまったという実例がそれである」(275)。

ヒュームは、古代ローマに依拠する立場を、厳格な道德論者と規定しており、共和主義者やコモンウェルスマンとは呼ばない。「厳格道德の人間は、もっとも無害な奢侈ですら批判し、それを、政治的統治に付随する腐敗、無秩序、党派対立すべての原因であると表現する」(269)⁸⁴。ここでヒュームが批判しているのは、道德論・習俗論の観点からする政治論へのアプローチである。

ローマ史解釈に依拠したこのような奢侈批判に対してヒュームが行ったのは、これまで検討したように公共精神の衰退と奢侈との関連を切断することであり、さらには、これに加えて、ローマ共和政の崩壊に関して自らの解釈を対置することであった。

ヒュームによれば、流入した奢侈に崩壊原因を求めるこうしたローマ史解釈は、共和政末期の著述家に由来する誤った解釈であった。「こうした[奢侈による腐敗を嘆く]感情は共和国の後期には一般的であり」、「われわれが幼いときに親しむラテンのすべての古典はこのような感情に満ちており、どれもが国家の崩壊を東洋から移入された技芸と富とのせいにしている」(275-76)⁸⁵。技芸の洗練や奢侈を擁護するヒュームは、ローマ共和政の崩壊を、奢侈や商業化にともなう道德や習俗の衰退から生じたとは解釈しない。問題は、経済発展がもたらしたものでなかった。「人生の快樂や便利さに関する洗練が、拜金的風潮や腐敗をうむ自然な傾向をもっているわけではなく」、逆に、「知識と洗練の時代」に高まる「名誉と徳の意識」こそが「貨幣への愛」を抑制できるのである(276)。これは、奢侈が道德・習俗において改善をもたらすという議論を繰り返したものであり、ヒュームは奢侈の時代において適切に方向付けされる名誉意識をふたたび強調している。

ヒュームは、ローマの崩壊原因を、奢侈による習俗の腐敗ではなく、政治制度上の欠陥に見いだしている。「これらの著述家は、ローマ国家の無秩序の原因を誤解しており、本当は、悪しく形作られた政府 ill modelled government と、無制限に広がった征服とから生じたものを、奢侈と技芸のせいにしていた」(276)⁸⁶。

ローマ共和政の崩壊の原因を、「腐敗」ではなく、悪しき政治制度に求める認識は、ハリントンと共通する。異なるのは、何を政治制度の欠陥と捉えたかという点であるとともに⁸⁷、ロー

⁸⁴ 同様の表現は『道德原理論』にも見られる。「奢侈、すなわち、快樂や生活便宜品における洗練は、長らく、政府におけるあらゆる腐敗の源であり、党派対立、騒乱、内乱、自由の完全な喪失の直接的原因であると考えてきた。それ故に、奢侈は普遍的に悪徳としてみなされ、あらゆる風刺家や厳格な道德論者が非難の対象としてきた」(Morals, 2.2 (181))。厳格な道德説への批判は、1742年版のみに収録された「道德的偏見」論文にもうかがえるが、その論文における批判の対象はストア的道德論であり、ヒュームが主張したのは、哲学と日常的な徳との両立であった(Essays: Moral Prejudice)。

⁸⁵ ヒュームの指摘は的確である。古代ローマ人が奢侈概念に依拠して自らの歴史を執筆したことに関して、Berry (1994), ch. 3。

⁸⁶ Robetson (1983a), 157は、ここに「政治権力の不自然な優越」を読み込んでいるが、テキスト上の根拠はない。解釈枠組みとした政治と経済という二元論にひきづられているように思われる。

⁸⁷ ハリントンによれば、ローマは、「基盤」としての農地法と「上部構造」としての輪番制とに欠陥のある「不平等な共和国」であった(Harrington [1656], 33, 154-55)。たしかに、ローマの崩壊過程では「奢侈」が広まったが、これは政治制度の「不平等」がもたらしたものである(43, 61)。「政治体としての民衆は、その統治に由来する腐敗以外を被り、死することはない。・・・もし共和国の最初の

マが版図を拡大したことへの評価である。ハリントンは、「維持のための共和国」と「拡大のための共和国」という、「マキアヴェッリのものである」共和国区分論を援用し(Harrington [1656], 32, cf. Machiavelli [1517], 1.6)、オシアナを「拡大のための共和国」として位置付けるなかで、ローマの崩壊を、拡大に見いだす立場と「腐敗」に見いだす立場とを一まとめにして批判する。ハリントンは、ローマ崩壊の原因とみなされているものに関して、政治制度と、拡大・腐敗とを対照し、拡大・腐敗をローマの崩壊原因とは位置付けなかった(Harrington [1656], 217-220)。これに対して、ヒュームが行ったのは、この三つの因子のうち、拡大に与えられるべき位置づけの修正である。

征服をローマの崩壊原因とみなすことに関しては、モンテスキューによる先例がある。征服による版図の拡大は、奢侈説をとる論者も崩壊原因とみなしうるものであったが、モンテスキューは、版図の拡大と奢侈の流入を論理的に区分し、前者のみを共和政の崩壊原因とみなした⁸⁸。モンテスキューの征服批判は、「拡大する共和国」像を前提とする共和政論への挑戦であった。モンテスキューは、ローマの崩壊を、小さな戦争国家として構築された政治社会の原理が版図の拡大に対応できなかった点にみいだしており⁸⁹、彼が「ローマ没落の二つの原因」とするのは、征服地で軍隊の私兵化をもたらした「帝国の栄光」と、混乱をもたらした都市ローマの巨大化という「都市の栄光」とであった(Montesquieu [1734], ch. 9)。習俗の問題と征服の問題を論理的に切断して捉える認識はヒュームも共有するものであり、モンテスキューが描いた、中央都市が肥大化した巨大なローマとは、まさに、ヒュームが「古代人口」論文で批判的に描いた帝国モデルの政治社会像である⁹⁰。

他方で、ヒュームがローマのもう一つの崩壊原因とみなした「悪しく形作られた政府」について、彼は、これまで検討した三つの古代社会批判論文では、それが何を意味するか充分にはヒントを与えていない。彼は、共和政ローマ論をまとめた形では残さなかったが、以下では、様々な作品の中に断片的に残されたローマ認識を再構成して、ヒュームのいっていた共和政ローマの政治制度像を明らかにしよう。

民主政体期のローマ共和政の問題

構成のなかに腐敗の原因がないならば、そのような影響〔政治制度の腐敗に由来する影響〕を受けることはあり得ない。・・・人間は罪深きものであるが世界が完全であるように、市民が罪深くとも共和国は完全であり得るのである」(218)。

⁸⁸ モンテスキューは、一般的には、共和国の墮落が技芸の発展にともなう奢侈や腐敗から生じると捉えていた(Montesquieu [1734], ch. 3 (81))。共和政ローマにもアジア的奢侈が流入したことや(ch.5 (97))、エピクロス派哲学の流入による腐敗、財産拡大にともなう奢侈が指摘されるが(ch. 10 (120-22))、しかしモンテスキューはこれらをローマ共和政の崩壊原因とはしない。ローマは腐敗のなかでも、「その制度の力は、英雄的な勇敢さと、その勇敢さがすべて戦争に向けられることを保つほどであった」(ch. 10 (122))。この議論は、ヒュームと対照的である。

⁸⁹ これは、ハリントンはスパルタに見いだした点であった。「維持のための共和国」であるスパルタは、拡大に伴う「矛盾」ゆえに「自らの重さによって崩壊した」が、「拡大のための共和国」であるローマは、国内の「不平等」によって崩壊したのであり、対外的な拡大ゆえではない (Harrington [1656], 217-20)。

⁹⁰ ヒュームは、共和政ローマを「世界帝国 (universal empire)」として位置付けるものの(Essays: Balance of Power, 336)、拡大した版図が共和政ローマを崩壊に導いた過程について、後述する「学問」論文を除いては、直接的に描くことをしていない。他方で、帝政ローマの解体について拡大した版図を原因と捉える記述は「権力の均衡」論文にある。ここで、帝政ローマは近代フランスと同じ「巨大君主政」の事例とされる。軍事精神が宮廷・中央からなくなり、快楽と財産ゆえに貴族が従軍せずに傭兵化がすすみ、その結果として、遠隔地で反乱が発生することは「人間界の必然的な進展」であり、この「ローマ皇帝の憂鬱な運命」は同じ原因によってフランスでも繰り返されるであろう (Essays: Balance of Power, 341, see also 'Memoranda', 3.259 (517-18), HE, 1.11, 1.160, 2.519, 6.273)。

ヒュームの共和政ローマ解釈として、もっともよく知られているのは、それを悪しき種類の民主政として提示した「政治学が学問たりうること」論文である。この論文こそはまさに、ヒュームが政治学における制度論的アプローチの重要性を説いたものである。統治者個々の資質ではなく、政治制度のあり方が政治社会に基底的な影響力をもっていること、したがって、政治学においても、あたかも数学と同じように、政治制度のあり方から一般的な帰結を導き出しうるものが、ヒュームのこの論文(の前半)での主張であった⁹¹。「結果は常に原因に対応する」としてすぐれた政治制度を設立する必要性をとくヒュームは、ここで立法者論を援用し、「立法者は、国家の将来の政府をまったく偶然に委ねてしまうのではなく、後の世代に対して、公共的事柄を規則づける法の体系を残すべきである」と提示する。その段落において、ヒュームは、ヴェネツィアと、アテナイ・ローマとを対比する。前者のよき政治制度から「安定と知恵」がもたらされた反面で、後者の「本源的国制の欠陥」は「アテナイやローマの騒乱的な政府を生み出し、最終的には二つの名高い共和政の破壊をもたらした」(Essays, Politics a Science, 24)。ヴェネツィア共和国の安定した混合政体が、混乱や無秩序から免れ得なかった古代の共和国に勝るととらえるこの認識は、いわゆるヴェネツィア神話に従ったものである⁹²。

政治制度のありかたが及ぼす規定力の大きさを主張したこの「学問」論文で、その第一の事例としてあげられるのは、まさに共和政ローマであった。この議論でヒュームは、共和政ローマを民主政として描く。「ローマ共和政の国制は、すべての立法権を民衆に与え、貴族やコンスルには拒否権を与えなかった」。共和政ローマを、混合政体ではなく民主政として描くのは、フィルムヤやホップズと同様の認識であり、ヒュームは民主政としての共和政ローマには何の長所も見いださないが、彼はこれを、民主政そのものの欠陥ではなく、ローマにおける民主政の欠陥として提示する。共和政ローマは「代表制度なき民主政」の政治制度の典型例である(16)。

ローマ民主政の欠陥は、民衆が分節化されることなく、また、代表化されることなく、一つの民衆集団として全員が政治に参加した点にあった。「民衆は、この無制限な権力を、代表が集まるという形式ではなく、皆が集まるという形で(in a collective, not in a representative body)所有した」。騒乱、無秩序、さらには、その結果として一人支配の確立は、この誤った政治制度の帰結であり、ヒュームは、版図の拡大も視野に入れながら、ローマ共和政の崩壊を「代表制なき民主政の結果」と位置付ける。「民衆が成功と征服とによって非常に多くなり、首都から離れた地域にまで拡散すると」、「もっとも軽蔑すべき」都市部族

⁹¹ 「法や、政府の特定の形態がもつ力は非常に大きく、それらは人間の気分や気質にほとんど依存しないので、それらからは、数学が与えてくれるものとほとんど (almost) 同じような、一般的で確実な諸帰結を、時には (sometimes) ひき出すことができる」(Essays: Politics a Science, 16)。注意すべきは、Green and Grose版、Miller版、Haakonssen版のいずれもが指摘していないものの、ヒュームが1748年版から 'almost'、1777年版からは 'sometimes' を挿入して、数学モデルを比喻に用いたことの内容を弱めている点である(Forbes (1975), 114, n. 1)。ヒュームはこの議論を、ボリングブルックの同志アレクサンダー・ポウプへの批判として論じている。

⁹² ヴェネツィア神話については、Fink (1945), esp. ch. 2, Pocock (1975), esp. ch. 9, Peltonen (1995), 102-118を参照のこと。ヴェネツィア・モデルは、自己利益を追求する人間像を前提にしたうえで、政治機構論によって利己的な人間に適切な方向付けをあたえて公共性を導出するという発想方法を採用した制度論的な政治学に重要なモデルを提供し、ハリントン、スピノザ、さらにはヒュームにいたるまで大きな影響を及ぼしたが、モンテスキューに典型的に結実するように(ex. Montesquieu [1748], 2.3, 11.6)、17世紀後半以降この神話が崩壊し、逆に、寡頭政的な警察国家のモデルとなっていた点については、Wootton (1994b) が分析している。重要なのは、道徳論的・習俗論的な政治学が、ヴェネツィア批判を精力的に行っていた点である。英国の自由は、その政治制度ではなく「国民の固有の精神と本性」に依存していると主張する匿名パンフレット『自由と独立についての論考』は、政治制度のあり方は重要ではないことを示すために、全27頁のうち、ヴェネツィアにおける「隷属」の実態を論証することに多くの紙面を割いている(Anon. [1747], 14-17, 19-22)。

city-tribes が票決を決定するようになって買収が横行し、怠惰と放蕩とが蔓延して、「マールス野原は騒乱と反乱の絶えない場所となった」(16)。ヒュームは、他の論文でも、護民官が民衆を扇動して暴動に駆り立てたことを批判している(Essays, Liberty of Press, 604 [1741-1768])⁹³。この無秩序を防げるのは、「皇帝たちCaesarsの専制権力despotic power」だけであった(Essays: Politics a Science, 16)⁹⁴。ヒュームは、悪しき民主政制度の帰結として、前1世紀の党派対立の激化と内乱と、共和国の崩壊とを位置付けている⁹⁵。

ヒュームは民衆の集会的な統治形態について、そこに判断力の欠落をみるがゆえに批判的であった。民衆の政治参加の形態、あるいは民主政的な政治制度にかんして、民衆全体(すなわち民衆のCollective集団)による政治参与のありかたを批判し、その欠陥を免れる制度として代表制(すなわち民衆のRepresentative集団)による統治を位置付けるのは、ヒュームの民主政をめぐる議論に一貫した議論である。「民衆は、ローマの部族のような集団に集められたときには統治には不向きであるが、小さな諸集団に分散させられたときには理性と秩序を受け入れやすくなり、民衆的な流れや潮流のもつ力はおおくが阻止され、公共の利益は方法立てて恒常的に追求されうようになる」(Essays, First Principles, 32)。こうした民衆のcollectiveな統治形態への批判は、例えばボリングブルックと同様であり、断じてヒューム独自のものではない。しかしボリングブルックとの違いは、ローマ解釈において、彼が混合政体における民主政の部分の欠陥として描いた代表制度の欠陥を、ヒュームが民主政体における欠陥として描いていた点にある⁹⁶。

⁹³ 『イングランド史』において、ヒュームは、内乱期のピューリタンの主張や、復古王政期におけるカトリック陰謀の捏造について「こうした事件が如何に奇妙に見えようとも、近代史に真に全く新しいことは何もない」と規定して、こうした扇動に「護民官的な手管」という形容を与えている(HE, 6.533)。

⁹⁴ ヒュームは、ローマ帝政について二面的な評価を与えているが、これは、帝政によって、民主政のもたらした無秩序が収拾され、初期には安定した政治秩序がもたらされたとの解釈に基づいている。ヒュームは、のちにギボンがそうするように、ウェルギリウス、スエトニウス以来の「文明化した」「オーガスタン時代」との時代規定の原義に忠実に、初期帝政期においては、法と秩序との整備によって学術、技芸、商業の発達があったととらえている(Essays: Commerce, 258, Populousness, 440, 457-8, 464, 640 [1752-68])。その反面、特に内乱の絶えなかった中期以降の帝政は、王位継承が不規則な「専制政」「絶対政府」して描かれる(Essays: Liberty of Press, 11-12, Populousness, 386, 389、特に、王位継承が不安定で内乱の絶えない「専制政」と表現される箇所としてHN, 3.2.10 (562-63), Essays: Original Contract, 478, 483-85, Succession, 503-04)。こうした両義性は、属領や周縁部におけるローマ帝政の支配の両義性(文明化と隷属)と関連する(Essays: Politics a Science, 20, Populousness, 454, 456, 458-60, cf. Harrington [1656], 48)。ところで、帝政ローマに関するこうした両義的な解釈は、帝政ローマを主たる素材にして論じられる「巨大な君主政(extensive monarchy)」、すなわち帝国モデルに対するヒュームの評価を曖昧にしている一因である。最も鮮明に「巨大君主政」を批判し、国家間の勢力均衡を高く評価する「権力の均衡」論文においては、ローマ帝国の利点が最小化されているのに対して(「ローマ帝国に利点があったとすれば、その確立以前には人類が一般的に非常に無秩序で非文明的な状態にあったということから導き出しうるのみであろう」(Essays: Balance of Power, 341))、モンテスキューの人口論を批判する「古代人口」論では、彼の「巨大な君主政」批判論までもが批判の対象とされ、ローマ帝国による文明化を強調するヒュームは、「巨大な君主政が、しばしば言われているように破壊的であると考えられる理由はない」とまで踏み込んで表現している(Essays: Populousness, 458-63)。

⁹⁵ 前1世紀のローマ史に関して、他の言及は以下の通り。党派対立は法律の不備によるものであり、共和政末期に、改悪された法の「過剰な寛大さが自然と残虐さや野蛮さを生み出し」、法に訴えることのできない「政党の指導者たちはかような極端な方法に訴えざるを得なかった」ため、党派対立が殺戮を伴うようになったことについてEssays: Populousness, 414-15。奴隷の増加がグラックスの「騒乱」の一因であったことについてEssays: Populousness, 396。ローマ市民への食糧配給が怠惰・墮落を生んだことについてEssays: Populousness, 443, 457。カトーとプルータスの「熱狂」は、逆に「ローマ政府の最期を早め」対立を激化させただけであったとの評価についてEssays: Politics a Science, 30。

⁹⁶ ヒュームは「アテナイの民主政」についても、「民衆の集会的集団が、所有による制限もな

混合政体の失敗

ヒュームが、最終的に、共和政ローマに与える規定は民主政との規定であり、これはアテナイ・モデルによって古代の政治制度を描こうとした「古代人口」論の戦略にも合致するものである。

ところが、共和政ローマを混合政体として描き、その自由と版図拡大とを貴族と平民との対立の産物と位置付けたマキアヴェッリの『リヴィウス論』を、「確実に、偉大な判断力と天才の作品」と評価したのも、ヒュームその人である(Essays: Balance of Power, 634 [1752-58])。ローマ解釈に関するハリントンのマキアヴェッリ批判も、この『オシアナ』の熱心な読者は当然理解していたであろう。

この点、共和政ローマについて「すべての立法権を民衆に与え、貴族やコンスルには拒否権を与えなかった」と解釈した「学問」論文には、実は、民主政でない共和政ローマ像が後年、挿入されている。立法者論を展開するとともに、アテナイとローマの「本源の国制の欠陥」を指摘した段落につづけて、ヒュームが1748年版から挿入した一段落が示しているのは、すぐれた政治制度がもたらした共和政ローマの最盛期である。

ヒュームがローマ共和政の盛期とみなしたのは、ポエニ戦争の全期間、前3世紀から前2世紀にかけてのおよそ百年間である。「政治的に見た場合、ローマ史でもっとも輝かしい期間は、第一次ポエニ戦争始めから最後のポエニ戦争の終わりまでであり、その間は、貴族と民衆の適正なバランスは、護民官の論戦contestsによって維持されており、征服の広がりによっては未だ失われていなかった」(Essays: Politics a Science, 25 [1748-])。「洗練」論文において、ローマ共和政の崩壊原因が「悪しく形作られた政府」と「無制限に拡大した征服」とされたことに対応して、ここでは「貴族と民衆との適正なバランス」が維持されたことと、未だ「征服の広がり」がなかったことが語られている。ここで指摘しておくべき点が二点ある。

第一に、この議論の文脈である。ここでヒュームが示しているのは、政治社会を支える精神は、政治制度の巧みな構築によって生み出されるという点である。ヒュームは、共和政ローマの盛期には、すぐれた政治制度から公共精神がうみだされていたと捉えている。議論は、私的な徳と公共的な徳とを区分することによって行われる。「偉大な公共精神が存在した時代が、常に、私的な徳においてすぐれた時代であったわけではない。習俗や慣習が人々の気質にわずかしか人間性や正義をふきこまなかった政府において、すぐれた法制度は、秩序や穏和さを生み出しうる」。前一世紀の三頭政治期とは反対に、共和政ローマの盛期は、私的な悪徳と公共的な徳の時代であった(25-26)。

政治制度論の重要性を指摘するこの「学問」論文においてもヒュームは、政治社会をささえる人間の精神のあり方に無関心であったわけではなかった。ヒュームは制度論の観点から道徳論を批判した、というような単純な話ではない。彼はここで、習俗論・道徳論を、制度論のなかに組み込もうとしている⁹⁷。ボリングブルックは、習俗論・道徳論の観点と、制度論の観点

く、階層の違いもなく、また政務官や元老院からの制限もなく、すべての法を票決した」とする(Essays: Customs, 368)。こうした集会的な民主政への批判は、それへの再批判として、ジャン＝ジャック・ルソー『社会契約』(Rousseau [1762], 3.15 (96))の有名な代表制批判を想起させるが、ルソーは、ジャン・ボダンと同様に主権と政体とを切断しており、彼の議論は、民主政のありかた、すなわち、政体論(政府論)の観点からのものではなく、主権論を論じたものである。代表制を批判したルソーがどのように共和政ローマを解釈したかという点は興味深い論点であるが、主権である民会については 4.4、それとは区別される政府については 3.10 (89, n. 1)に議論がある。ルソーはローマ史における政体変動について、通説的理解とは逆に、民主政・貴族政・君主政の推移を読みとっている。

⁹⁷ ローマの盛期を論じた次の段落で、これは端的に表現される。「これが十分な理由を示して

の両方からそれぞれ独立したローマ史解釈を与えていたが⁹⁸、ヒュームは、政治社会を支える人間精神の問題を巧みな政治制度の産物と位置付けることで議論を一元化した。先に見た「洗練」論文が、文明化のもたらすあたらしい公共精神のすがたを描いたものであるとすれば、この「学問」論文は、優れた政治制度のもたらす公共精神を描いたものである。「洗練」論文は、道徳的腐敗を政治問題の原因と捉え習俗の改善や徳の奨励によって政治問題の解決を提示する「厳格な道徳論者」を批判したものであったが、この「学問」論文でなされた私的な徳と公的な徳との区分もまた、道徳論・習俗論的な政治学への批判に他ならない。それは、心構え論を通じて個々人が道徳的向上を図ろうとも、前1世紀末のローマがそうであったように、政治問題を解決するものとはなり得ないというメッセージである。

盛期ローマのヒュームの記述に関して第二に指摘しておくべきは、この議論のソースに関するものである。ヒュームが、適正な均衡を見だし共和政ローマの盛期と見なしたポエニ戦争期、つまり紀元前264年から146年は、まさに、彼自身が頻繁に引用するポリビオスが観察した時期と完全に重なる⁹⁹。ポリビオスこそが共和政ローマを混合政体として初めて定式化した歴史家であったことを指摘する必要はなかろう。混合政体の規定を与えるか否かにかかわらず、ルネサンス期以来、共和政ローマ論の中心テーマのひとつは、貴族と平民との対立をめぐるものであったが、ヒュームも、ローマにおける貴族と平民との対立のあり方に関心をよせている。「貴族と民衆との適正な均衡」を盛期ローマの政治体制に見いだすヒュームのローマ像は、明らかにポリビオス、あるいは少なくともその影響を受けた歴史家の見解を踏襲したものである¹⁰⁰。

この「学問」論文において、ヒュームは最終的には、共和政ローマに「代表制度なき民主政」との規定を与えその欠陥を指摘するが、ヒュームは、共和政ローマ史において「貴族と民衆との適正な均衡」が保たれた時期を見いだしている。したがってヒュームにとって、ローマ史とは、混合政体が民主政へと変質していく歴史であった。

ヒュームは、1688年革命を経た英国国制において、史上初めて、相互の権限が明確に定式された混合政体が確立されたと捉えている。『19箇条返答』に英国混合国制の最初の明確な定式を認めた『イングランド史』の重要な後注において¹⁰¹、ヒュームは、ローマとイングランドの混合国制を対比する。「あらゆる事件におけるローマ元老院の正確な権限を、どの規則が確定していたのだろうか。おそらく、イングランド国制は、それぞれの部分の権限が非常に明確に定義された初めての混合政府である」(HE, 5. 573)。英国混合国制の卓越性が明確な権限の制いるように、全ての自由な国家においては、自由が維持され、公共善が配慮され、特定の人の悪徳や野心が制限され処罰されるような、[政府の]形態と制度とが大いなる熱意を持って維持されなければならない」(26)。

⁹⁸ 犬塚(2002)。

⁹⁹ 『歴史』が対象とする範囲は264年から146年であり、そのなかでも叙述の中心は220年から167年にかけての「53年間の成功の秘密」である(Polybius, 1. intro)。「古代人口」論文においてヒュームは、第一次ポエニ戦争から三頭政治期までにローマの人口が減少したとは考えられないとするが(424)、これは、ヒュームの人口論の論述方法に従えば、この時期にはローマの政治制度が優れていたと理解されていたことを示している。

¹⁰⁰ 15-17世紀における古代著述家の「人気」について分析したBurke(1966)は、16-17世紀にかけて、プルタルコスやリヴィウスの評価が下がる反面で、ポリビオスの評価が上昇したことを指摘し、これを歴史の目的と方法が「徳から慎慮、雄弁から真実へと変化」したゆえと説明する。

¹⁰¹ 「イングランドにおける文書、すくなくとも公式の文書において、今日の国制の観念に合致した、初めての体系だった国制の定義」(HE, 5. 572-73)。英国の混合政体論における『19箇条返答』の決定的重要性を指摘したウエストーン氏は、ヒュームのこの記述にももちろん気づいている(Weston(1965), 7)。

度化にあるとすれば、ローマの混合国制の欠陥は、権限の配分が曖昧であった点に求められる。ヒュームのローマ史において、民主政的部分が他を圧倒し、結果として「すべての立法権を民衆に与え、貴族やコンスルには拒否権を与えなかった」民主政の確立が描かれるのは、ローマにおける混合国制が制度的に均衡を与えることに失敗した政治制度として捉えられているからであった。ヒュームが、ローマの「悪しく形作られた政府」を批判するとき、そこに含意されているのは、「代表制なき民主政」にとどまらず、そうした政治体制への変質を許してしまった混合国制の制度化の失敗が含意されている¹⁰²。

均衡を制度的に保障し得なかったローマの姿は、ヒュームが、ローマにおける貴族と民衆との対立を論じたもう一つの論文、「いくつかの特異な慣習」論文にもあきらかである。ここでヒュームは、ローマ国制における貴族権力と民衆権力との二元的並列を論じているが、彼によれば、その均衡を維持していたものは、貴族の特定の行動様式にすぎず、政治機構には均衡を維持するメカニズムが欠けていた。

「古代人口」論の直前に配置されたこの「特異な慣習」論において、英国と並べて論じられる準拠は依然として古代の二つの国家である。ヒュームがイングランドと並べて論じる「三つの名高い政府」とは、古代世界のアテナイとローマである。この論文がテーマとするのは「特異な慣習」であるが、これは、一般的規則に反するかのような、人間社会における「不規則的、通常ではない外見」が各政治社会の独自の慣習によってもたらされていたことを論じるための道具立てであった。たとえば、アテナイの「特異な慣習」とは、その弾劾制度である。「騒動的な政府」である「アテナイの民主政」において、「将来の処罰と査問との恐怖によって彼らのデマゴグや助言者を抑制する」ことを通じて、弾劾制度は民衆の権力を抑制する役割を果たした(Essays: Customs, 366-70)¹⁰³。ヒュームがローマについて論じるのは、共和政ローマにおける貴族と平民との対立の問題である。ヒュームは、この論文において、この階層対立を、二つの民会の対立として描いている。

共和政ローマは、「それぞれが自らのなかでは十全な絶対的権限をもち、その活動を有効に

¹⁰² カントリ派の英国国制の均衡についての理解を批判した「議会の独立」論文において、ヒュームは、ポリビオスを利用してローマ国制の均衡の担い手を描いている。ヒュームによれば、君主の「影響力」は、「君主が自由の裁量できる官職や名誉から生じる影響力」、すなわち「正規の、国制的な均衡力」に限られるべきであり、君主は「私的な買収」や「スパイ活動」を利用すべきではない。ヒュームはこの議論のなかで、ポリビオスの『歴史』6巻15節を明示して、ローマ混合国制における「正規の、国制的な均衡力」を論じ、ローマ政府の均衡は「正規の、国制的な均衡力のひとつ」であった元老院や監察官（ケンソル）の影響力によって維持されていたとしている(Essays: Parliament, 45-46 [1753/54-])。ところで、ポリビオスの『歴史』6巻15節に、査察官は登場しない。本稿末の別表からも明らかのように、ヒュームが示す古典テキストの章節だと今日のそれとは、しばしばずれている。ポリビオスは、ローマの混合国制を詳細な分析テーマとした6巻11-18節において、コンスル、元老院、民衆の三主体の相互的な抑制を中心にしてローマ国制を描いており、この6巻11-18節において監察官は元老院の活動を論じるなかで二度言及されているが(6.13, 6.17)、このうち後者は、監察官による公共事業の配分を通じて元老院が民衆を抑制したとの議論であった。ヒュームが6巻15節とした箇所が今日のどの節を想定したものであったかは明らかではないが(ヒュームは、今日のLoeb版における6巻39節を6巻37節として表現しており、ヒュームが示している6巻15節とは今日のLoeb版における6巻17節である可能性はある。'memoranda', 3.5 (503-04) は、Loeb版の6巻17節に相当する議論を引用している)、彼がここで、あえて元老院と査察官のみを列挙したのは、彼の混合政体に関する認識、彼のローマ混合政体像を示唆している。

¹⁰³ ヒュームは、デモステネス、クテシフォン、ヒュベリデスへの弾劾について論じているが、奇妙なことに、この制度は「好古家も注釈者も注目してこなかった」としている(367)。ヒュームは、スウィフトの全集を所有していたが(Norton and Norton (1996), 131)、この記述は、ヒュームがスウィフトの『アテナイとローマにおける貴族と平民の対立と不和に関する論考』については読んでいなかった可能性を示している。なお、「勢力均衡」論文では、オストラシズムと同じ原理が対外政策における勢力均衡につながったとの説明がなされる(Essays: Balance of Power, 334)。

するために他方の援助を必要としない、二つの別個の立法機関」が平和裡に併存した政治制度であった(370)。ヒュームは、ローマの独立的な二元的立法機関を、貴族と平民との対立に対応したものとして捉えているが¹⁰⁴、ヒュームが対比させるのは、元老院と民会(もしくは護民官)ではなく、民会のうちの、ケントゥリア民会とトリブス民会との対立であった¹⁰⁵。「この分断した、不規則的な政府こそが、歴史上でもっとも活動的で、勝利に満ち、輝かしい共和国であった」(371)。この論文のローマ論の冒頭で、シャフツベリ(3代)の党派批判論を引用するヒュームは、明らかに、問題を、党派対立の視点から捉えている。ヒュームは、シャフツベリの「車輪のなかの車輪」論を引用する。「われわれが、ドイツ[神聖ローマ]帝国に見いだすような、車輪のなかの車輪を、シャフツベリは政治における馬鹿げたものとしている」(370)。シャフツベリは「車輪の中の車輪」という言い回しで、政治社会の党派を批判している¹⁰⁶。ヒュームは、このシャフツベリの言い回しを借用し、ローマの政治制度を、「相互に抑制やコントロールや服従もなしに同じ政治装置を統治し、なおかつ最大の調和と一致とを維持した二つの平等な車輪」として、政治的に多元的な国制としてえがく(370)。

他方の民会を廃止することも制度の上では可能であったが、そのような対立は「ローマ史には観察されず、それぞれを支配した政党間では多くの対立はあったものの、この二つの立法機関の間の対立は一つもなかった」(372)。ヒュームは議論を、階層間の対立ではなく、政治制度における多元的な機構の対立として定式している。ハリントンは、民衆が立法権を獲得したことによって、ローマ共和国の均衡が破壊されたと捉えていたが、ヒュームがここで描こうとするのは、民主政的部分である民会が立法権を獲得したのちにおける国制の均衡である。ヒュームが、この二つの機関の両立を担保したものとみなすのは、挑発を避け常に譲歩した貴族側の行動様式であった(372-73)¹⁰⁷。ここには、平民が強大化する反面で、貴族は譲歩を重ねざるをえなかったローマ史が描かれている。この段階におけるローマ国制の均衡は、貴族の一方的な妥協的態度という非制度的な保証によって維持されていたものであった。

ヒュームにとって、奴隷制、戦争、党派対立、低調な商業活動という古代社会一般の観察から得られた問題点に加えて、ローマ国制の観察から明らかになったのは、騒乱と無秩序とを避

¹⁰⁴ 「始めはパトリキとプレブスとの間、のちには貴族と民衆との間のあらゆる政党対立において、第一の立法機関では貴族政の利益が、第二の立法機関では民主政の利益が優越であった」(372)。

¹⁰⁵ ヒュームが、この論文において、貴族と平民との対立を、元老院と民会(あるいは護民官)との対立として描かなかった理由はテキストが明示的に語る範囲において明らかではない。しかし、彼が、対立を立法権を持つ二つの民会の対立として描いたひとつの原因は、ローマ国制史を民主政の要素が拡大する過程として理解していることにあると考えられる。この議論でヒュームは、民会が立法権を獲得したことを前提にしている。

¹⁰⁶ シャフツベリによれば、党派は、人間の社会性の誤った形態である。「党派の精神は、多くの場合、人類に自然な、社会への愛と共同性への嗜好 (social love and common affection) の誤用もしくは変則である」。「結合を望む精神は、活動を求めて新しい運動を生み出し、広い領域での行動を欠くときには活動できる狭い領域を求める。こうして車輪の中に車輪ができる。そしていくつかの国制においては、政治における馬鹿げたことであるが、帝国のなかに帝国ができる」(Shaftesbury [1709], 3.2 (53))。

¹⁰⁷ Moore (1971), 833 は、このローマ論を、英国国制論における「影響力」論の延長線上に位置付け、貴族が「影響力」によって均衡を維持していたローマ国制像を読み込んでいるが、採用できない。ヒュームは、貴族側の非制度的な平民操作ではなく、譲歩によって両機関の併存が可能であったと捉えている。「策略、影響力、金銭、同盟、彼らの地位に払われる尊敬によって、貴族はしばしば優越し、統治機構の全体を方向付けることが可能であるかもしれないが、しかし、彼らが明白にケントゥリア民会をトリブス民会に敵対させたならば、彼らはその機構の利点を、それが選出したコンスル職、法務官職、按察官職、すべての政務官職とともに、すぐに失っていたであろう」(Essays: Customs, 372-73)。ムーア氏は、ヒュームのこの記述における仮定法現在と仮定法過去との使い分けを無視している。

けながら民衆をどのような形態で政治に参加させるかという問題であるとともに、政治対立を混合政体という政治形態のなかに如何に巧みに方向付け吸収するか、さらに如何に均衡を維持するかという問題であった。共和政ローマの崩壊原因を、奢侈や商業化でなく、専ら政治制度の欠陥に求めたヒュームは、そこにみいだした欠陥を回避しうる政治制度論を、ハリントンの『オシアナ』を土台にして「完全な共和国」論文において展開する。解決すべき問題は、「代表制なき民主政」の問題、すなわち民衆の政治参加に関する問題であると同時に、多元的政治制度の均衡をめぐる問題であった。ローマにおける貴族と平民との階層対立の存在に、ローマ混合国制の失敗の原因を求めたハリントンは、階層対立を生み出した原因を除去することで、自らの混合政体案を構築した。ローマにおける混合政体の失敗を見いだす点で、ヒュームはハリントンと認識を共有するが、ヒュームにとってハリントンの混合国制モデルには修正すべき点があった。古代社会が示した欠陥を解消するための制度的工夫をめぐる思索が、「完全な共和国」論の中心的なテーマであったことを示すのがわれわれの次の課題である。

4 「完全な共和国」論における政治機構論: 党派対立をめぐる『オシアナ』との対話

論文「完全な共和国の案」は、古代政治社会を批判した三つの論文と同時に、1752年の『政治論集』に初めて登場した。ヒュームは、古代政治社会を批判するなかで、古代の共和政についてもその批判の例外とはしなかったが、政体論の観点からは、あくまで君主政よりも共和政の政体のほうが優れていると考えていた。その理由は、君主政体においては、君主の資質や能力に依存する部分が大きく、如何に巧みに政治制度を構築しようとも偶然性の作用する余地が大きいからであった。資質や能力の違いに左右される君主政とは対照的に、「純粹共和政では、能力や徳性においてメンバーの同等性を想定でき、そこでは権力が割り振られる諸会議体の構成員の数、富、権力のみが考慮されればよいだけであるがゆえに、権力間の抑制・均衡は安定的に作用する」(Essays: Parliament, 46)¹⁰⁸。この観点は、「完全な共和国」論文においても一貫している。完全な共和国案を提示した後に、ヒュームは、イングランドを「制限君主政のもっとも完全なモデル」にするためのプランを示す。これは、実際のところ、英国の三元的混合国制を可能な限り元老院・民衆(民会)の二院制モデルに近づけようとしたものであったが、それがあくまで「制限君主政」である限りにおいて「君主の個人的性格が、依然として政府に大きな影響を及ぼすにちがいない」点は、「制限君主政のこのプラン」に残存する欠陥のひとつであった(Essays: Perfect CW, 526-27)¹⁰⁹。

もちろん、ヒュームにとって、政体論において共和政の理論上の優位を認めることと、特定の歴史的状況において実際に共和政の構築をめざすこととは区別して考えるべきことであった。『人間本性論』などの統治起源論に明らかのように、ヒュームにとって、政治社会とは人間の作り出したものに他ならなかったが、ヒュームは、用心深く、この「完全な共和国」論文の冒頭で、人間の創作物の一つである政府のもつ、他の人間の創作物とはちがった独自の特徴を示すことによって、自らの共和国モデルの構想と共和政をめざす政治運動との切りはなしをおこ

¹⁰⁸ 政体としての共和政の評価については、次々註も参照にせよ。Pocock (1979), 131は、ヒュームは終生、理論的には共和政を高く評価していたとする。cp. Robertson (1985), 71.

¹⁰⁹ ハリントンは、完全な君主政であっても「政府の完成 the perfection of government」には到達できず、完全な共和国こそがそこに到達できるとした(Harrington [1656], 30-32)。「政府の完成は、そのなか、あるいはその下にいる人間が、騒乱によって政府を乱すことに利益を持ち得ないか、もしくは、そのような利益をもったにせよそれを実行する力を持ち得ないようにする、政府の構造のなかの均衡にもとづくものである」(30-31)。

なう。「政府の形体」と「ほかの人工的構築物」との違いは、設立されたことそのこと自体が利点となるか否かという点にあり、さらに、前者に関しては、人間の生命や財産あるいは秩序に直接関連するがゆえに、実験ができない。したがって、「賢明な統治者」は、「可能な限り旧来の構造に合わせて革新を行い、国制の中心的な柱・支柱を維持するだろう」(512-13)¹¹⁰。

それにもかかわらず、政治制度のあり方が政治社会に対して基本的な影響力をもっていると考え、ヒュームにとっては、理論的に最善の政治制度を探求することは可能であるとともに、有意義な作業であった。「個々人の習俗や気質とは無関係に、ある政体が他よりも完全に近いか決定できる」。「この主題は、人間の知恵が工夫しうる余地のあるなかで、もっとも価値のある探求対象である」(513)。ヒュームは、理想の政治制度の探求を政治学の伝統と捉え、これを漸進的改革が目指すべきモデルとして位置付け直すことによって、自らもこの伝統に加わろうとしている。「もっとも完全な種類の政府とは何かを知ることは、今存在する国制や政体を、社会に大きな混乱を与えることのないような穏和な変更・刷新によって可能な限りそれに近づけることを可能にするために、有益であるに違いない。このエッセイで行おうとしているのは、思弁のこのような主題を復活させることである」(513-14)。最善の政治制度を探求することが、人間社会に関する学問における最重要課題であると捉えるヒュームは、この作業を通じて、ヨーロッパ政治学の伝統を積極的に継承しようとする。

この論文そのものが、ヒュームの政治学における機構論的・制度論的アプローチの重要性を示すものに他ならないが、ヒュームは更に、プラトンとトマス・モアの理想政体論を批判することで自らの方法をより明らかに示している。「人間の習俗の巨大な変革を想定する、すべての政府の構想は、単に想像上のものにすぎない」。ヒュームにとって、プラトンの『ポリテイア』とモアの『ユートピア』とがその代表である(514)。人間のあり方を直接的に変えることによって政治論を展開する習俗論的・道徳論的アプローチは、ここでもヒュームの採用するところではない。

ヒュームにとって、機構論的な政治学のチャンピオンはハリントンであり、彼がここで唯一評価する共和国案はハリントンのものである。「オシアナが、これまで公表されたなかで唯一価値のある共和国のモデルである」(514)。ヒュームが、ハリントンに見いだしたのは、徳の政治学ではなく、機構論の政治学であった。

最善の政治制度の探求について、「この主題に関する長い論文は、そのような探求を無用で空想的とみなしがちな公衆にはあまり受け入れられないであろうと思う」(514)とする記述は、おそらくは、教区における鐘の鳴らし方にいたるまで事細かに記述するハリントンを揶揄してのことであろう。さらに、ヒュームは、ハリントンの文章のスタイルにも感心していなかった¹¹¹。しかし、決定的に重要なのは、オシアナのみを「唯一価値のある共和国のモデル」とした評価に続けて、ハリントン・モデルを検討するヒュームがその欠陥とみなして却下するのが、

¹¹⁰ 甥に宛てた書簡でヒュームは、この甥のチューターであるジョン・ミラーの議論に触れ、「共和政体が全く最善である点では、ミラー氏に同意せざるを得ない」としたのち、当時の英国の共和主義運動について、「われわれの国家において共和政を目指す試みは、単に無秩序を生むだけであり、それはすぐに専制政をもたらす」と批判する(17世紀の歴史経験を踏まえて、同じように英国の共和政化は結局は専制的支配をもたらすと判断した議論として *Essays: Monarchy or Republic* がある)。また、この書簡には、「共和政は小さな国家のみに適用できる」とのサイズ論からの批判もみられる(*Letters*, 2.306)。なお、この書簡の書かれた1775年の時点で、ヒュームが著作として接近できたミラーの作品は『社会における階層区分にかんする観察』のみであるが、田中(秀)(1999), 123-39にしたがえば、この著作においてミラーがハリントンを援用して描き出す政体変動は、共和政へでなく民主政への移行である。

¹¹¹ 「ベーコン、ハリントン、ミルトンの散文については、彼らの分別は優れているものの、全く形式的で学術的である」(*Essays: Civil Liberty*, 91-92)。「この著者[ハリントン]のスタイルは、気軽さと流暢さに欠けるが、作品に含まれている良い題材は、それを補っている」(HE, 6.153)。

オシアナの根幹に関わるものばかりであるということである。安定性と永続性とを志向するオシアナ共和国は、共和国内部での政治対立を避けるための「平等な共和国」案であった。ハリントンが、この共和国のもっとも基本的な法であると強調するのは、農地法(Harrington [1656], 100-14)と輪番制(114-18)であり、この基本法を前提にして、二院制の立法機構を中核にすえた混合政体が構築されている(118-73)。ヒュームが列挙する三つの批判点は、意識的に、ハリントンがこのように強調した点に向けられている。第一に、公職の輪番制は、能力の違いを捨象するので不具合がある¹¹²。第二に、「その農地法は実行不可能である」。古代ローマで見られたように、他人名義での所有など脱法が行われるであろう(Essays: Perfect CW, 515)¹¹³。ヒュームが批判する第三の点は、オシアナの二院制の不備である。ハリントンは、二人の少女によるケーキの分割という有名な比喻をもちいて(Harrington [1656], 22, 24)、立法過程において討議と決議とを区分する必要性を主張し、それぞれの権限を元老院と民衆(民会)とに分け与えた(22-25)¹¹⁴。この区分こそは、ハリントンが二院制を必要とみなした理由であるとともに、彼が比較共和政体論を展開する場合の判断基準であって、トリブス民会における立法(Plebiscita)など、この区分を無視した政治制度としてみなされるがゆえに共和政ローマは批判されたのであった(29, 74, 154-55)。ハリントンが強調するこの区分に関してヒュームは容赦することがない。元老院が討議して民会に提案することは、ヒュームにとっては、立法過程そのものを開始する裁量が元老院に存在することと同様であった。この制度は、「元老院が民衆に対して拒否権を持つばかりでなく、より重大なことには、その拒否権は民衆の投票以前に行われる」ものに他ならず、それゆえオシアナにおいては「自由の十分な保障、苦情の解決」がなされない¹¹⁵。すなわち、ヒュームによれば、「オシアナにおいては、全ての立法権が元老院に帰属するといいうる」のであり、それは、ハリントンが誇ったような、均衡された混合政体ではありえない(515-16)¹¹⁶。

オシアナの核心部分に対するヒュームのこのような批判は、ヒュームがハリントンを実際の

¹¹² ハリントンは、'ballot'概念によって、輪番制と秘密投票とをともに表現するとわざわざ断っているが(Harrington [1656], 34)、ヒュームは、後者の意味におけるバロット、すなわちヴェネツィア式の秘密投票方式については自らも採用している。教区での選挙、州での選挙のいずれも ballot によって行われ(516)、さらには、元老院での政務官選出においては、コンクラーヴェにおいて「ヴェネツィアやマルタのような複雑な ballot」が採用される(518)。ヒュームは、ヴェネツィア元老院における政務官の選出方法を評価している(524)。「Memoranda」, 3.178 (512)は、ベルンの秘密投票制度について触れている。

¹¹³ ハリントンは、農地法に対する批判を6点挙げ（不要、危険、君主政の再興を阻止するのに不十分、家族制度を破壊、産業industry・交易tradeを破壊、実現不可能）、それぞれを反駁しているが(Harrington [1656], 102-14)、ヒュームは、ハリントンのこうした議論を素通りしている。ヒュームは『道徳原理論』においては、「ローマで頻繁に議論され、多くのギリシアの都市では実行に移された農地法」を「完全な平等性の観念」の例として言及し、それは、完全な財産の平等がもたらす従属関係の破壊ゆえに、あるいは、各人の「技術、配慮、勤勉」などの能力の違いゆえに、「実行不可能」であり、さらには、これらの能力を制限して社会を貧困にするゆえに「危険」であるとする(Morals, 3.2 (193-94))。平等性に関するハリントンとヒュームの評価の相違は、ローマ史解釈においては、ケントゥリア民会の評価の違いとして典型的に現れている。

¹¹⁴ 「討議」を行い民衆に法律案を提案する元老院は「助言」をするのみであり、「元老院の決定decreesは、法ではない」(23)。立法過程の詳細な説明として134-35, 166-67を見よ。

¹¹⁵ ヒュームの議論は、ハリントンの行った批判を、ハリントンそのひとにも適用するものである。ハリントンは、オランダやスイスにおいては、民衆の決定に対して貴族が「拒否権」をもっていることを批判している(Harrington [1656], 141)。

¹¹⁶ ここで、ヒュームは、マキアヴェッリに言及し「本源的原理」への復元の必要を説いているが、ヒュームによれば、元老院が立法権を持つことがオシアナの「本源的原理」であった(515)。

ところどのように評価していたのかを曖昧にしており¹¹⁷、解釈者を混乱させてきた。ここには、オシアナの根幹部分を批判するヒュームが、なぜハリントンの議論を相対的に高く評価したのみか、なぜハリントンのモデルを原型にして自らの「完全な共和国」論を展開したのか、さらには、どのようにオシアナの政治機構論を修正したのかという問題が存在している。ムーア氏の解釈に典型的に現れるように、現代の多くの解釈は、ヒュームによる批判の契機を強調し、ハリントンとヒュームとの対比に、古代と近代、徳と商業との対比を重ね合わせる解釈を展開しているが、こうした解釈は、批判点があるにもかかわらずヒュームがオシアナを自らの構想の下敷きにしたことをなんら説明するものではない。ハリントンへのこうした両義的なヒュームの態度が何を意味するかを理解することこそが、「完全な共和国」論文を理解するためには不可欠な作業であって、そのためには、この論文をあくまでも『オシアナ』との対比のなかで位置付ける方法が最優先されねばならない。驚くべきことに、本格的にこの二つの共和国案を対比させた優れた研究は存在しない¹¹⁸。

ヒュームが丁寧にも論文の始めに三点にわたって列挙したオシアナの欠陥は、当然のようにヒューム自身の共和国案においては修正されているはずであるが、オシアナが体系的な政治制度論である以上、問題は、単に三つの制度を置き換えればすむという問題ではありえない。ハリントンが農地法や輪番制を採用した目的、そして、討議と決議とを区分して二院制を採用した目的そのものに対して、ヒュームはどのような態度であったのか、別言すれば、「完全な共和国」案におけるヒュームの細かな制度設計案が一体何を目的とする議論であったか、細かな機構論によって一体どのような政治社会を描こうとしたのかは、『オシアナ』との詳細な対照によってこそはじめて明らかにしうる論点であろう。ヒュームがオシアナを出発点としたのは、オシアナこそが、党派対立をめぐる問題に対して、制度論的アプローチによってひとつの解答を与えたものだったからに他ならない。ヒュームの「完全な共和国」案は、オシアナと同じように、まずもって、党派対立というテーマをめぐる構想された政治機構論であったことが、われわれがこれから示そうとする結論である。「党派対立と騒乱」は、「全ての野蛮国民と、多くの文明化された国民に付随する」(HE, 2.83)のであり、時間や文明の進展が自動的に解決してくれる問題ではなかった。

二院制モデルの継承と修正: 立法論と連邦論の結合

¹¹⁷ 先に引用した甥に宛てた書簡において、ヒュームは、ハリントンを「天才的な著者だが、空想的である」としたうえで、農地法と元老院権力をめぐる批判点を再説すると同時に、モンテスキュー『法の精神』11.6のハリントン評価を引用する (Letters, 2.306-07)。この書簡におけるハリントンへの「空想的」との評価は、『イングランド史』の記述とも重なる。「ハリントンのオシアナは、空想的共和政のプランが日常的に議論と会話の主題であったあの時代によく適合していた。そして今日でさえ、それは、天才的で独創的な作品として正当にも賞賛されている。しかし、完全で不死の共和国の観念は、完全で不死の人間の観念と同じように、常に空想的とみなされるであろう」(HE, 6.153)。ところで、これらのハリントン論において、ヒュームは『オシアナ』を専ら理想政治制度論の観点から論じており、財産のバランスに着目するその政体変動論については触れることがない。修正を加えつつも、ヒュームがハリントンの政体変動論の強い影響を受けていたことについては、別の機会に論じたい。□

¹¹⁸ 冒頭で紹介した研究以外のものについて簡単に触れる。大野(1977), 122-46は、正当にも、「ヒュームにおけるハリントンからの摂取と批判を全体的にあとづけることが重要となってくる」と問題設定し、Pocock (1957/87), (1965)に依拠しながら、ハリントン、ネオハリントンニアン、ヒュームの三者の相互関係を検討した結果、「ヒュームの議論の全体がいかにハリントンに依存しているかが明らか」と結論づけるが、その中心的な論拠は、両者がともにジェントリーに重要性をあたえている点である。Wootton (1993) 290-93は、ハリントンの明確な影響を指摘するが、専ら歴史変動論の関連に着目し、商業により重要性を与えて修正をおこなったヒュームの歴史変動論を「商業化されたハリントン主義」と呼ぶ。

改めて指摘するまでもないが、政治制度における最小の集団単位を教区(parish)と位置付け、ここを出発点にして段階的に選挙を積み重ねた結果として、二院制の立法機構を導きだし、これを共和国の中心的政治機構とみなす点において、ヒュームは、オシアナの制度モデルを下敷きにしている¹¹⁹。ヒュームは、ハリントンと同じように、多元的な政治制度を構築するにあたって、社会階層の区分に依拠する方法を採らない。共和国の元老院も民会も、そのメンバーは、ともに、教区レベルにおける民衆による選挙からはじまる、重層的な間接選挙によって選出される。ヒュームの「完全な共和国」の場合、共和国は、小さい方から順に、教区、100の教区よりなる州(county)より構成され、共和国全体は100の州からなる(したがって共和国全体には10000の教区が存在する)(516)¹²⁰。ハリントンの場合、共和国はさらに一段階多い重層構造を採用しており、また、それぞれに与えられる名前は古代世界の命名法を色濃く残している。小さい方から順に、教区、10の教区よりなるハンドレッド(Hundred)、20のハンドレッドからなるトライブ(Tribe)が共和国の単位を構成しており、共和国全体は50のトライブよりなる。したがって各分節はそれぞれ、全体として10000、1000、50存在することになる¹²¹。「完全な共和国」では、オシアナと同じように、サイズの小さい方から順に選挙が行われ、その選挙によって、各分節毎の役職が決定されると同時に、高次の集団に派遣されるべき代表が選出される方式が採用され、下部組織から中央へと人材が供給されていくメカニズムが想定されている。教区での選挙が始まってから、あたらしい元老院・民会が活動をスタートするまでオシアナでは三ヶ月を要するのに対して、「完全な共和国」では23日間であるが、両制度ともに、この選挙のルーチンは毎年繰り返されるものである(516, 518, Harrington [1656], 78, 83, 90, 121, 147)。イングランドの共和政論において、定期的な選挙は、マキアヴェッリの「第一原理への復元」論を制度化したものとして位置付けられ、ボリングブルックなども1年毎の選挙を主張しているが(Bolingbroke [1733-34], 103-05)、ヒュームもこうした認識を受け継いでいる。さらに、ヒュームは、明らかに復元論を念頭に置いて、各世紀の初年には「時間とともに代表制に生じうる不平等」が矯正されるべきとする認識も披露している(Essays: Perfect CW, 522)¹²²。

ハリントンが多段階の、しかも各段階毎に複雑な方式によっておこなわれる選挙メカニズムを構想したのは、輪番制の原則と両立させながらも、最大限、優秀な人材の登用を意図したものであった(Harrington [1656], 23)。ヒュームは、この重層的な分節からなる政治社会の構成

¹¹⁹ 『イングランド史』において、ヒュームは、内乱期のイングランドにおいて一時期確立した長老派モデルの教会制度を、四段階(parish (congregational), classical, provincial, national)の選挙に基づくものであったと記述している(HE, 5.481-82)。ヒュームが、幼年期において長老派的な家庭環境にあったことは確かであるが(Mossner (1980), 32-34)、しかし、「完全な共和国」が、長老派の教会制度をそのモデルにしていたとの根拠は何もない。同様のことは、三層的な司法制度として描かれる、アルフレッド王の創設した裁判制度についても言える(HE, 1.75-79)。

¹²⁰ 但しヒュームは、首都の政治制度を論じるなかで、首都を4州に分割し、州の下部組織を教区ではなく「ハンドレッド」と古代的、ハリントン的に呼んでいる(522)。cp. Harrington [1656], 185-89.

¹²¹ 注意すべきは、ヒュームが分割の母体としているものが「グレート・ブリテンとアイルランド」全体であるのに対して、ハリントンの場合にはイングランド(Oceana)のみであり、スコットランド(Marpesia)とアイルランド(Panopea)については、別の政治機構が想定されている点である。両地域は、それぞれ30のトライブから元老院と民会に代表を送ることが可能であるが、イングランドから行政官と軍隊が派遣されて統治される(Harrington [1656], 174, 214-16)。後述のように、ハリントンはマキアヴェッリにしたがって、オシアナを「拡大する共和国」と位置付けており、ヒュームとの相違は、共和国の対外政策、征服をめぐる観点の違いを示唆している。

¹²² こうした背後には、人間の制度は所期の目的から逸脱しがちであるため「連続的な修正」が必要であるとの認識があった(HE, 6.294)。

モデルを、単に人材の発掘という面に限らず、様々な目的に適合する制度として読み替える作業を行っている。

ヒュームがこの重層的な分節構造に見いだすのは、民衆の政治参加をめぐる問題に対する制度的な解決策である。分節化され重層化された代表制度は、民衆について、その悪しき側面を排除すると同時に、良き側面を活用するための制度的工夫である。良き側面とは、身近な人間に対する適切な判断能力である。「下層の民衆や、小土地所有者」は、共和国レベルでの官職を選ぶにはあまりに無知であるがために単に操作されるだけの存在であるが、「階層や住居が遠くは離れていない人間に関しては充分優秀な判断者であり、それゆえ教区集会では、おそらく最善かそれに近い代表を選抜するであろう」(522)。さらに、段階的な間接選挙を採用することによって、無責任な選挙が排除され、そのことは結果として、共和国レベルにおける代表が選挙民に抱く責任意識を高めることにもつながる。段階的な選挙制度であるがゆえ、「イングランドの選挙人のように、見境のない烏合の衆ではなく、財産と教育のある人間が選挙することによって」元老院議員はその選抜者である民衆に大きく依存するようになり、それは元老院が集団として党派化すること、ならびに、元老院内部の党派分裂をふせぐ(523-24)。

しかし、もっとも注目すべきは、ヒュームがこの重層構造を、政治権力の配分論と結びつけて利用する点にある。そして、ヒュームにとって、重層的構造を利用することこそが、ハリントンの二院制モデルの欠陥を避けるための方法であり、適切な二院制モデルの構築を可能にする方法であった。

オシアナの場合、混合政体的共和国の貴族政的部分と民主政的部分、つまり、元老院(senate)と民会(ハリントンの用語にしたがえば、'prerogative tribe'もしくは'people')とは、ともに同じように、教区の選挙に始まる三段階の選挙を経て選ばれたメンバーより構成される。つまり元老院と民会とは、ともに各トライブから選出された代表(それぞれ'knights'と'deputy'と呼ばれる)が構成するものであり、その活動の舞台は共和国の中央である(Harrington [1656], 95-97, 118)¹²³。

元老院の構成に関しては、ヒュームはハリントンと同様の想定をしている。「完全な共和国」の貴族政的部分である元老院は、州議会のなかの互選によって選ばれた各州1名づつ、全体で100名の代表から構成され、その会議は共和国首都において行われる。ヒュームはこの元老院に、「共和国の全ての執行権力」(すなわち「拒否権を除いた英国君主の全ての大権」)、および最終裁判所としての権限(「貴族院の全ての裁判権」)を与える¹²⁴。ハリントンがオシアナの君主政的部分と規定した共和国の政務官職についても、元老院からの選出を想定している点で、ヒュームの認識はハリントンと大きくは異ならない。元老院議員による互選によって、第一政務官(オシアナでは'Lord strategus' (cf. 235)、「完全な共和国」においては護国卿(protector)という名称を与えられる)などの共和国の政務官および各種委員会委員を選出する点で、両者の認識は共通している((Harrington [1656], 121-22, Essays: Perfect CW, 516-20)¹²⁵。「完全な共和国」においては、元老院から互選で選出されるこの共和国政務官と委員

¹²³ ハリントンは、貴族の世襲を批判し、これを共和政ローマの崩壊の根本原因と位置付ける(80, 139, 155, 160)。

¹²⁴ 刑事裁判は、州毎に陪審制によって行われるが、元老院はこれに介入し自らのもつて裁判する権限をもつ(521)。

¹²⁵ ただし、オシアナでは再任しえない制度となっているのに対して(Harrington [1656], 79)、「完全な共和国」では、毎年選挙を経たうえでの再任が可能である(Essays: Perfect CW, 519)。これは輪番制批判に対応している。またハリントンは、元老院議員、民会議員、政務官職について31才以上との年齢制限を設けているが(Harrington [1656], 75-76, 206)、ヒュームは年齢を限定しない(cf. Machiavelli [1517], 1.60)。共和国レベルの政務官に関して両者の最も大きな違いは、ヒュームが「監

会委員のみが、共和国内で唯一の有給の政治官職である(522, 525-26)。

これに対して、ヒュームの議論で特徴的なのは、混合政体の民主政的部分、民会に相当する政治機構の位置づけである。ヒュームは、民主政的部分の構成において、ハリントン・モデルから外れ、分節的な構成を利用して、中央に一元化しない。100の州議会それぞれは、州を構成する100の教区それぞれにおいて、一定の財産を保有するカントリー¹²⁶在住のfreeholderと、察官(censor)を省略している点である。委員会に関しては、ハリントンが想定した四委員会（国務(a council of state), 戦争(of war), 宗教(of religion), 交易(of trade))(122-23, 125-30) が基本的には継承されている。「完全な共和国」では、大学と聖職者への監督という機能を明確にするため宗教委員会は宗教学術委員会 (of religion and learning) と改名され、戦争委員会は戦争委員会と海軍委員会 (of admiralty) とに二分され、さらに、法務委員会 (of law) が加えられ、全部で六委員会が想定されている (Essats: Perfect CW, 518-19)。オシアナでは非常時には独裁官が三ヶ月権限を掌握し(Harrington [1656], 129-30, 131-33, cf. Machiavelli [1517], 1.34)、「完全な共和国」では、護国卿、国務大臣、国家委員会らが非常時に六ヶ月の独裁官権力をもつ(Essats: Perfect CW, 521)。「完全な共和国」では、長老派的な宗教制度がつくられるが、共和国レベルで宗教委員会が監督を行うとともに、州の政務官が、教区の聖職者の任命、宗教裁判における最終的な決定権、長老の罷免権をもつ(519, 20, cf. Harrington [1656], 39-41, 126-27)。

¹²⁶ 原文は 'Let all the freeholders of twenty pounds a-year in the county, and all the householders worth 500 pounds in the town parishes, meet annually in the parish church, and chuse by ballot, some freeholder of the county for their member, whom we shall call the county representative'である(Miller版, 516)。Miller版と同様に、Green and Grose版も 'county' (「州」)とするが(vol. 1, 482)、Haakonssen版は説明もなく 'country' (「カントリー(田園部)」)とする(223)。本稿はHaakonssen版に従い、'country' を採用するが、その根拠ならびにテキストをめぐる状況は以下の通りである。

(1) Green and Grose版とMiller版が底本しているのは、ヒューム自身の修正が反映された最後の版である1777年版であるが、この1777年版では、たしかに'county'の語が用いられている(東京大学経済学部所蔵, vol. 1, 526)。したがって、この点において、Miller版およびGreen and Grose版は77年版を正確に再現している。

(2) 状況を複雑にするとともに、解決の糸口を与えてくれているのは、この段落にヒュームが修正を加えていることである。テキストのこの箇所は、ヒュームが改訂によって教区選挙の財産資格を高めていった箇所として有名であり、ヒュームの晩年の保守化を指摘する論者が根拠とする一つである。修正は、Green and Groseの分類に従うならばK版(1753/54年版)とQ版(1770年版)において加えられており、この修正については、Green and Grose版、およびMiller版が編注で指摘している。Millerの編注に従えば、1752年版(H, I版)での記述は 'Let all the freeholders in the country parishes, and those who pay scot and lot in the town-parishes, ...'であり、1753/54年版(K版)から1768年版(P版)までの記述は、'Let all the freeholders of ten pounds a year in the country, all the householders worth 200 pounds in the town-parishes, ...'である。これらの記述では、都市部 'town-parishes' と対比する意味において 'country' が用いられている。1752年版において、確かに、上記のような記述がおこなわれ、'country'が用いられていることは、実際に確認できた(東京大学法学部所蔵、ならびに経済学部所蔵、いずれもp. 285。ただし、経済学部所蔵のものとは法学部所蔵のものとは、表紙やタイトルページにおいて共通するものの、0頁に相当する箇所に 'ERRATA' があるかないかという違いがあり、'ERRATA' をもたない法学部所蔵のものがいわゆるH版、それをもつ経済学部所蔵のものがいわゆるI版であるかと思われる。Green and Groseは、'History of the Editions' においては、同じ1752年に出版されたこの二版の違いを説明していない)。

(3) 1770年版(いわゆるQ版)は、この段落に関して、1777年版と基本的には同一の文章を採用している。そして1777年版との唯一の違いは、この1770年版においても1752年以降のそれまでの版と同じように、カントリーと都市とを対比した記述が維持されており、問題の箇所を 'county' ではなく 'country' としている点である(東京大学経済学部所蔵, vol. 2, 335)。

(4) 'country' としてこの箇所のテキストを提示したHaakonssen版が依拠したのは、ヒュームの生存中に出版された最後の版1772年版であるが、この版の存在を Green and Grose は知らなかった。この1772年版については今回確認することができなかったが、1770年版以降の三つの版(70年、72年、77年の各版)においてヒュームがこの「完全な共和国」論文に手を加えたと想定される箇所ははまだ発見されていない。

以上、特に(2)(3)を根拠にして、蓋然性が高いと推察しうるのは以下の仮説である。

都市在住のhouseholder全員の互選によって選ばれた各教区一名ずつの代表から構成されるが、この百名の代表からなる州議会にヒュームは「共和国の全ての立法権力」を与える(516-17)。各州の州議会は互選によって、各州ごとに11名の州政務官(10名の州政務官に加え、1名選出される元老院議員も州政務官の権限をもつ)を選出するが、彼らは同時に州議会議員でもあり続ける(516)¹²⁷。こうして構成される州議会と州政務官とを、ヒュームは明示的に「民衆」と呼ぶが(520)、これは、ハリントンが民会をそう呼んだように、政治機構上における「民衆」、即ち、国制における民主政的部分を意味している。つまり、この「完全な共和国」においては、国制の民主政的部分は、各州レベルの政治機構に分割される。

ヒュームは、このように州議会に立法権を与えると表現しているが、これは立法過程において最終的な決議を行うのが100の州議会であるという意味である。ヒュームは、後述のようにハリントンが掲げた討議と決議との区別を批判し、州議会において法案の討議が行われることを排除しないが、州議会に想定されている立法過程上の役割の中心は、法案に賛成か反対かという表決でしかない。この「完全な共和国」において、立法権を持つ主体は、100の州議会に分割されているが、州議会全体にあたえられた「共和国の全ての立法権力」とは、各州議会における賛否の決議を100州分、積算した結果として行使されるものである(賛否同数の場合には元老院が決定する)(517)。「全ての立法権力」が与えられるとされる州議会が行うのは、元老院から送付されてくる法案に対して賛否の決議をすることであり、「完全な共和国」における立法過程は、ハリントンと同じように、元老院と民会(州議会)とによって担われるものと想定されている。

ヒュームがこの「完全な共和国」論文の始めでオシアナの欠陥と捉えた第3点目は、「オシアナでは全ての立法権は元老院に帰属する」との点であったが、これは、元老院が民会へ提案するか否かの権限をもっていることを、元老院の絶対的な拒否権と捉えたうえでの批判であった¹²⁸。ヒュームが問題にしているのは、オシアナの二院制における立法過程の進められ方であり、批判は、利己的な人間を巧みに公共的利益へと導く制度的工夫としてはこの立法制度は誤っているという点である。立法過程における民会と元老院との関連に関しては、こうしたハリントン・モデルの欠陥を修正するために詳細に議論が展開される。「違いは、同じものを配置する方法にある」(515)。原則はハリントンと同じである。法律案は、「まず元老院において討議されねばならず」、そこで賛成されたものが各州に送付され、各州議会で決議に服される。法律案の立案自体は、主として元老院が行うものと想定されているが、元老院に法案を提案することは、州の政務官や州議会にも可能である(517)。ヒュームは、オシアナの元老院が民会への法案提案権限を掌握している点を批判したが、これに対応して、「完全な共和国」では、元老院において法案が否決されても(すなわち決議機関である州議会への送付が見送られても)、10名の元老院議員の要望、もしくは、5つの州の要請があれば、法律制定プロセスは継続し、決議主体である州議会への法案送付が認められるものとした(517)。

つまり、ヒュームは、オシアナの元老院と民会の二院制モデルそのものに関しては、これを受け入れている。そして受け入れなかったのは、ハリントンが討議と決議の区分に基づいて、立法過程における元老院と民会との関係を厳密に時間的・論理的な先後関係においた点のみである。ヒュームが国制の中心に二院制の立法機関を想定しているのは、立法権こそを中心的な

(1) 1777年版をのぞく版においては、townと対比する含意をもった'country'が用いられている。

(2) 1770年版(Q版)、72年版、77年版(R版)において、「完全な共和国」論文のテキストは同一である。

(3) 1777年版では当該箇所が'county'に置き換わっているが、これは印刷・出版過程で生じた誤植によるものである。

政治権力と捉える前提ゆえであり、これは、ハリントンのみならず、英国における混合政体論、King in Parliament論が当然のように前提としていた想定である。

二院制モデルを採用したのは、ヒュームがハリントンと同様に、一院制の共和国に問題を見いだしたからである。共和政国家における一院制の欠陥とは、ヒュームがアテナイやローマなど古代世界、あるいは、1世紀前のイングランド共和国の政治経験にみいだした問題にほかならず、すなわちそれは、民衆(民会)の無秩序という問題である。「枢機卿ド・レスは、多くの人間からなる会議はたとえよく構成されていたにせよ、単なるモブであり、討論においてはささいな動機によって左右されるといっている。われわれは日常的な経験によってこのことは正しいとわかる」(523)。「学問」論文では、この問題は「代表制なき民主政」の問題として捉えられ、collectiveな民衆集団ではなくrepresentativeな民衆集団の必要性が主張されたが¹²⁹、この「完全な共和国」論文に明らかなのは、代表制度は最低限必要な制度設計に過ぎず、単に代表制を採用すれば問題が解決するわけではないというヒュームの見解である。なぜなら、民衆の代表からなる議会は、おなじように無秩序に陥りうるからである。

ヒュームは、政治過程における民衆の無秩序というこの問題に対して、ハリントンが示した二院制という制度的解決の正しさをひとまずは承認する。「すべての自由な政府は、少数者と多数者の、別言すれば、元老院と民衆[民会]という二つの会議から構成されねばならない。ハリントンがいうように、元老院がなければ民衆は知恵を欠き、元老院は民衆がなければ誠実さを欠くであろう」(522-23, cf. Harrington [1656], 22-25)¹³⁰。元老院とは、ヒュームが「古代人口」論文において、古代政治制度においてはほとんど欠落していたと指摘した国制の貴族政的部分にほかならない。それは、ハリントンにおいてもヒュームにおいても、世襲的な社会階層が構成する政治機構ではなく、優れた人間が構成する会議体である。政治学における伝統的認識において、貴族政のメルクマールとは、本源的には、知恵であり、それゆえに選挙であった¹³¹。

ヒュームの視点からすれば、ハリントンは問題の所在を正確に捉えているとともに、二院制という政治制度の構築によって問題を解決しようとする点で正しかった。しかし、それにもかかわらず、ハリントンは適切な二院制を提示することができず、具体的な制度案において間違っていた。ハリントンが二院制の原理として掲げた討議と決議の区分は、その制度が目指すものとは逆の帰結を生みだすがゆえに、問題の解決策としては不適切であったとされる。民衆を多数集めて討議させることは、ハリントンが認識したように、無秩序を生むだけであるが、しかしだからといって、討議と決議を切断し、民衆から前者を奪うことは誤りである。「例えば1000人からなる、民衆を代表する巨大な会議が、もし討議を許されれば、無秩序に陥るであろう。もし討議を許されなければ、元老院が彼らに対する拒否権、しかも決議する以前に発動されるという最悪の種類拒否権をもつのである。・・・民衆が討議すれば全ては混乱し、しなければ決議のみが可能で元老院が勝手に振る舞う」。ヒュームにとって、二院制におけるこの、

¹²⁷ 州の政務官は、州議会議員による選挙や罷免権によって権力が抑制される(525)。

¹²⁸ ムーア氏は、ヒュームのこの三点目の批判について、オシアナ共和国の元老院議員について、自己利益を追求することのない、公共的徳をもつ人間が前提にされている点をヒュームが批判したものと解釈しているが(Moore (1977), 835)、これは、ヒュームの『オシアナ』理解についての解釈としても、あるいは『オシアナ』解釈としても全く根拠がない。

¹²⁹ cf. 「民衆の代表制がなければ、全ての国民から構成される共和国は、寡頭政か混乱かに陥ることを避けられない」(Harrington [1656], 164)。

¹³⁰ 「一つの会議によって構成される共和国においては、切った人しか選ぶ人がいない。それゆえにそうした場合には、ケーキを切る人が自分たち以外の何者でもないがゆえに、この会議は間違いなく

一見するとアポリアらしきものは、制度的工夫によって簡単に解決される。「ここには、どの政府も充分には解決していない不具合があるが、しかし、これは全くもって簡単に解決できる不具合である」。ヒュームは、まず、先述のように、元老院の拒否権を乗り越えることのできる権限を個々の元老院議員や州議会に与えることで、ハリントン・モデルに修正を与えている。しかし、これは、討議する民衆会議の無秩序という問題そのものに解答をあたえるものではない。ヒュームが独自性を誇るのは、二院制における立法過程の順序を修正したことでなく、二院制における民主政的部分の構成を修正し、100の州議会に分割したことである。問題を解決するためには、ハリントン自らも想定していた、重層的に分節化された政治社会の構成を利用すればよい。「民衆を多くの別々の集団に分割せよ。そうすれば、彼は安全に討議するだろうし、全ての不具合は阻止されるであろう」。こうして伝染と模倣は排除される(522-23)。「民衆を賢明にする唯一の方法は、彼らが一つの巨大な会議に集まらないようにすることである」(647 [1752-1768])。ヒュームは、共和国が州の連合として構成されていることに着目することによって、民衆が討議を行うことを可能とする政治制度を見いだしたのである。

国制における民主政的部分そのものを安定した会議体とすることは、国制の均衡をより安定したものにす。これによって、民主政的部分は、貴族政的部分によって制御されるべき存在としての不均衡な関係性から脱却することになり、「完全な共和国」では貴族政的部分と対等な均衡関係を構築することが可能となる。こうした前提のうえで権限の分割が明確になされるならば、権限が不明確ゆえに民主政に変質したローマ混合政体の運命は避けられる。ハリントンと問題意識を共有し、その二院制モデルそのものを継承するが、オシアナの具体的な制度案には均衡する政治制度を見いだし得ないヒュームは、政治社会の連邦的な構成を利用して二院制モデルの構成を修正したうえで、さらに、元老院の権限の優越を防ぐための権限論を展開することで、オシアナの欠陥のひとつを修正したのである。

さて、二院制の民主政的部分を修正する制度として州議会を利用した点についてヒュームは独創性を誇ったが、自ら認めるように、こうした政治社会の捉え方そのものに関していえば、それは、彼のオリジナルではなかった。ヒュームが描いているのは連邦共和政に他ならない。この政治体制の可能性を論じたモンテスキューと同じように、ヒュームは、近代世界においてそのモデルを見いだしている。オランダこそがそのモデルであった。ヒュームの「完全な共和国」案はこの意味で、ヴェネツィア・モデルをオランダ・モデルで修正したものと位置付けることができよう。ヒュームは、自らのプランと「賢明にして名高い政府である連合州共和国」(1768年版までは、「かつては世界でもっとも賢明にして名高い政府のひとつである連合州共和国」との類似性を主張することによって、その実現可能性を主張する(526)¹³²。

しかし、連邦共和国は、モンテスキューにとってそうであったように、ヒュームにとっても争いを招き、つまりは党派的なものとなってしまふ。選ぶことを行うもう一つの会議を持つ以外に解決策はない」(Harrington [1656], 24)。ハリントンがそのほかで一院制の問題を指摘した箇所として 38, 64-66、貴族政的制度の必要性を主張した箇所として 15, 35-37, 135-47。

¹³¹ アリストテレスの古典的定式(『政治学』, 1293b-1294b)以来、これに対して、民主政は、輪番や抽選と結びつけられてきた。「抽選による選出は民主政の本性にふさわしく、選択による選出は貴族政の本性にふさわしい」(Montesquieu [1748], 2.2)。

¹³² ヒュームは、自らの「完全な共和国」案は、貴族政的傾向が強く各州の独立性が大きいオランダの連邦制共和国よりも優れていると捉えていた(526)。英国において、連邦共和政を論じる伝統は、少なくともミルトンにまでさかのぼりうる。サンヘドリン・モデルで議会(評議会)を描いたミルトンは、各州を「小さな共和国」と捉え、連邦モデルの共和政を構想していた(Brown (1995))。16世紀後半の共和政論が、政治社会を重層的に捉え、地方政府における参加の契機を強調したことについては、Peltonen (1995), 54-73, 佐々木(武) (1999) が分析している。ヒュームの議論について、フィリップソン氏やロバートソン氏は、フレッチャーのヨーロッパ連邦国家構想にその議論の源流を見いだそうとしている(Phillipson (1979), Robertson (1983), Robertson (1985), esp. 70-73, 242)。私は、ヒュームの連邦

近代の産物ではなかった。ヒュームは、「完全な共和国」を連邦共和政国家として描くことによって、同じ年に発表した「古代人口」論にて古代ギリシアを念頭におき賞賛した、独立的な小国家の連邦モデルを取り込んでいる。「完全な共和国」において、州は、単に共和国全体の立法過程を分権的に処理するだけの機構ではなく、「内部において、一種の共和政国家」であり、州議会は、元老院や他の州から全く反対されない限り、州独自の法(条例)も制定しうる(520)¹³³。全体の共和国は、小さな共和政国家である諸州からなる連邦として位置付けられる。

「小さな共和国は、全てが統治者の眼下にあるがゆえに、国内的にみたときには、この世でもっとも幸福な政府である。しかし、それは、国外から強力な武力によって制圧されるかもしれない。この案は、巨大な共和国と小さな共和国の両方の利点を備えているように思われる」(525)。

連邦制を採用した共和政の政治制度は、伝統的に共和政の問題と捉えられてきたサイズの問題を解決する方法であった。アメリカ合州国、すなわちアメリカ共和国の建国者が、ヒュームのこの「完全な共和国」論文にサイズの問題を解決する方法を見いだしたことは、よく知られている¹³⁴。ヒューム自身、自らの共和国案をサイズの問題への解決として論じているが、注意すべきは、ヒュームの議論のしかたである。連邦共和政を論じるモンテスキューにとって、小さな共和政の欠陥とは国防力の弱さに他ならず、連邦制は国防上の欠陥を回避するための制度であった(Montesquieu [1748], 9.1-3)¹³⁵。ヒュームは上述の引用文にみられるように、こうした対外的な論点を無視するわけではないが、サイズ論を論じる彼の関心は、「古代人口」論文において批判した、小さな共和政国家の内部における党派対立をめぐる問題にある。ヒュームにとって、政治社会の全体のサイズを大きくすることは、党派対立をめぐる問題への一つ機構論的解答である。

「フランスや英国のような大きな国家を共和国へと構成することは不可能であり、そのような政治形態は都市や小領域で発生しうるのみであるという、よくある意見」は誤りであり、「その反対こそが蓋然性が高そうに思われる」。確かにヒュームは「広大な国土に共和政政府」をつくることの困難さを認めるが、もし一旦形成されたならば、サイズが大きい方が「騒乱と党派なしに、安定して不変に保つことは容易である」と考える。

ここでヒュームが展開する論理は、彼の影響を明らかに受けたと思われるジェイムズ・マディソンの有名な議論と同一である。それは、人間の「結合」を政治社会における党派という負の側面において捉えたうえで、「自由な政府のいかなるプランにおいても、大きな国家の離れた地域が結合することは容易ではない」点を逆に利用する発想である。小さな都市においては、人間の結びつきやすさは一つの長所だが、それは両刃の剣であり、状況によってはそれは党派対立や内乱という方向へと進みかねない。

「都市において共和国の確立を容易にするのと同じ状況が、その国制を脆弱で不確かにする。民主政は騒乱的である。というのも、決議や選挙の際には、民衆が小さな集団 small partiesへ区分され分節化されうるとしても、彼らが都市に近接して住むゆえに、

論は、あくまで一つの政治社会の構成に関わるものであり、ヨーロッパの国際政治の文脈における議論ではないと考えている。この点、ロバートソン氏も1993年の論文では同様の解釈を示しており、ヒュームが「完全な共和国」論文で連邦モデルを採用したにもかかわらず、ヨーロッパ国際政治の問題にかんして基本的には連邦モデルを採用しなかった点を「普遍君主政」論あるいは「商業帝国」論の文脈において分析している(Robertson (1993))。この点につき、ポコック氏の近著も参照のこと (Pocock (1999), 106-114)。

¹³³ 州議会議員は、「英国の治安判事の権限すべて」をもっている(520)。

¹³⁴ Adair (1957)。もちろん、彼らの源泉がヒュームにのみあったわけではない。Lutz (1984)によれば、アメリカで1760年から1805年に出版された政治論916点において引用された著述家のうち、

つねに民衆の潮流、流れが明確に分かるほどのものになってしまう¹³⁶。貴族政は、平和と秩序のためにはより適しており、それゆえに古代の著述家が賞賛してきたが、それは警戒的で、抑圧的である」。

ここでヒュームが論じているものは、「古代人口」論における議論と同じように、伝統的な政体論が純粋な民主政、純粋な貴族政と論じてきたものである。小国を前提にした民主政は、たとえ、ソロンやセルヴィウス・トゥリウスのように民衆を分節化しても、あるいは代表制度を採用しようとも、無秩序や、激烈な政治対立というマイナスが伴う。純粋な貴族政には、自由の観点での欠陥がある。ヒュームにとって問題の解決の一つの方法は、政治社会全体のサイズを大きくすることである。分節化や代表制の効果は、領域を大きくすることによってはじめて十分に発揮される。「巧みに構築された巨大な政府においては、共和国の[毎年ごとの]最初の段階の選挙や最初の[政治権力の]構成に参加することが認められる下層の民衆から、[共和国の]全ての動きに方向性を与える高位の政務官にいたるまでを包摂しており、そうした広がり民主政体を洗練していくに充分なものである。同時に、各部分は遠く離れており、陰謀、偏見、情念によって、公共の利益に反するいかなる企てへと駆り立てられることが、非常に困難となっている」(527-28)。ヒュームにおいて、連邦制という構造的工夫は、単に大国への適用可能性を導くためのものではなく、党派対立をめぐる問題の解決策である。

党派対立の制度化

ヒュームが、古代の政治社会に見いだした欠陥のうち、民主政的な共和政にかかわる問題は、彼がローマに見いだした、混合政体における権限の不明確さをめぐる問題とともに、二院制の立法機構を連邦制と結びつけることによって解決が与えられている。他方で、党派対立をめぐる問題点は、共和国に大きなサイズを与えることによって一つの解答が与えられている。

もしヒュームが、広い領域をあたえることが党派対立をめぐる問題への唯一の解答策と考えていたとするならば、『オシアナ』の浅薄な読者との批判を甘受すべきであったであろう。なぜなら、オシアナ共和国は、内部の政治対立をその根源から徹底的に除去することを第一の目標とした共和国の制度案だからである。ハリントンは、詳細な政治機構論を展開するまえに、共和国の「基本法」として農地法と輪番制を位置付け、この二つに格別の重要性を与えている(Harrington [1656], 100)。ハリントンが、農地法によって財産の平等を意図するのは、財産のバランスこそが政治権力のバランスに反映されるとの彼の歴史理論に基づいたものであり、政治権力の均衡のために必要な、下部構造の「平等」を意図したものである。彼が輪番制によって意図するのは、上部構造における政治権力の集中を排除し、権力の均衡を目指すゆえであった。『オシアナ』が論敵に設定するのは、リヴァイアサンことトマス・ホップズにほかならなかったが、内乱期のイングランドを生き延びたハリントンにとって、安定して永続性をもった政治社会を設立するためには、ホップズ型の主権論による政治対立の封じ込めでは問題の本質的な解決にはならず、党派対立の生じようのない「平等な共和国」こそが必要なものであった¹³⁷。政治機構にかんする彼の混合政体論も、この党派対立の除去という目的のためのものである。

「民衆的な政府」を描こうとするハリントンにとって、民衆が政治に参与するのは当然の前提頻度が多いのは順に、モンテスキュー(引用数全体の8.3%)、ブラックストン(7.9%)、ロック(2.9%)、ヒューム(2.7%)、ブルタルコス(1.5%)である。Chinard(1940)は、アメリカの建国期の政治論争において、古代の政治経験や政治制度(特にギリシアの連邦制とローマの混合政体)への言及が頻繁になされ、古代の著述家が頻繁に引用されていたことを示している。

¹³⁵ cf. Hamilton [1787-88], No. 9.

¹³⁶ これは、ヒュームが内乱期のイングランドの都市に見いだしていた点である(HE, 5.387,

であったが、ハリントンが避けねばならなかったのは、(のちのヒュームと同じように)彼がアテナイやローマに観察した民会の混乱であり、そこから生じる党派対立、内乱であった。ハリントンがそのために採用した機構的工夫とは、彼がヴェネチアに見いだした政治機構であり、それは、討議と決議との分割を根拠とする元老院と民衆(民会)の二院制の立法機構という骨格に、執行を司る政務官を加えた、三要素からなる混合政体であった。ハリントンのプランが意図したものは、党派対立の排除であり、このための制度的工夫が、財産と政治権力とにおける平等と、二元的な立法機構であった¹³⁸。

ハリントンが、このように古代世界、とりわけ共和政ローマに見いだした、貴族と平民との激烈な党派対立、不適切に制度化された混合政体の崩壊、民衆集団による政治の混乱という欠陥について、それらを解決すべき問題として捉える点という意味において、ヒュームはハリントンと同じ問題意識を共有している。そして実際に、ヒュームは、ハリントンの二院制の政治機構論については、修正を加えつつも、ハリントンの問題意識のまま、つまり、ハリントンが想定したのと同じ目的のための政治機構として位置付けて継承している。ところが、その一方でヒュームは、ハリントンが党派対立をその原因から除去するために重視した農地法についても、輪番制についても、採用しない。これは、すでに見たように、ヒュームが「完全な共和国」論文の始めで批判した第一・第二の点である。オシアナの欠陥を指摘した直後に、「これが、わたしは理論的にはいささかの重大な反論を見いだせない政府の形態である」として自らのプランの説明を始めるヒュームは、もちろんオシアナの欠陥を修正した共和国案を提示している筈である。ここで問われるべきは、ハリントン・モデルの欠陥を修正するヒュームの理論的作業が、単に、ハリントンの個々の制度設計の誤りを除去するだけのものであったか、あるいは、さらに、ハリントンのプランが目指すべき目的そのものを修正するものであったか否かである。ハリントンが党派対立を制度的に排除するために力説した二つの制度案を無下にも拒否するヒュームが論じなければならなかったのは、彼がハリントンと同じように問題として捉えていた党派対立をめぐる問題に対する彼の認識であり、彼自身の制度案であった。確かに、ヒュームは、サイズ論をこの問題との関連のなかで論じているが、これが彼の解答の全てではなかった。

ヒュームがハリントンから決定的に離反し、オリジナリティーを主張しうるのは、「対立者の会議(the court of competitors)」の制度構想である。これは、党派対立を政治機構のなかに位置付け、制度化しようとする構想であり、党派対立が存在することを前提としたうえで、これを正規の政治機構のなかに組み込むことによって、政治制度そのものを破壊するという意味での遠心力の契機を党派対立から除去しようとしたものにほかならない。ハリントンが党派対立が生じる諸原因を制度的に排除しようとしたのに対して、ヒュームは政治対立に関してそのような対応が可能だとは考えていなかった。「政党一般」論文¹³⁹における有名な政党区分論、6.69)。

¹³⁷ 「共和国を不平等にすることは、それを党派に分けることであり、党派を永続的に敵対させることである」(33)。「このような対立[スチュアート王政崩壊後の党派対立](それを憂いている良き人々もいくらかいるが)は、些末な対立である。というのも、まず(世俗の事柄に関しては)、この国民が作り出すことができる政府がひとたび理解されたならば、それは全ての利害を吸収するからである」(64)。

¹³⁸ Fukuda (1997)を参照のこと。

¹³⁹ ヒュームはこの論文において、「立法者」と「党派の創設者」とを対比させながら議論を始める。「記憶に残る業績によって卓越した人物のうち、第一の名誉の地位につけられるべきは、立法者と国家の創設者であり、彼らは、後の世代の平和、幸福、自由を保障する法と制度の体系を残した人物である。・・・立法者と国家の創設者が尊敬され名誉を与えられるべきことと同じほどに、セクトと党派の創設者は嫌悪され非難されるべきである」。ここでヒュームがいう「立法者」とは、一般法の制定者ではなく、古代政治学以来の、政治制度の創設者の観念を継承したものである。ヒュームは明示しないが、この

より適切に言えば政党対立の区分論は、対立の原因に着目して党派対立を分類することによって、より破壊的な種類の党派対立を除去しようとした議論であったが¹⁴⁰、その論文で、ヒュームは、人間がその本性にもとづいて、党派的に対立する存在であることを観察している。「人間は、人的な要因に基づく党派へと分裂していく傾向を備えており、実質的な要因にもとづく対立がわずかでも明らかになると人的な要因に基づく党派対立が生み出されるが」、たとえ対立の原因とされた実質的な要因がなくなろうとも「その違いが消滅した後でさえ政党対立は続いていく」(Essays: Parties, 56-58)。

ヒュームは、さらに、「自由な政府」においてはなお党派対立が不可避なことを理解していた。それは、その対立を唯一除去しうる立法機構そのものが党派対立に感染するからにほかならなかったが(Essays: Parties, 55-56)、多くの場合「自由な政府」を混合政体との意味で用いるヒュームが¹⁴¹関心を寄せるのは、混合政体と党派対立との関連である。ヒュームは、混合的な政治制度が、その多元性ゆえに党派対立の原因を内在させていることを理解していた。古代ローマの政治制度の欠陥のひとつを、混合政体の制度化の失敗にみていたヒュームは、「政党一般」論文においても、あきらかに共和政ローマを想定して、混合政体と党派対立との関連に言及している。

「貴族と民衆のような二つの階層が、政府において別個の権力を持っており、それがあまり正確には均衡化も制度化もされていないところでは、自然と別個の利害が形成されるが、人間本性に植え込まれた利己性の程度を考えると、そうならないことを期待することはできない。このような政党対立を防ぐためには、立法者に絶大な手腕が必要であるが、多くの哲学者は、そのような秘訣は万能薬や永久運動のように、理論において人間を楽しませるが、実行しえないとの意見である」(Essays: Parties, 59)。

特に混合政体において党派対立を除去することが不可能であることを指摘したこの引用文に、他の箇所での「キメラの」「想像的」とのハリントンへの批判を読み込むことは不適切ではないであろう。ヒュームは、「政党一般」論文に続く「英国における政党」論文において、「われわれの混合政府」である英国国制においても事情が同じであることを認識している。「われわれの国制のまさに本性のなかに内包されている、原理に基づく政党対立が存在する。この政党は、適切にも、コート政党、カントリー政党と呼ばれている」(Essays: Parties GB, 65, see also HE, 6.375-76)。この対立は、たしかに政治社会を危機に陥れることもあったが、ヒュームは、混合的な政治制度に由来する、この党派対立の利点を認識していた。この両政党の誕生書き出しは、「共和国や王国の創設者が称賛されるべきのと同じほどに、暴政の創設者は非難されるべきである」との章題をもつ『リヴィウス論』1.10と酷似する。「称賛されるべき人物のうち、もっともそうなのは、宗教の長であり、創設者である。それに続くのは、共和国と王国を創設した人物である」(Machiavelli [1517], 1.10)。アダム・スミスは、「立法者」概念を党派と対比させるという点で伝統的認識を継承しつつ、これを一般法の制定者と読み替えている(Smith [1759/90], 6.2.2 (232), [1776], 4. intro. (428))。

¹⁴⁰ ヒュームは、宗教改革以後の宗教戦争にかんして、近代社会に固有の「原理principleにもとづく政党対立」との規定を与え、特に、「すべての党派対立のなかでもっとも合理的でもっとも許容しうる」「利害interestにもとづく政党対立」と対比する(Essays: Parties, 59-63)。ただし、ヒュームが、「利害」に基づく政党対立において想定している「利害」とは、例えば Forbes (1975), 185 が指摘するように、専ら、政治的官職の配分をめぐる「利害」であって、この議論のなかに階級利益にもとづく政党対立や20世紀的な利益政治を読み込む解釈は採用しがたい。ハーシュマン (1977)の啓発的な議論は興味深い、ヒュームの解釈に際して直接適用できるかは疑問である。なお、ヒュームは、実質的な要因にもとづく政党を三種類に区分しており、「原理にもとづく政党」と「利害にもとづく政党」に加えて、「愛着にもとづく政党」を挙げている。「政党一般」論文ではほとんど議論されることのないこのカテゴリーは、続く「英国における政党」論文で、混合政体の本性に由来するコート・カントリーの政党対立とは別に、英国においては、ウィッグ・トーリーの政治対立が存在することを示すために必要とされるがゆえに組み込まれたものである(ヒューム自らが明らかにしているように、この議論は、ポリングブルックの『政

を跡づけた『イングランド史』の長い後注のなかにそれは明らかである。「コートとカントリーの両政党の対立は、それ以後続いているが、これは、しばしば政府の全面的解体の危機を招いた一方で、政府の永続的な生命と活力の真の原因である」(HE, 5.556)。ここには、政治対立に対するヒュームの両義的な態度が明確である。政治対立が、敵対者の生命や財産を奪うような形態、あるいは、政治社会そのものを破壊する形態のものへと変貌しないのであれば、対立のもつ動態性は積極的に評価することができる¹⁴²。ヒュームは、彼が批判的に描くイングランドの17世紀史においてすら、党派対立のもつ効用を見いだそうとしている。たしかに、スチュアート朝における対立は「あまりに暴力的」であり、ヒュームが容認しうる種類の党派対立ではなかったが、「あまりに安定して不変の政府は、ほとんど自由でないのと同じように、ある人の判断によればin the judgement of some、もう一つの大きな欠陥を伴っている。そうした政府は人間の活動的な諸力を弱め、勇気や創意や才能を抑圧し、民衆の中にひろく無気力を生み出す」(HE, 6.530-31)。ここでヒュームが「ある人」として表現するのは誰であろうか。党派対立に積極的な側面をも見いだそうとするヒュームのこうした認識には、ハリントンが徹底的に批判したものの、ハリントンの強い影響を受け彼を絶賛する18世紀の人々のあいだにおいてすら残存していた『リヴィウス論』の影響を見いだしうる¹⁴³。繰り返しになるが、党派対立こそが古代ローマのその栄光の原因であると解釈したこのマキアヴェッリの著作を、ヒュームは「確実に、偉大な判断力と天才の作品」と評価していた(Essays: Balance of Power, 634 [1752-58])。

人間の党派化とその対立とは人間世界から排除し得ないし、「自由な政府」においては除去すべきでもないと考えたヒュームにとって、問題は、そうした対立が、古代世界や一世紀前のイングランドに見られたように、残虐な対立へと転化すること、あるいは、内乱を招来し政治社会そのものを破壊することを回避することにあり、党派対立と内乱との連鎖を切断することであった。ヒュームが、英国における党派対立を穏和化するために採用した一つの方法は、各政党の主張や見解を吟味することを通じたものであったが¹⁴⁴、ヒュームは、この「完全な共和党論」を批判するためのものである。Essays: Parties GB, 611-12. cf. Colley (1982), 115)。このことが示唆するのは、「政党一般」論文における政党区分に関して、これを政党に関する一般的な分析と解釈してヒュームの分類の妥当性を吟味することには、ほとんど意味がないという点である。

¹⁴¹ 例えば、Essays: Original Contract, 485.

¹⁴² 「政党の区分すべてを除去することは、自由な政府においては、不可能であるであろうし、おそらくは望ましくないであろう。唯一の危険な政党対立とは、政府の根幹、王位継承、国制の構成メンバーがもつ重要な諸特権に関して異なった見解をもつ政党によるものであり、ここでは妥協や和解の余地はなく、論争は、敵の主張に対して武力的反撃すら正当化するほど重要なものであるかのような外観を示してしまうことがある。イングランドの政党のあいだで約1世紀にわたって続いた対立は、この種のものであり、こうした敵対は時には内乱を招き、暴力的な革命を生み、国民の平和と平穏さを絶えず危険にさらしてきた」(Essays: Coalition, 493-94)。このうち、王位継承が「もっとも法的で、よく設立された政府」においても騒乱を招く争点であるとの位置づけに関しては、HE, 2.85-86, 2.333も参照のこと。

¹⁴³ 18世紀英国における党派対立に対する認識にマキアヴェッリが与えた影響について 犬塚(2002)。

¹⁴⁴ 対立政党のそれぞれの主張を吟味・検討して、相互の立場が接近しうることを示すことによつて対立の穏和化を目指すこの方法を、ヒュームの意味における「哲学」からのアプローチと呼ぶこともできよう。これは、「学問」論文の後半で、さらには、1760年以降の版で「古代人口」論と「完全な共和国」論の間に配置された四つの、政党対立穏和化のための四部作と呼ぶことが可能な論文(「原始契約」[1748], 「受動的服従」[1748], 「政党の提携」[1760], 「プロテスタントの王位継承」[1752])でヒュームが行った作業である。「このように目的 [= 政党の和解] を促進する効果的な方法とは、一方の政党が他方に対して不合理な攻撃を行って勝利することを防ぐことであり、穏健な意見を奨励することであり、全ての論争において適正な中間点を発見することであり、それぞれの政党に対して敵も時には正しいことがあり得ることを説得することであり、そして、それぞれの政党に与える賞賛と批判において均衡を

国」論において、制度論からのアプローチを披露している。そのための端的な機構的工夫が「対立者の会議」であった。この制度案によってヒュームが意図したのは、党派対立を体制内化することを通じてその破壊性を除去すると同時に、対立という契機のもつ利点を活用することであった。

「完全な共和国」において、州議会で行われる元老院議員の選挙において、1/3以上の得票を得ながらも、次点で落選した州議会議員は、その一年の任期中、州の議員や政務官も含めて一切の公職につくことはできないが、共和国中央において「対立者の会議」を構成する¹⁴⁵。ヒュームは、中央の元老院と地方の州との間、あるいは元老院内部から党派対立を排除して、この対立の分断線を元老院と対立者会議との間に移行させる形で、対立に制度的表現を与える。

この構想は、落選議員がそれぞれの州を拠点にして元老院批判派として党派化するのを避けることによって、党派対立の破壊性を除去するだけのものではなく、対立と競争とのもつ均衡と監視という利点を活用するものである。この会議は、「共和国における権力をもたない」ものの、会計検査する権限と、元老院に対して(否決された場合には「民衆」すなわち州に)弾劾を提起する権限をもつ(Essays: Perfect CW, 519)。これは、元老院そのものが党派的存在と化すことを防止する。「対立者の会議は、元老院議員のライヴァルから構成されており、このライヴァルたちは利害において彼らと関連が大きく、自らの現在の状況を不愉快に感じているので、元老院議員にとって不利なあらゆる利点を利用するであろう」(524)。ヒュームによれば、逆にこの「対立者の会議」が、党派と化し内乱に至る党派対立を惹起することは、彼らが「元老院をコントロールする権力」をもたないがゆえに不可能である(525)。この会議は、元老院に法律案を提出することも可能である(元老院が拒否した場合は、州レベルに送付可能)(520)。これらの機能は、後の時代の政党政治論において、野党の機能とされたものの一部分であるが、ヒュームは、これを政治機構のレベルにおいて達成しようとしている。

「対立者の会議」を党派対立をめぐる問題のなかに位置付けているのは、ヒューム自身である。ヒュームのみるところ、政治における対立の契機は単に害悪ばかりをもたらすのではなく、自由な国制と不可分である。「非党派的な哲学者」との自負に満ちたヒュームは、モイルやボリングブルック、あるいはパークとは異なり、自由を擁護する側が対立を生み出しているから対立が正当化されるのではなく、対立そのものが有意義だと考えた。なすべきは対立を制度的工夫によって飼い慣らすことである。

「英国の政府を中心的に支えているのは、利害の対立である。しかし、利害の対立は、基本的には役に立つものではあるが、終わりのなき党派対立をも生み出してしまう。ここで示したプランにおいては、利害の対立はいかなる害悪も生み出すことなく、良い側面を全ての発揮する。対立者[の会議]は元老院をコントロールする権力をもたない。彼らはただ、告発し、民衆に訴えかける権力をもっているだけである」(525)。

彼は問題が、対立をどのように制度化していくかという点にあることを的確に捉えている。

ここにわれわれが見いだすのは、党派対立、しかも、社会階層の対立とは論理的に切断された形態の党派対立を制度のなかに組み込んだ政治機構論が、政治学において誕生した瞬間である。古典古代世界における混合政体論、近代ゴチック世界の混合君主政論、あるいはモンテスキューの「君主政」論においても、たしかに政治主体の多元性が想定されていたが、そのいづ保つことである。原始契約と受動的服従に関する、直前の二つの論文は、両政党のあいだの哲学的ならびに実践的な論争に関して、このような目的を果たすために執筆されており、こうした論点に関して、どちらもそれぞれが誇ろうとするほどには理性によっては十分に支持されないことを示そうとするものであった。われわれは、同じ穏和さを、両政党間の歴史的論争に関してこれから用いよう」(Essays: Coalition, 494)。ヒュームの政治論におけるこうした「哲学」の機能については、すでに佐々木(毅)(1987)が指摘している。

れもが実体的な社会階層を前提にしたうえで政治権限の分割を議論していたことが忘れられてはならない。ヒュームが、社会階層の区分を前提にしない政治制度論を学んだのは、ハリントンからであった。「平等な共和国」を掲げるハリントンは、オシアナにおける貴族政的要素、民主政的要素、あるいは君主政的要素を、同じ母体から選出された人間によって構成されるものとした。しかし、ハリントンが混合政体という多元的制度によって達成しようとしたのは、党派対立なき政治社会であった。「完全な共和国」において初めて、脱身分化した党派対立そのものが政治制度論に表現されたのである。

ヒュームが、「完全な共和国」論文において、ハリントンを論ずるに値する唯一の人物とみなしたのは、『オシアナ』が党派対立の問題に焦点をあてたためであり、さらに、こうした党派対立をめぐる問題に機構論からアプローチしたがゆえであった。ヒュームにとっては、古代の政治経験や古代の政治学から思索を発展させたハリントンは、ヒューム自らも同じように古代政治社会にみいだした政治学的問題の解決に向けて思索した先達者であった。ヒュームはハリントンを、道徳論・習俗論的な観点から、徳の政治学を論じた人物としては捉えていない。ハリントンへの批判は、彼が徳を掲げたからではない。ヒュームがオシアナ共和国案を批判したのは、党派対立をめぐる問題への解決策として、その二院制のあり方や農地法や輪番制が果たして妥当なのかという点であり、その背後には、党派対立そのものの発生を制度的に排除することがはたして可能なか望ましいのかという点についての認識の違いが存在した。ヒュームは、古代社会の観察から学んだ政治学的問題の解消を、ハリントンに学びつつ行ったのであり、「完全な共和国」論は、古代政治社会の欠陥と、ハリントン・モデルとの欠陥を矯正した政治制度のモデルである。

共和政と征服

「完全な共和国」案は、ヒュームが古代政治社会にみいだした政治制度に関わる諸問題、すなわち民衆政の無秩序、混合政体の制度のありかた、そして党派対立に関する問題に解答を与えたという意味では、古代批判論の延長線上にある。しかし、ヒュームはこの政治社会モデルをあくまで一般的な理想政治制度論として論じており、近代ヨーロッパ社会のみに適用が限定されるといった議論をすることはしない。つまり、「完全な共和国」論文は、近代世界に向けた政治社会論とではなく、政治学的な一般問題を論じた議論である。古代政治社会を素材にして、そこから批判的に学び取ったことを思索の糧にしたことは、「完全な共和国」が専ら近代社会のみに適用されるものであることを何ら論証するものではない。「理論的に大きな反論を見いだし得ない」とするヒュームにとって、この政治制度論は時間軸とは論理的に切断されており、このモデルのなかには古代政治社会への適用を妨げるものは何も含まれていない。

古代か近代か、徳か富か、軍事か商業かという二元的な解釈枠組みを設定したうえで、「完全な共和国」をあくまで後者と結びつけて理解しようとする解釈は、マディソンを通じてアメリカの政治制度に影響をあたえたサイズ論に専ら依拠し、ヒュームが大きな共和政モデルを提示したことを主要なテキスト上の論拠とするが、こうした解釈は、連邦共和政モデルが近代の産物ではない点を忘却している。モンテスキューが最善の連邦共和政とみなしたのは、近代のオランダではないことを思い出さねばならない¹⁴⁶。たしかに「完全な共和国」に近代の商業共和政を見いだそうとする解釈者も、ヒュームがこの共和国案で民兵制度を採用したことには触れざるをえなかった。「聖職者を政治官職に依存させることもせず、また民兵も存在しないと

¹⁴⁵ 加えて、弾劾され失職した元老院議員もこの会議に加わる(520)。公職一般に関する罷免権は、州が集合的に行使可能であり、20州の州政務官もしくは州議会の決議により一年間の公職からの追放、30州の決議により三年間の追放が可能である(517)。元老院議員に関する罷免権は、「党派的なメン

すれば、いかなる自由な政府も安全性や安定性をもつとは考えられない」(525)¹⁴⁷。近代の商業共和政を見いだそうとする解釈は、この民兵論については共和主義思想の残滓であるとして処理しようとするが、彼らが解釈をあたえるべき点はむしろ、「完全な共和国」論がまったく商業について論じてないことである。

「完全な共和国」論文には、政治と商業との関連という問題設定がまったく欠けている¹⁴⁸。「完全な共和国」には、共和国レヴェルの国务委員会として「交易委員会」が存在するが、すでに触れたように、これはオシアナからのそのままの継承であり、そもそもハリントンは反商業的であるという想定自体が疑わしい。ヒュームは、たしかに都市在住の「ハウスホルダー」についても有権者として明示するが、ハリントンと同じように、土地所有者を中心にして政治権力の構成(選挙過程)を描いている¹⁴⁹。「完全な共和国」論は、政治と経済というテキストにない問題設定を持ち込んで解釈されるのではなく、あくまで党派対立という問題に対処した政治制度論という文脈のなかで解釈されるべきものである。

さて、「完全な共和政」論を、ヒュームの古代政治社会への批判点と対照させたとき、この共和国モデルは、以上にみたように、古代政治社会における国内的な政治対立をめぐる問題への対応であると位置付けることが可能であったが、ほかの批判点についてはどうであろうか。商業をめぐる問題点に関して、ヒュームは、政治機構論としての「完全な共和国」論文においてはあえて議論する必要を認めなかった。他方で、国家間の対立をめぐる古代社会の問題点に関して、ヒュームは、「完全な共和国」論において解答を与えることが不可能であると判断している。彼は、共和政ローマの崩壊原因の一因を征服に見いだしていたが、ヒュームは、共和政と征服活動との連関を切断し得ないとの諦念を示している。征服と戦争という、古代世界に彼が見いだした欠陥は、「完全な共和国」案が、単に一つの政治社会の構成を政治機構論的に論じたものであるがゆえに解決不能ではなかった。ヒュームは征服活動を、共和政に内在的する欠陥とみなしている。

ハリントンは、オシアナにおいて政治社会内部における政治対立を除去しえたところであったがゆえに、この共和国の永続性・不死性を主張したが(Harrington [1656], 71, 218)、ヒュームは、共和国の永続性を脅かすものは、単に政治社会内部の政治対立ではないと理解した。党派対立をめぐる問題について、ヒュームはハリントンよりも巧みに制度の構築をしたと自負するであろうが、それにもかかわらず、ヒュームは、ハリントンの「平等な共和国」の究極的な目

¹⁴⁶ Montesquieu [1748], 9.3. ハリントンは、共和政を'single'と'by leagues'とに分類するとともに、共和政が都市国家にしか適さないとの考えを'popular error'と批判している(Harrington [1656], 32, 163)。

¹⁴⁷ ヒュームは、スイスをモデルとする。「スイスのものを模倣して民兵が設立され」、毎夏六週間、輪番によって選出された20000人が有給で野営をおこなう(525)。ハリントンの長大な軍事制度論と比したとき、確かに、軍事組織に関してヒュームが語る場所は少ない。ハリントンは、18-30才までの民衆に関しては、元老院や民会を選出する選挙過程ではなく、軍隊を構成するための、同様に多段階の選挙過程に組み込むことを想定している(Harrington [1656], 189-213)。そのわずかな分量の軍事制度論においてヒュームが論じることの一つは、軍事力を政治権力が統制することの必要性、いわゆる文民統制の必要性である(Essays: Perfect CW, 520-21)。ここには、前1世紀ローマや17世紀イングランドについてのヒュームの歴史認識が反映している。内乱期・共和政期イングランドにおいて、軍事力が独走し、政治的服従が軍事的服従によって破壊される「軍事的篡奪」を描いた『イングランド史』の叙述をみよ(HE, chs. 57-61, esp. 5.445-49, 6.5, 29, 38, 51-54, 74)。

¹⁴⁸ もちろん、商業の時代に生き、その価値を十全に評価するヒュームは、自らの政治制度論を経済発展を抑圧する制度として描くことはありえず、たしかに「完全な共和国」は自由と所有の安定性を保障するという点において商業活動に適合的な政治社会モデルであることは間違いないが、ヒュームはこ

的と考えた政治社会の永続性に関して、否定的である¹⁵⁰。ヒュームにとって、「幾世代の間繁栄する」とすれば政治制度のプランとしては充分であり、「このような政府が不死であるかを探求すること自体、無駄である」。共和国の崩壊をもたらすであろう原因は少なくない。「世界自体がおそらくは不死ではない」ことに加えて、自然災害、他国の侵略、宗教戦争にみられたような「熱狂」による政治社会の破壊、あるいは、「利害の相違が除去し得たにせよ、個人的な好悪から、些末で説明不能な党派対立が生じ」、「完全な共和国」が破壊される可能性は残る(Essays: Perfect CW, 528-29)。ここには、進歩史観でも衰退史観でもないヒュームの開かれた歴史認識が典型的に現れているが¹⁵¹、この共和国が永続性を保てない理由としてヒュームがもっとも強調するのは、「拡大的な征服」がもたらす問題である。

「拡大的な征服が追求されれば、それは全ての自由な政府を破壊する」。ヒュームは、ハリントンがマキアヴェッリの共和政区分論に基づいて「拡大する共和国」としてオシアナを描いたことを(Harrington [1656], 7, 217)、ハリントン個人の認識にとどめず、共和政の内在的な本性にもとづいたものとして捉えている。「そのような国家は征服を禁止する基本法を作るべきだが、しかし、共和政国家は個々人と同じように野心をもっており、人間は現在の利益によって自らの子孫のことは忘れてしまう」(Essays: Perfect CW, 529)。モンテスキュー的に言えば、ヒュームにとって、共和政とは「野心」をその政体の原理とする政治体制であった。

ここにはマキアヴェッリが登場している。マキアヴェッリは、スパルタとヴェネツィアを安定・維持のための共和国、ローマを対外拡大のための共和国として区分する。ヒュームが触れている、法による対外征服の禁止は、マキアヴェッリが、スパルタ・ヴェネツィア型の「長く持続する共和政una republica che durasse lungo tempo」のあり方を論じるなかで、防衛力を整備することと、拡大する「野心」をもたない国家と隣国に思わせることと並んで、触れていた点である。たしかに、「持続する共和政」と「拡大する共和政」とを区分したマキアヴェッリは、共和政と征服活動との不可分性を主張したわけではない。しかし、マキアヴェッリは、スパルタ・ヴェネツィア型の持続型の共和政ですら盛衰を免れ得ないと捉えるがゆえに、「栄光」を得るためにローマ型の拡大モデルを選択すべきことを推奨していた(Machiavelli [1517], 1.6)。君主政よりも、各人が名誉 gloria を競争的に追求する共和政のほうが征服に適合的であるとのマキアヴェッリの判断は(1.6, 1.20, 1.29, 3.9)¹⁵²、イングランドの共和政論者に大きな影響を与えており、ハリントンやシドニーは「拡大する共和政」として共和政を語っていた。共和政と征服との関連をめぐるヒュームの理解は、こうした共和政論の伝統を踏まえたうえのものであった¹⁵³。

うした点についてもこの論文で明示的に触れることはない。

¹⁴⁹ 「極めて明らかにマニュファクチャー、商人、金融業者の商業社会、そして、自らの職業に従事する労働者、ポーター、事務員の商業社会」(Moore (1977), 834)との解釈は、論拠を欠く。

¹⁵⁰ 但し、Fukuda (1997), Appendix B によれば、ハリントンが追求した目的のうち、政治制度の安定性stabilityと不死性immortalityとは区別される。二院制と輪番制とは対照的に、農地法の提案と政治制度の不死性の追求とは、ハリントンの著作全体においてはあくまで例外的な主張であり、その意味で『オシアナ』はハリントンの著作のなかでも特異なものであった。ヒュームが『オシアナ』以外のハリントンの著作を読んでいた痕跡はない。

¹⁵¹ Mossner (1949).

¹⁵² 佐々木(毅) (1970), 188-96.

¹⁵³ ヒュームは、イングランド共和政が、対外的軍事力に優れていたことを『イングランド史』で描写している。「共和主義者the republicansたちは、彼らの気質的傾向からも、彼らの制度の本性からも、立法という遅々とした熟慮を求められる作業よりも、力と勇敢さの行動のほうに向いていた。直前の戦争や流血や、当時の党派対立にもかかわらず、この共和政国家におけるほど、イングランドの力が隣

ハリントンが行ったのは、共和国の持続性の問題をマキアヴェッリの共和政区分論とセットで論じることを拒否し、持続性の問題を、「これまで見られなかった」区分論(Harrington [1656], 33)、つまり、平等な共和国か不平等な共和国かという自らの区分論と関連づけることであった。「平等な共和国」、つまり、「正しく制度化された共和国a commonwealth that is rightly insitituted」であれば、「拡大のための共和国」であろうとも不死であり得るといのが、ハリントンの下した結論である(217-220)。共和国の持続性の問題を、征服と関連づけて理解するという意味において、ヒュームはハリントンを飛び越え、マキアヴェッリの視点に回帰している。農地法と輪番制の平等性を採用しないヒュームは、ハリントンがその制度を基礎にして論じた共和国の永続性の主張についても採用しない。ハリントンは、農地法に実効性を持たせるためにも対外的拡大を推奨したが、農地法を却下するヒュームは、この見解を採用する必要はなかった。

政治社会のなかに党派対立の作用する余地を見いだそうとするヒュームに対して、国内の党派対立と対外的な征服との関連を強調するマキアヴェッリのローマ解釈が何らかの影響を及ぼしていたと想定することは困難なことではない¹⁵⁴。ヴェネツィア・モデルとオランダ・モデルとを前提にしたヒュームの共和政の政治制度論は、党派対立と対外征服の点において、評価はともかく、事実認識において、マキアヴェッリの描いたローマ・モデルに接近する。ヒュームの見るところ、共和政は「野心」を本性とするがゆえに、ことごとく対外拡張への強い傾向を持つ政治制度であった。すなわち、ヒュームは、ハリントンの共和政区分論のみならず、実は、マキアヴェッリの維持か拡大かとの区分論も棚上げにして、共和政と征服活動を相互に不可分のものと位置付けた。ヒュームが「野心」を共和政国家の属性として理解する限りにおいて、彼が共和政ローマの崩壊原因のうちの一つとして捉えた問題は、解決し得ないアポリアとして残存しつづけたのである。

おわりに

フランス革命を批判したエドモンド・バークに、近代の保守主義を読みとろうとする読者は、もし彼が鋭敏な歴史感覚をもっていれば、バークが、ホラティウスやヴェルギリウス、あるいはキケロやタキトゥスを頻繁に引用することに、あるいは、古代の政治経験に頻繁に言及することに違和感を覚えるかもしれない。バークが、英国のキケロとも呼ばれるのは、インド総監ヘイスティングスを執拗に弾劾するなかで、アジアから奢侈が流入して腐敗がもたらされた共和政ローマの歴史に言及し、共和政ローマを護るとの大義のもとカティリナを弾劾したキケロに自らをなぞらえるからに他ならない¹⁵⁵。バークのこうした認識枠組みは、いわゆる保守主義イデオロギーの特質として解釈されるべきなのであろうか、あるいは単にバークの人文主義的教養や銜学の結果として解釈すればよいものなのであろうか。

あるいは、さらに1世紀前のトマス・ホッブズやジョン・ロックに、いわゆる近代の政治思想の誕生のみを読みとろうとする読者は、彼らがいずれも、古代世界の政治経験に言及することにとどまらず、アダムの家父長権から政治を論じたロバート・フィルマーと同じように、旧約聖書(今日的にいえば「ヘブライ語聖書」)を歴史書と位置付け、古代ユダヤ史を題材にして国にとって脅威的に映った時代は他にない」(HE, 6.41)。共和政の征服能力の高さの認識は、視点を征服される側に逆転させたとき、属州にとっての共和政支配の苛酷さの認識と結びつく。ヒュームは、「学問」論文で、ポリビオスやキケロの『ウェレス弾劾』に依拠して、「自由な政府は、その自由を享受するものにとっては通常最も幸福なものであったが、属州にはもっとも破壊的で圧制的である」という点を政治学における格率の一つとして提示する。「共和国の期間において、ローマ人は世界に対して如何に残虐な暴君であったことか」(Essays, Politics a Science, 19-21)。

政治を論じていることをどう解釈すべきであろうか。ジェイムズ・ハリントンにマルクスに通じるような社会認識の形成を見いだそうとする読者も、ハリントンが旧約聖書から政治経験を学ぼうとする点を見逃してよいのであろうか¹⁵⁶。

17世紀にあれほどまで盛んに政治学の素材として利用された旧約聖書が、次の世紀に歴史書としての地位を追われたことは、18世紀の諸テキストが雄弁に示している。例えば、ボリングブルックは、『歴史の研究と効用』で、政治学や歴史学の素材として旧約聖書を位置付けることを徹底的に批判している(Bolingbroke [1752], 1.83-116)。古代の人口を算定するヒュームも、検討すべき対象を「真実の歴史の範囲」に限定してギリシアとローマのみとして、ニネヴェ、バビロン、エジプトのテーバイを排除する(Essays: Populousness, 426)。さらに彼の『宗教の自然史』は、原始一神教からの墮落として語られる旧約聖書的な宗教史へのアンチテーゼであった¹⁵⁷。今日、われわれは啓蒙という文化運動として位置付けることによって、こうした歴史の変動を明確に認識することができている¹⁵⁸。

では、他方で、ギリシアやローマの文献読書を学問の前提としてとらえる意識は、いつ、どのようにして、政治学との結びつきを断ったのであろうか。おそらくその一つの解答は、いずれの当事者たちもがローマの再興と位置付けたにもかかわらず、これまでの歴史との断絶を画する新しい時代経験として理解されていくことになるアメリカ革命とフランス革命という18世紀末の二つの政治事件が、政治学の基本枠組みまでもを転換させたとする理解であろう。あるいは、歴史に学ぶものはないと断言し、純粹思弁的に、そして論証知の問題として政治や経済へのアプローチを意図したベンサムら功利主義思想に転換点を見いだすことも可能であろう。

古代世界を批判的に描いたヒュームにおいても、古代世界の政治経験や、それを伝える古代世界の著作物は依然として政治学の中心素材の一つであった。このことは、ヒュームの政治学の枠組みに影響を与えずにはおかない。古代世界の政治経験を中心素材にして構築されてきた伝統的な政治学の枠組みが、ヒュームにおいても依然として継承されているのは、ヒュームがこのような人文主義的な方法を政治学の方法として位置付けていたからに他ならない。富と徳という図式によって18世紀政治学を理解しようとする試みは、古代か近代かという二者択一を迫ることによって、商業活動を擁護したいいわゆる近代派が古代世界の政治経験にまなび、古代世界の著作を通じて政治学を論じていた事実を隠蔽してしまう。共和主義思想を「政治的人文主義」として捉えることができるにせよ、そうした狭義の意味において論じられる「政治的人文主義」もしくは「古典的人文主義」¹⁵⁹とは、18世紀世界において揺るぐことなくヒューム

¹⁵⁴ 「民衆の軍事的能力は、政治対立によって、かつての無気力さから目覚めた」(HE, 6.41)。

¹⁵⁵ 古典的研究としてCanter (1914)がある。岸本 (2000), 485-86。

¹⁵⁶ 17世紀における旧約聖書の重要性につき、特に、エスニック・アイデンティティ意識の観点から分析したものとしてKidd (1999)がある。同書chs. 2-3は、創世記10に見られる'mosaic history'に依拠して、エスニック・アイデンティティが意識されていたことを示す。18世紀においても、英国の国民意識におけるこうしたヘブライ準拠は、消滅したわけではなかった(Weinbrot (1993), chs. 11-12)。

¹⁵⁷ Kidd (1999), 49。

¹⁵⁸ Popkin (1965)は、この問題を懐疑主義の歴史として論じている。

¹⁵⁹ 初期近代の政治思想史研究において、人文主義概念は混乱している。Peltonen (1995)は、「政治的人文主義 civic humanism」という概念を避け、代わりに「古典的人文主義 classical humanism」という分析概念を「古典的共和政論の伝統」と互換的に用いている。ペルトネン氏のこの用語の選択は、17世紀の内乱期以前、後期チューダー期のイングランドにも、人文主義を媒介にした共和政論の蓄積があったことを示そうとする論述の目的に関連している。たしかに氏は、広義の人文主義と「古典的人文主義」との同一視を戒めているが、結果として、共和政論とは同一化しえない人文主義の側面へ

やアダム・スミスも共有していたような、古代世界の著作に何らかの価値を見いだす学問的前提了解としての人文主義的意識や方法とは、同じものではありえない。ヒュームを近代派として描き、彼に何らかの始まりを見いだそうとのみする解釈の問題点は、ヒュームが継承してきた政治上の方法、基本枠組み、認識についてあまりに無自覚であることであり、ヒュームの後の時代に学問が専門分化し、ある意味で単純化していくなかで失われていったものに対する感受性に欠ける点である。

ポリビオスやキケロを読まずに政治学を論じることができるようになる時点には、政治学史上の大きな断絶が存在する。あるいはその断絶を準備した一人であるかもしれないにせよ、ヒュームがその断絶点よりも過去の時点に位置していたことは、ヒュームの政治学を理解するうえで最初に踏まえておくべき点のひとつである¹⁶⁰。

の視点が失われてしまったように思われる。「政治的人文主義」とはもともと「古典的人文主義」との対照されて定義づけられてきた分析概念だからである。「政治的人文主義」をルネサンス期イタリアの危機に対応するために、キケロの称揚を伴いつつ登場した「新しいタイプの人文主義」として定式化し、「政治的人文主義」と「人文主義的古典主義」とを区分したのは、Baron (1966)であった。シュトラウス(1965), Tuck (1989), Skinner (1994) がホブズにみいだす人文主義とは後者の、「古典主義」との意味における人文主義である。

¹⁶⁰ ヒュームを、広義の意味における「人文主義者」と規定することが本稿の主要な結論なのではない。古代世界の著作が、初期近代に至るまでヨーロッパ思想に広範な影響を与えていたことを念頭に置くならば、それはヒュームの思想のみに固有なものではなく、「人文主義者」と規定することによってさほど生産的な議論が可能になるとは思われないからである。しかし、Tuck (1990) が示すように、ヨーロッパ思想史は、キリスト教思想と、世俗的なローマ思想（あるいはその再生運動としての人文主義思想）との緊張の歴史として理解することが可能であり、この視角は、ヒュームの道徳論・宗教論を理解する場合に特に重要である。

(別表)「古代諸国民の人口」論文 [1752]における古代著作への典拠

「古代諸国民の人口」論文においてヒュームが本文ならびに脚注において、明示的に典拠としている著作の一覧である。ここに示したのは、ヒュームが引用した古代人の著作に限定される(東ローマ帝国期の著作物を含む)。

・著書、作品名の表記は、原則としてヒュームによる表記法を採用したが、同一著者、同一作品に關しては表記を統一させた。ヒュームが著者名もしくは作品名を示さない場合は、これを英語名において補った。この際、多くはMiller版の編註の情報に依拠したが、補足した部分がある。

・引用箇所とは、ヒュームによって示された当該テキストの箇所である。ほとんどは、巻・編・章番号として示されている。[]内は、Millerが編註でしめしている今日の版(ほとんどはLoeb版)における該当箇所である。

・論文頁ならびに註番号は、「古代諸国民の人口」論文において当該文献が言及されているMiller版の頁ならびに註をしめす。

著者	作品	引用箇所	論文頁	註番号
	Digest.	2.1.14	392	33
	Digest.	2.1.6.2	392	33
	Digest.	2.1.7	392	33
	Digest.	5.3.27	392	33
	Ex monument. Ancyr.	15	441	205
	Inst.	2.6	406	76
Aelii Lamprid,	Augustan History, vita Heliograb.	26	421	122
Aelius Spartian [sic.]	Historia Augusta, vita Severi		440	204
Aeschines	contra Ctesiph	104	417	113
Aeschines	contra Timarch	42	429	159
Ammianus Marcellinus	History of Rome from Nerva to Valens	22.16	443	215
Appian	Roman History, Celtica	1 [1.2]	454	251
Appian	Roman History, Celtica	2	424	135
Appian	Roman History, de bell. civil.	1 [1.7]	396	50
Appian	Roman History, de bell. civil.	2 [2.100]	408	81
Appian	Roman History, de bell. civil.	4 [4.080]	406	74
Appian	Roman History, de bell. civil.	4 [4.120]	402	66
Aristides	ειθ Ρωμην [To Rome]		437	200
Aristides	ειθ Ρωμην [To Rome]		459	270
Aristophanes	Equites	1.17	391	29
Aristotle	de generat. anim.	2 [2.8(748a27)]	450	232
Aristotle	Ethics [Ethica Nicomachea]	9.10	447	224
Aristotle	Politics	7.10f.	391	28
Arrian	Anabasis of Alexander	2 [2.24]	416	106
Athenaeus	Deipnosophistai	1.25 [1.33d]	460	270
Athenaeus	Deipnosophistai	6 [6.272]	429	155
Athenaeus	Deipnosophistai	6.20 [6.272]	427	146
Athenaeus	Deipnosophistai	6.272	431	173
Caesar	de Bello Gallico	01	455	259
Caesar	de Bello Gallico	01	455	258
Caesar	de Bello Gallico	02 [2.4]	454	257
Caesar	de Bello Gallico	06	454	254
Caesar	de Bello Gallico	06	454	255
Caesar	de Bello Gallico	06 [6.23]	453	246
Caesar	de Bello Gallico	08 [8.4]	402	67
Caesar	de Bello Gallico	16 [6.13-14]	453	250
Cato	de re rustica	10; 11	394	41
Cato	de re rustica	56	394	40
Cicero	contra Verrem	3 [2.3.71]	418	116
Cicero	contra Verrem	4.52	427	145
Cicero	de harusp. resp.	9 [9.19]	456	266
Cicero	epist. ad Attic.	4.15	418	114
Cicero	Philippic	1 [1.1]	407	79
Cicero	pro Coelio.	28	385	15
Cicero	Tusc. Qucest.	3.48 [3.20(48)]	441	206
Columella	On Agriculture	01.prooem; 2; 7	388	19

Columella	On Agriculture	01.01	451	241
Columella	On Agriculture	01.01 [1.1.5]	451	240
Columella	On Agriculture	01.06	385	10
Columella	On Agriculture	01.08 [1.19]	396	49
Columella	On Agriculture	01.18 [1.8.5]	395	44
Columella	On Agriculture	03.08	378	1
Columella	On Agriculture	11.01	385	11
Columella	On Agriculture	praef.	457	267
Corn. Nepos	Lives, vita Attici.	13	390	24
Demosthenes	contra Aphobum ex edit. Aldi	1 [1.9-11]	391	30
Demosthenes	contra Aphobum ex edit. Aldi	1.9	429	161
Demosthenes	contra Aphobum ex edit. Aldi	1.9	429	162
Demosthenes	contra Aphobum ex edit. Aldi	1.9	430	168
Demosthenes	contra Aphobum ex edit. Aldi	19 [1.9]	417	111
Demosthenes	contra Aphobum ex edit. Aldi	19 [1.9]	417	112
Demosthenes	contra Aphobum ex edit. Aldi	19 [1.9]	417	113
Demosthenes	contra Aphobum ex edit. Aldi	25 [1.58]	417	110
Demosthenes	contra Aristag.	1.50-51	427	147
Demosthenes	contra Lept.	31-33	432	176
Demosthenes	contra Midiam ex. edit. Aldi	p.221	390	26
Demosthenes	contra Oniterem orat.	1	385	14
Demosthenes	de classibus	19	430	165
Demosthenes	de falsa leg.	158	402	62
Demosthenes	Philip	3	429	157
Diodorus Siculus	Library of History	01 [1.31]	423	129
Diodorus Siculus	Library of History	01 [1.31]	423	130
Diodorus Siculus	Library of History	01.31.6	459	270
Diodorus Siculus	Library of History	02 [2.5]	424	134
Diodorus Siculus	Library of History	02 [2.5]	425	139
Diodorus Siculus	Library of History	02 [2.5.4]	464	279
Diodorus Siculus	Library of History	04 [5.25]	449	230
Diodorus Siculus	Library of History	05 [5.25]	454	252
Diodorus Siculus	Library of History	12-15; 19-20	409-10	91
Diodorus Siculus	Library of History	12 [12.40]	428	150
Diodorus Siculus	Library of History	12 [12.59]	403	68
Diodorus Siculus	Library of History	12 [12.9]	418	119
Diodorus Siculus	Library of History	12 [12.9]	422	124
Diodorus Siculus	Library of History	13 [13.48]	409	90
Diodorus Siculus	Library of History	13 [13.81]	418	118
Diodorus Siculus	Library of History	13 [13.84]	423	126
Diodorus Siculus	Library of History	14 [14.38]	413	98
Diodorus Siculus	Library of History	14 [14.5]	409	88
Diodorus Siculus	Library of History	15; 17	433	179
Diodorus Siculus	Library of History	15 [15.58]	409	89
Diodorus Siculus	Library of History	16 [16.82]	403	69
Diodorus Siculus	Library of History	17 [17.14]	433	179
Diodorus Siculus	Library of History	17 [17.46]	417	106
Diodorus Siculus	Library of History	17 [17.52]	443	214
Diodorus Siculus	Library of History	17 [17.52]	444	216
Diodorus Siculus	Library of History	17.52	443	215
Diodorus Siculus	Library of History	18; 19	409	86
Diodorus Siculus	Library of History	18 [18.18]	415	102
Diodorus Siculus	Library of History	18 [18.18]	416	103
Diodorus Siculus	Library of History	18 [18.24]	435	189
Diodorus Siculus	Library of History	18 [18.74]	416	104
Diodorus Siculus	Library of History	18 [18.8]	410	92
Diodorus Siculus	Library of History	20 [20.84]	406	77
Diodorus Siculus	Library of History	20 [20.84]	432	177
Diogenes Laertius	Lives, vita Empedoclis	8.2	423	127
Dionysius of Halicarnassaeus	Roman Antiquities	01 [1.89]	413	99
Dionysius of Halicarnassaeus	Roman Antiquities	04 [4.13]	437	197
Dionysius of Halicarnassaeus	Roman Antiquities	04.13	428	154
Dionysius of Halicarnassaeus	Roman Antiquities	10 [10.32]	437	198
Donatus, Aelius	on Terence's Phormio	1.1.9	394	40
Florus	Epitome of Roman History	3.19 [2.7]	397	53
Florus	Epitome of Roman History	4.8 [2.18]	397	54
Herodian	History of the Empire	2.15 [2.4.6]	445	221
Herodian	History of the Empire	3.47 [3.14.6]	453	249
Herodian	History of the Empire	4.1	444	218
Herodian	History of the Empire	4.5 [4.3.7]	443	213

Herodotus	History	5 [5.97]	417	107
Herodotus	History	5 [5.97]	427	148
Herodotus	History	5 [8.132]	417	108
Herodotus	History	7 [7.126]	436	194
Hesiod	Opera et Dies	2.1.24; 2.1.220	393	36
Hirtius [sic.]	De Bello Hisp.	8	456	262
Horace	Odes	2.15	388	19
Horace	Odes	2.15	445	219
Horace	Satyr	1.8 [1.8.12]	445	219
Horace	Satyr	2.6.66	389	22
Hortensius, Nicolaus	de re frumentaria Roman		442	208
Isocrates	Areop.	67	409	88
Isocrates	Panathenaicus	126	412	97
Isocrates	Panegy.		390	27
Isocrates	Panegy.	64	432	178
Isocrates	To Philip	96	411	93
Josephus, Flavius	de bello Judaic	2.16 [2.385]	444	215
Josephus, Flavius	de bello Judaic	2.16 [2.385]	460	270
Julian	Caesaribus	321a	425	136
Juvenal	Satyr.	03.1.269-70	437	199
Juvenal	Satyr.	06 [6.522-27]	449	229
Juvenal	Satyr.	11.151	396	48
Livy	History of Rome	1.43	416	105
Livy	History of Rome	31; 33; 34	409	87
Livy	History of Rome	31.17; 31.18	406	74
Livy	History of Rome	34.17	456	260
Livy	History of Rome	34.51	436	192
Livy	History of Rome	41.7; 41.13; passim	402	65
Livy	History of Rome	43.6	432	176
Livy	History of Rome	45.34	436	195
Lucan	The Civil War	1 [1.167-70]	397	52
Lucan	The Civil War	7 [7.402]	397	52
Lucian			400	60
Lucian	De mercede conductis		462	277
Lucian	navigium sive vota	4-6	432	176
Lysias	orat.	11 [12]; 12 [13]; 15 [16]	407-08	80
Lysias	orat.	11 [12.19]	429	160
Lysias	orat.	20 [21.1-5]; 24; 25 [26]; 30 [31]	412	96
Lysias	orat.	24 [25.19]; 29 [30.13-14]	408	83
Lysias	orat.	24 [25.27]	407	78
Lysias	orat.	29 [25]	411	95
Lysias	orat.	3 [32.25]	417	109
Lysias	orat.	34	427	143
Lysias	orat.	34 [34.7-8]	434	184
Lysias	orat. funebris	27-28	424	131
Marcus Junianus Justinus	epitome of Pompeius' Historiae Philippicae	09.5	436	196
Marcus Junianus Justinus	epitome of Pompeius' Historiae Philippicae	44	456	265
Martial	Epigram	1.42 [1.41]	389	22
Martial	Epigram	9.23 [9.22]	397	52
Maximus, Valerius	Facta et Dicta memorabilia	4.4; 36.15; 18.2	438	201
Olympiodorus			440	204
Ovid		passim.	452	244
Ovid	Amores	1.6	385	12
Ovid	de Ponto	4.7; 4.9; 4.10	450	234
Ovid	Trist.	3.9 [3.10]	450	234
Paterculus, Velleius	Roman History	2.47	425	137
Paterculus, Velleius	Roman History	2.90	456	263
Pausanias	Description of Greece, Achaicis	15.7	435	191
Petronius	Satyricon	19	450	231
Petronius	Satyricon	24	389	22
Plato	Apolog. Socr.	29d	427	142
Plato	Critone	53d	436	192
Plato	de republica	10	463	278
Plautus	Sticho	3.1	429	158
Pliny the Elder	Natural History	02.5 [3.5.39]; 14 prooem [14.1.2]	458	270
Pliny the Elder	Natural History	03. 5 [3.5.66-67]	439	204

Pliny the Elder	Natural History	05.10 [5.11]	443	215
Pliny the Elder	Natural History	06.28 [6.30(122)]	447	225
Pliny the Elder	Natural History	07.25	425	138
Pliny the Elder	Natural History	18.13 [18.4]	388	19
Pliny the Elder	Natural History	18.3 [18.4]	397	52
Pliny the Elder	Natural History	18.3 [18.4];18.6 [18.7]	403-4	71
Pliny the Elder	Natural History	33.1 [33.6.26]	395	46
Pliny the Elder	Natural History	36.15 [36.24]	445	220
Pliny the Younger	Epist.	2.16 [2.17]; 5.6	438	201
Plutarch	Lives, vita Arati.	6	406	75
Plutarch	Lives, vita Caes.	15	425	136
Plutarch	Lives, vita Catonis	04	384	9
Plutarch	Lives, vita Catonis	21	391	32
Plutarch	Lives, vita Dionis.	23-29	426	140
Plutarch	Lives, vita Lycurg.	8	431	170
Plutarch	Lives, vita Marii	6	456	261
Plutarch	Lives, vita Niciae.	17	427	144
Plutarch	Lives, vita Solon	18	415	101
Plutarch	Lives, vita Tib. & C. Gracchi.	8.3	396	51
Plutarch	Lives, vita Timol.	23	403	70
Plutarch	Moralia, de amore prolis.	5	399	59
Plutarch	Moralia, de fraterno amore	18	398	57
Plutarch	Moralia, de his qui sero a Numine Puniuntur		463	278
Plutarch	Moralia, de his qui sero a Numine Puniuntur	32	461	276
Plutarch	Moralia, de Orac. Defectus	8	460	272
Plutarch	Moralia, de virt. & fort. Alex		409	85
Polybius	de legationibus [collection of Histories]	29.24.8	435	190
Polybius	Histories	02 [2.24]	424	132
Polybius	Histories	02 [2.56]	433	182
Polybius	Histories	02.12	452	245
Polybius	Histories	02.62	430	166
Polybius	Histories	02.62	461	273
Polybius	Histories	04.21	450	236
Polybius	Histories	04.45	452	243
Polybius	Histories	06.37 [6.39]	402	64
Polybius	Histories	09.20 [9.26a]	433	183
Polybius	Histories	09.20 [9.26a]	435	188
Polybius	Histories	12.2 [12.4.5-14]	446	223
Polybius	Histories	16 [16.34]	406	74
Publius Victor			440	204
Quintus Curtius	History of Alexander	04.8	443	215
Sallust	de bell. Catil.	51	408	82
Sallust	hist. frag.	3 [3.48.19]	442	207
Seneca	Moral Essays, de ira	1.15	399	57
Seneca	Moral Essays, de Provid.	1 [1.6]	389	22
Seneca	Moral Essays, de tranq. anim.	5	409	88
Seneca	epist.	007	386	16
Seneca	epist.	080 [80.7-8]	394	40
Seneca	epist.	114	438	201
Seneca	epist.	122	386	16
Seneca the Elder	ex controversia	5.5	396	52
Sextus, Empiricus	Outlines of Pyrrhonism	3.24	399	58
Sextus Aurelius Victor			440	204
Strabo	Geography	03	456	264
Strabo	Geography	03 [3.1.2]	451	238
Strabo	Geography	04 [4.1.2]	450	233
Strabo	Geography	04 [4.1.2]	454	256
Strabo	Geography	04 [4.1.5]	458	270
Strabo	Geography	04.200	641	1
Strabo	Geography	05; 16	437	200
Strabo	Geography	06 [6.1.13]	422	125
Strabo	Geography	06 [6.2.4]	427	145
Strabo	Geography	06 [6.2.7]	426	141
Strabo	Geography	07	452	244
Strabo	Geography	07	453	248
Strabo	Geography	07 [7.2.1]	454	250
Strabo	Geography	07 [7.3.12]	390	25
Strabo	Geography	08; 09	461	275
Strabo	Geography	08 [8.5.4]	394	38
Strabo	Geography	14.5.2	388	18

Strabo	Geography	17 [17.1.08]	443	215
Strabo	Geography	17 [17.1.12]	460	270
Strabo	Geography	17 [17.3.15]	447	226
Suetonius	de claris rhetor	3	385	13
Suetonius	Lives of the Caesars, vita August.	40	442	209
Suetonius	Lives of the Caesars, vita August.	42	388	19
Suetonius	Lives of the Caesars, vita August.	42	443	212
Suetonius	Lives of the Caesars, vita August.	42	457	267
Suetonius	Lives of the Caesars, vita Claudii	25	384	8
Suetonius	Lives of the Caesars, vita Jul.	41	442	210
Suetonius	Lives of the Caesars, vita Neronis.	30 [6.31]	444	219
Suetonius	Lives of the Caesars, vita Neronis.	39	443	211
Suetonius	Lives of the Caesars, vita Octav August.	72	438	203
Suidas	August.		460	270
Tacitus	Annal	01.2	461	274
Tacitus	Annal	03.54	388	19
Tacitus	Annal	03.55	404	71
Tacitus	Annal	11.3	438	203
Tacitus	Annal	14.43	393	34
Tacitus	Annal	14.44	395	46
Tacitus	Annal	26.7 [4.27]	388	20
Tacitus	De Moribus Germ.		453	247
Tacitus	De Moribus Germ.	19	398	56
Tacitus	Hist.	2.44	405	73
Tertullian	De anima.	30 [30.3-4]	458-9	270
Theocritus	Idyll.	17 [17.80]	423	128
Thucydides	History of the Peloponnesian War	2 [2.13]	428	150
Thucydides	History of the Peloponnesian War	2 [2.13]	428	152
Thucydides	History of the Peloponnesian War	2 [2.14-16]	431	174
Thucydides	History of the Peloponnesian War	2 [2.17]	432	175
Thucydides	History of the Peloponnesian War	3 [3.17]	402	63
Thucydides	History of the Peloponnesian War	3 [3.83]	409	84
Thucydides	History of the Peloponnesian War	3 [3.92]	403	68
Thucydides	History of the Peloponnesian War	4 [4.80]	431	172
Thucydides	History of the Peloponnesian War	6 [4.3]	436	193
Thucydides	History of the Peloponnesian War	6 [6.33]	427	144
Thucydides	History of the Peloponnesian War	7 [7.27]	430	163
Thucydides	History of the Peloponnesian War	7 [7.28]	418	117
Thucydides	History of the Peloponnesian War	8 [8.40]	431	169
Thucydides	History of the Peloponnesian War	8 [8.72]	428	149
Varro	de re rustica.	1.17	395	43
Varro	de re rustica.	1.17	395	45
Varro	de re rustica.	1.18	395	42
Varro	de re rustica.	1.2 [1.2.4]	451	237
Varro	de re rustica.	2 praef.	457	267
Varro	de re rustica.	2.10 [2.6]	396	47
Varro	de re rustica.	3.1	388	19
Virgil	Georg.	3 [3.408]	456	266
Vitruvius	On Architecture	2.8.17	437	200
Vitruvius	On Architecture	5.11	438	203
Vopiscus [sic.]	Scriptores Historiae Augustae, vita Aurelian		434	185
Vopiscus [sic.]	Scriptores Historiae Augustae, vita Aurelian	48	446	222
Vopiscus [sic.]	Scriptores Historiae Augustae, vita Aurelian	49	445	219
Vopiscus [sic.]			440	204
Xenophone	Banquet, ex edit Leunclav.	885 [4.29-32]	411	94
Xenophone	De exp. Cyr.	7	452	243
Xenophone	De exp. Cyr.	7 [7.6]	401	61
Xenophone	De ratione redituum	2.6	428	153
Xenophone	De ratione redituum	4.13-32	430	164
Xenophone	De ratione redituum	4.14	394	39
Xenophone	De ratione redituum	4.14	430	167
Xenophone	De rep. Athen	10-12	429	156
Xenophone	De rep. Laced.	1.1	435	187
Xenophone	Hist. Graec.	7 [7.2.1]	433	180
Xenophone	Hist. Graec.	7	433	181
Xenophone	Mem.	2 [3.6.14]	428	151
Xenophone	Oeconomics	09.5	394	37
Xenophone	Oeconomics	15.10-11	420	120

(別表おわり)

引用文献

一次史料

Hume, David

Essays: *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. Miller, Eugene F., Indianapolis, 1987 (1777 edn.). 引用はtitleとpageを示す。

PART I

Liberty of Press	2. Of the Liberty of the Press [1741-]
Politics a Science	3. That Politics may be reduced to a Science [1741-]
First Principles	4. Of the First Principles of Government [1741-]
Parliament	6. Of the Independency of Parliament [1741-]
Monarchy or Republic	7. Whether the British Government inclines more to Absolute Monarchy, or to a Republic [1741-]
Parties	8. Of Parties in General [1741-]
Parties GB	9. Of the Parties of Great Britain [1741-]
Civil Liberty	12. Of Civil Liberty [1741-]
Rise and Progress	14. Of the Rise and Progress of the Arts and Sciences [1742-]
National Characters	21. Of National Characters [1748-]
Standard of Taste	23. Of the Standard of Taste [1757-]

PART II

Commerce	1. Of Commerce [1752-]
Refinement	2. Of Refinement in the Arts [1752-]
Interest	4. Of Interest [1752-]
Balance of Power	7. Of the Balance of Power [1752-]
Customs	10. Of some Remarkable Customs [1752-]
Populousness	11. Of the Populousness of Ancient Nations [1752-]
Original Contract	12. Of the Original Contract [1748-]
Coalition	14. Of the Coalition of Parties [1760-]
Succession	15. Of the Protestant Succession [1752-]
Perfect CW	16. Idea of a Perfect Commonwealth [1752-]

ESSAYS WITHDRAWN

Moral Prejudices	2. Of Moral Prejudices [1742]
History	6. Of the Study of History [1741-60]

HE: *The History of England, From the Invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688* [1754-62], ed. Todd, William B., 6 vols., Indianapolis, 1983 (1778 edn.). vol.とpageを示す。

Human Nature: *A Treatise of Human Nature* [1739-40], eds. Selby-Bigge, L. A., and Nidditch, P. H., Oxford, 1978 (1777 edn.). Bk., Part, Sect. (page)を示す。

Letters: Greig, John Y. T. ed., *The Letters of David Hume*, 2 vols., Oxford, 1932. vol.とpageを示す。

Memoranda: Mossner, Ernest C., 'Hume's Early Memoranda, 1729-40: The Complete Text', *Journal of the History of Ideas*, 9, 1948. pageを示す。

Morals: *An Enquiries Concerning the Principles of Morals* [1751], in *Enquiries Concerning Human Understanding and Concerning the Principles of Morals*, eds. Selby-Bigge, L. A., and Nidditch, P. H., Oxford, 1975 (1777 edn.). Sect., Part (page)を示す。

My Own life: 'My Own life' [1776] in ed. Miller, *Essays, Moral, Political, and Literary*. pageを示す。

New Letters: Mossner, Ernest C. and Klibansky, Raymond eds., *New Letters of David Hume*, Oxford, 1954. pageを示す。

Understanding: *An Enquiries Concerning Human Understanding* [1748], in *Enquiries Concerning Human Understanding and Concerning the Principles of*

- Morals*, eds. Selby-Bigge, L. A., and Nidditch, P. H., Oxford, 1975 (1777 edn.).
Sect., Part (page)を示す。
- 以下の版も利用した。
- Hume, David (1875), *Essays, Moral, Political and Literary*, eds. Green, Thomas Hill, and Grose, Thomas. H., London.
- Hume, David (1994), *Political Essays*, ed. Haakonssen, Knud, Cambridge.
- Hume, David (1995), *Complete Works and Correspondence of David Hume* (past masters series) Macintosh CD-ROM.
- Anon. [1747], *An Essay on Liberty and Independency: Being An Attempt to prove, that the people under a popular Form of Government, may be as much Slavery, as those subject to the arbitrary Will of One Man*, London: W. Webb (京都大学経済学部所蔵).
- Bolingbroke, Henry St. John [1733–34], *A Dissertation upon Parties*, in ed. Aritage, David, *Political Writings*, Cambridge, 1997 (1754 edn.).
- [1752 (written c. 1735)], *Letters on the Study and Use of History*, 2 vols., New York, 1970 (facsimile of 1752 edn.).
- Brown, John [1757], *An Estimate of the Manners and Principles of the Times*, 5th edn., London: L. Davis and C. Reymers (エディンバラ大学図書館所蔵).
- [1758], *An Explanatory Defence of the Estimate, & c.*, London: L. Davis and C. Reymers (エディンバラ大学図書館所蔵).
- [1765], *Thought on Civil Liberty : on licentiousness, and faction*, Newcastle upon Tyne: L. Davis and C. Reymers (東京大学法学部所蔵).
- Burke, Edmund [1790], *Reflections on the Revolution in France*, ed. Pocock, J. G. A., Indianapolis, 1987.
- [1791], *An Appeal from the New to the Old Whigs*, in ed. Ritchie, Daniel E., *Further Reflections on the Revolution in France*, Indianapolis, 1992.
- Ferguson, Adam [1767], *An Essay on the History of Civil Society*, ed. Oz-Salzberger, F., Cambridge, 1995.
- Harrington, James [1656], *The Commonwealth of Oceana*, in ed. Pocock, J. G. A., *The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge, 1992.
- Machiavelli, Niccolo [1517], *Discourses on Livy [Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio]*, trans. Mansfield, Harvey C. and Tarcov, Nathan, Chicago, 1996.
- Madison, James, Hamilton, Alexander, and Jay, John [1787–88], *The Federalist Papers*, ed. Kramnick, Issac, London (1788 edn.).
- Montesquieu [1734], *Considerations sur les causes de la Grandeur des Romains et de leur Decadence*, in ed. Caillois, Roger, *OEuvres completes de Montesquieu*, Paris, 1951.
- Montesquieu [1748], *De l'esprit des lois*, in ed. Caillois, Roger, *OEuvres completes de Montesquieu*, Paris, 1951.
- Polybius [2C. BC], *The Histories*, trans. Paton, W. R., Harvard (Loeb Classical Library), 1960 (reprint edn.).
- Rousseau, Jean-Jacques [1762], *Du Contrat Social, ou Principes du Droit Politique*, in ed. Vaughan Charles E., *The political writings of Jean Jacques Rousseau*, Oxford, 1962.
- Shaftesbury, Anthony Ashley Cooper, Third Earl of [1709], 'Sensus communis, an essay on the freedom of wit and humour in a letter to a friend', in *Characteristic of Men, Manners, Opinions, Times*, ed. Klein, Lawrence E., Cambridge, 1999.
- Smith, Adam [1759/90], *The Theory of Moral Sentiment*, eds. Raphael, D. D. and Macfie, A. L., Indianapolis, 1982 (reprint of Oxford, 1976) (1790 edn.).
- [1776], *An Inquiry into the Nature and causes of the Wealth of Nations*, 2 vols. , eds. Campbell, R. H and Skinner, A. S., Indianapolis, 1981 (reprint of Oxford, 1976) (1784 edn.).

三次史料

- Adair, Douglass (1957), "'That Politics may be reduced to a Science": David Hume, James Madison, and the Tenth Federalist', in Adair, *Fame and the Founding Fathers*, 1998 (pb edn.).
- Arendt, Hannah (1958a), *The Human Condition*, Chicago and London (志水速雄訳, 1973).
- (1958b), 'The Modern Concept of History', in her *Between Past and Future*, New York, 1993 (originally 1968) (引田隆也・斎藤純一訳, 1994).
- Baron, Hans (1966), *The Crisis of the Early Italian Renaissance : Civic Humanism and Republican Liberty in an age of Classicism and Tyranny*, Princeton.
- Berry, Christopher J. (1994), *The Idea of Luxury : A Conceptual and Historical Investigation*, Cambridge.
- Brown, Cedric C. (1995), 'Great Senates and Godly Education: Politics and Cultural Renewal in some pre- and post-revolutionary texts of Milton', in eds. Armitage, Himy, and Skinner, *Milton and Republicanism*, Cambridge and New York.
- Burke, Peter (1966), 'A Survey of the Popularity of Ancient Historians, 1450-1700', *History and Theory*, 5.
- Burt, Shelley G. (1992), *Virtue Transformed : Political Argument in England, 1688-1740*, Cambridge.
- Canter, H. V. (1914), 'The Impeachment of Verres and Hastings: Cicero and Burke', *Classical Journal*, 9.
- Chamley, Paul (1975), 'The Conflict between Montesquieu and Hume: A Study of the Origins of Adam Smith', in Skinner and Wilson, *Essays on Adam Smith*, Oxford.
- Chinard, Gilbert (1940), 'Polybius and the American Constitution', *Journal of the History of ideas*, 1.1.
- Colley, Linda (1982), *In Defence of Oligarchy: The Tory Party 1714-60*, Cambridge.
- ドップズ, ベティ J. T. (大谷隆昶訳) (1991 (邦訳2000)), 錬金術師ニュートン: ヤヌスの天才の肖像 (*The Janus faces of genius : the role of alchemy in Newton's thought*, Cambridge).
- Fieser, James ed. (1995), 'Early Commentaries on Hume's Writings', Internet Release (www.utm.edu/research/hume/com/hayter.rtf).
- Fink, Zera S. (1945), *The Classical Republicans: An Essay in the Recovery of a Pattern of Thought in Seventeenth Century England*, Evanston.
- Fitzgibbons, Athol (1995), *Adam Smith's System of Liberty, Wealth, and Virtue*, Oxford.
- Forbes, Duncan (1975), *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge.
- Fukuda, Arihiro (1997), *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars*, Oxford.
- 福田有広 (1997), 「歴史の中の『ユートピア』: マシユウ・レンのハリントン批判について」, 佐々木毅編『自由と自由主義: その政治思想的諸相』.
- (1998), 「共和主義」, 廣松渉他編『岩波哲学・思想事典』.
- (2002), 「共和主義」, 福田有広・谷口将紀編『デモクラシーの政治学』(近刊).
- ガレン, エウジェニオ (清水純一訳) (1947 (邦訳1960)), イタリアのヒューマニズム (*Der Italianische Humanismus*).
- Gaskin, J. C. A. (1993), 'Hume on religion', in Norton (1993).
- Goldsmith, M. M. (1994), 'Liberty, Virtue, and the Rule of Law, 1689-1770', in Wootton (1994a).
- ハーシュマン, アルバート (佐々木毅・旦祐介訳) (1977 (邦訳1985)), 情念の政治経済学 (*The Passion and the Interests*, Princeton).
- Hont, Istvan and Ignatieff, Michael eds. (1983), *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, Cambridge.
- 犬塚元 (1997), 「エドモンド・バーク、習俗(マナーズ)と政治権力」, 『国家学会雑誌』, 110.7/8.
- (2002), 「ローマ史解釈の政治思想史: オーガスタン期英国における政治対立・政治的多元性をめぐる議論の諸相」, 『社会科学研究』, 52.1.

- Jones, Peter (1982), *Hume's Sentiments : Their Ciceronian and French Context*, Edinburgh.
- 川出良枝 (2000), 「名誉と徳: フランス近代政治思想史の一断面」, 『思想』, 913.
- ケニヨン, ジョン (今井宏・大久保桂子訳) (1983 (邦訳1988)), 近代イギリスの歴史家たち (*The History Men: The Historical Profession in England since the Renaissance*, London).
- Kidd, Colin (1999), *British Identities Before Nationalism: Ethnicity and Nationhood in the Atlantic World 1600–1800*, Cambridge.
- 岸本広司 (2000), バーク政治思想の展開.
- Kramnick, Isaac ed. (1972), *Lord Bolingbroke: Historical Writings*, Chicago and London.
- (1977), *The Rage of Edmund Burke: Portrait of An Ambivalent Conservative*, New York.
- クリステラー, パウル O. (渡辺守道訳) (1961 (邦訳1977)), ルネサンスの思想.
- Levine, Joseph M. (1981), 'Ancient and Modern Reconsidered', *Eighteenth-Century Studies*, 15.1.
- (1991), *Battle of the Books: History and Literature in the Augustan Age*, Ithaca and London.
- Lutz, Donald S. (1984), 'The Relative Influence of European Writers on Late Eighteenth-Century American Political Thought', *American Political Science Review*, 78.1.
- Moore, James (1977), 'Hume's Political Science and the Classical Republican Tradition', *Canadian Journal of Political Science*, 10.
- Mossner, Ernest C. (1943), *The Forgotten Hume (Le Bon David)*, Bristol and Tokyo, 1990 (reprint edn.).
- (1949), 'Hume and the Ancient-Modern Controversy, 1725–1752: A Study in creative Scepticism', *University of Texas Studies in English*, 28.
- (1980 [1st edn. 1954]), *The Life of David Hume* (2nd edn.), Oxford.
- 中神由美子 (1994), 「アルジャノン・シドニーの政治思想」, 『本郷法政紀要』, 3.
- Norton, David F. ed. (1993), *The Cambridge Companion to Hume*, Cambridge and New York.
- Norton, David F. and Norton, Mary J. (1996), *The David Hume Library*, Edinburgh.
- 大野精三郎 (1977), 歴史家ヒュームとその社会哲学.
- Peltonen, Markku (1995), *Classical Humanism and Republicanism in English Political Thought, 1570–1640*, Cambridge.
- Phillipson, Nicholas T. (1979), 'Hume as Moralists: A Social Historian's Perspective', in ed. Brown, *Philosopher of the Enlightenment*, Hassocks.
- Pocock, John G. A. (1957/87), *The Ancient Constitution and the Feudal Law : A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century : A Reissue with a Retrospect*, Cambridge.
- (1965), 'Machiavelli, Harrington and English Political Ideologies in the Eighteenth Century', in his *Politics, Language, and Time*, Chicago, 1989 (reprint of 1971).
- (1975), *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton.
- (1979), 'Hume and the American Revolution: The Dying thoughts of a North Briton', in Pocock (1985).
- (1982), 'The Political Economy of Burke's Analysis of the French Revolution', in Pocock (1985).
- (1985), *Virtue, Commerce, and History : Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge (田中秀夫訳, 1993).
- (1987), 'Introduction' in his edition of Burke's *Reflections*.
- (福田有広訳) (1989a (邦訳1989)), 「『保守的啓蒙』の視点: 英国の啓蒙と米・仏の革命」 ('Conservative Enlightenment and Democratic Revolution: The American and French Cases in British Perspective', *Government and Opposition*, 24), 『思想』, 782.

- (1989b), 'Edmund Burke and the Redefinition of Enthusiasm: the Context as Counter-Revolution', in eds. Furet, F. and Ozouf, M., *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture 1789-1848*, vol. 3, Oxford and Tokyo.
- (1999), *Barbarism and Religion*, vol. 2. *Narrative of Civil Government*, Cambridge.
- Popkin, Richard H. (1965), 'Skepticism and the study of history', in eds. Norton and Popkin, *David Hume : Philosophical Historian*, Indianapolis.
- Rawson, Elizabeth (1969), *The Spartan Tradition in European Thought*, Oxford.
- Robbins, Caroline (1959), *The Eighteenth Century Commonwealthman: Studies in the Transmission, Development and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with thirteen Colonies*, Cambridge and Massachusetts.
- (1961), 'Influence or Coincidence--A Question for Students of Machiavelli?', *Renaissance News*, 14.4.
- Robertson, John (1983a), 'Scottish Enlightenment at the Limits of the Civic Tradition', in Hont and Ignatieff (1983).
- (1983b), 'Scottish Political Economy Beyond the Civic Tradition: Government and Economic Development in the Wealth of Nations', *History of Political Thought*, 4.3.
- (1985), *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, Edinburgh.
- (1993), 'Universal monarchy and the liberties of Europe: David Hume's critique of an English Whig doctrine', in eds. Phillipson and Skinner, *Political Discourse in Early Modern Britain*, Cambridge.
- (1997), 'The Enlightenment Above National Context: Political Economy in Eighteenth-Century Scotland and Naples', *Historical Journal*, 40.3.
- (2000), 'The Scottish Contribution to the Enlightenment', in ed. Wood, *The Scottish Enlightenment: Essays in Reinterpretation*, New York.
- 阪上孝 (1999), 近代的統治の誕生: 人口・世論・家族.
- 坂本達哉 (1995), ヒュームの文明社会: 勤労・知識・自由.
- 佐々木毅 (1970), マキアヴェッリの政治思想.
- (1987), 「ヒュームと公共精神の問題」, 『思想』, 760.
- 佐々木武 (1972-73), 「「スコットランド学派」による「文明社会」論の構成」, 『国家学会雑誌』, 85-7/8-86-1/2.
- (1999), 「「近世共和主義」」, 『岩波講座世界歴史16:主権国家と啓蒙』.
- Sher, Richard B. (1985), *Church and University in the Scottish Enlightenment : The Moderate Literati of Edinburgh*, Princeton.
- Skinner, Quentin (1996), *Reason and Rhetoric in the philosophy of Hobbes*, Cambridge.
- Smith, Norman Kemp (1941), *The Philosophy of David Hume:A Critical Study of Its Origins and Central Doctrines*, London.
- シュトラウス, レオ (添谷育志・谷喬夫・飯島昇藏訳) (1965 (邦訳1990)), ホッブズの政治学 (*Hobbes' Politische Wissenschaft*).
- 田中秀夫 (1999), 啓蒙と改革: ジョン・ミラー研究.
- 田中敏弘 (1971), 社会学者としてのヒューム: その経済思想を中心として.
- Tuck, Richard (1979), *Natural Right Theories: Their Origin and Development*, Cambridge.
- (1989), *Hobbes*, in eds. Skinner, Q. et al., *Great political thinkers*, Oxford, 1992, Oxford (田中浩・重森臣広訳, 1995).
- (1990), 'Humanism and Political Thought', in eds. Goodman and MacKey, *The Impact of Humanism on Western Europe*, London and New York.
- Walton, Craig (1990), 'Hume's England as a Natural History of Morals', in eds. Capaldi and Livingston, *Liberty in Hume's History of England*, Dordrecht.
- Weinbrot, Howard D. (1993), *Britannia's Issue: the Rise of British Literature from Dryden to Ossian*, Cambridge.
- Weston, Corinne C. (1965), *English Constitutional Theory and the House of Lords 1556-*

1832, New York and London.

Wootton, David (1993), 'David Hume, "the historian"', in Norton (1993).

--- ed. (1994a), *Republicanism, Liberty, and Commercial Society, 1649-1776*, Stanford.

--- (1994b), 'Ulysses Bound? Venice and the Idea of Liberty from Howell to Hume', in Wootton (1994a).

Worden, Blair (1994), 'Marchamont Nedham and the Beginnings of English Republicanism, 1649-1656', in Wootton (1994a).

※本稿の草稿にコメント下さった福田有広氏、荻部直氏、中神由美子氏に感謝申し上げます。
(いぬづかはじめ、東京大学社会科学研究所助手)